

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 26 年 9 月 30 日招集
第 26 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	4
審議結果	7
議事日程	9
開会及び会議宣言	10
会議録署名議員の指名（岩渕優君・岩渕善朗君）	10
会期の決定	10
一般質問	10
☆ 那 須 茂一郎 君	10
1. 仮設焼却炉、新炉、最終処分場建設について	
(1) 現在候補地とされている地域を白紙にできないか。	
(2) 改めて希望地を求められないか。	
(3) 仮設と新炉の関係	
(4) 熱エネルギーの活用について	
(5) リサイクルの促進について	
(6) 新炉を設置した場合、その年数は耐用年数の約15年から25年程度とすること	
☆ 勝 浦 伸 行 君	22
1. 県南地区ごみ処理広域化基本構想について	
(1) 岩手県広域化計画は、平成29年度を目標年度として、各ブロック毎の広域化を進めています。現在の進捗状況について伺う。	
(2) 昨年11月に策定された「県南地区ごみ処理広域化基本構想」により、行政組合は、大きな課題に真正面から取り組む事になりました。その課題解決に向け、管理者である勝部一関市長は、新焼却施設建設の説明会において、世界に誇れる環境都市を目指し、世界最先端の技術を取り入れた施設建設を目指したいと説明していますが、新焼却施設建設の説明会においては、その部分の説明が曖昧です。説明資料に示された内容は、あくまでも従来の焼却施設を例に説明されています。今、環境先進地ではエネルギー革命が進み、「エネルギーの地産地消」の考え方のもと、廃棄物を発電のための燃料として捉え、活用しています。私は、今回の新清掃センター建設にあたっては、焼却施設を建設するのではなく、新たな視点で、発電施設を中心としたエネルギー基地施設建設を目指すべきと考えます。さらに、その施設は、経済産業省が進める「次世代エネルギーパーク」の認定を目指したものとすべきであると考えます。管理者の目指す、世界に誇れる環境都市の構築には、これまでにないごみの分別収集や廃棄物の再利用を新たな視点で捉え検討する必要があると考えます。管理者として、新時代を見据えた夢のある提案が今こそ必要と考えますが、所見を伺います。	
(3) 燃えるごみを再分別して、生ごみと固形燃料ごみと分別収集し、生ごみは、堆肥や廃棄物系バイオマスエネルギーの原料として活用し、可燃ごみを従来の「焼却方式」から「固形燃料化（RDF）方式」に転換して、発電施設の燃料として活用することについて、検討されたか伺います。	
(4) 木質バイオマス発電所において、先ほど示した「ごみ固形燃料」を利用できるのか	

検討されたか伺う。

2. 最終処分場について伺う

- (1) 清掃センターから排出される、焼却灰、し尿、下水汚泥等、多くの廃棄物はセメント工場で燃料や原料としてリサイクルすることが可能と考えます。一関市は、そのセメント工場を市内に有する貴重な自治体です。これまで、どのような連携を図ってきたのか、また、今後どのような連携を考えているのか伺います。また、説明会では、新最終処分場については、従来のごみ処理の考え方の元で説明を進めていたが、焼却灰、資源ごみをセメントに再利用することで、その説明の中身は非常に大きく変わると考えます。十分な検討のもと説明を進めたのか伺います。
- (2) 全国にあるセメント工場では、様々な廃プラスチックやこれまで埋め立て処理されていた不燃ごみを燃料、もしくは原料としてリサイクルしているが、一関清掃センターの分別状況について、東山町のセメント工場と検討されたことがあるのか、また、検討したとすればどのような内容か伺います。

☆ 金 野 盛 志 君32

1. 新炉建設計画について

- (1) 市民全体の課題として、ごみ処理の現況課題等について周知をすべきではないか。
- (2) 焼却炉のない先進的な施設こそ、市長の目指すことではないか。

☆ 岩 渕 優 君37

1. 地域包括ケアシステムの構築について

- (1) 日常生活圏のニーズ調査と分析結果
- (2) 地域包括支援センターの強化
- (3) 介護保険事業の事務体制

☆ 岡 田 もとみ 君42

1. 仮設焼却施設等に関する今後の取り組みについて

- (1) 当局の今後の取り組みとして狐禅寺地区の住民説明は引き続き従来どおりの説明を行うとしているが、これでは、住民の不信をさらに深めるものであり、新たな発展的な方針を示すべきではないか。

2. 舞川最終処分場における放射能汚染物質の埋め立てについて

- (1) 舞川地区の住民説明会において、住民からの「協定書」作成要望について応えるやり取りがあったが、どのようなものを考えているか。

3. 介護施設の老朽化に伴う支援策について

- (1) 管内において、老朽化してきた施設が出ており、改築等の課題は施設運営に大きな支障となりかねない。何らかの支援をすべきと考えるが現状について伺う。

☆ 菅 野 恒 信 君48

1. 介護サービスの充実について

- (1) 第6期介護保険事業計画策定状況は
- (2) 地域包括ケアシステムの具体的内容は
- (3) 今後の施設整備計画は

☆ 菊 地 善 孝 君57

1. 仮設炉等の決定問題について

- (1) 仮設炉、焼却場改築、新最終処分場を狐禅寺地区にお願いすることを決定した正副
管理者会議の日時はいつか
2. 仮設炉等建設見込みについて
 - (1) 混迷状況にある原因は何か。執行者の責任問題はないのか。
3. 狐禅寺地区生活環境対策協議会との覚書締結経過と今次の一方的破棄通告について
 - (1) なぜ覚書締結に至ったのか。
 - (2) 破棄通告（申し出）に対する同協議会の正式な回答内容は。
 - (3) 同協議会の規約（申し合わせ）、役員構成は。
 - (4) 実態として、同協議会は狐禅寺地区民の民意を代表する組織なのか否か。
4. 介護保険制度について
 - (1) 職員の処遇について

認 第 2 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………	69
認 第 3 号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	69
議案第 7 号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）……………	83
議案第 8 号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	83
議案第 9 号	監査委員の選任について……………	86

第 26 回 定 例 会 日 程 表

平成26年 9 月 30 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	9 月 30 日	火	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 2 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	9月30日	認 定
認 第 3 号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月30日	認 定
議案第 7 号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	9月30日	原案可決
議案第 8 号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月30日	原案可決
議案第 9 号	監査委員の選任について	9月30日	同 意

受理した議案

- 認 第 2 号 平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 号 平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 号 監査委員の選任について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	認 第 2 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認 第 3 号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 7 号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第 8 号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 9 号	監査委員の選任について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成26年 9 月30日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成26年 9 月19日
告示番号 第19号
招集日時 平成26年 9 月30日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	升 沢 博 子 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 勝 君	5 番	菊 地 善 孝 君	6 番	槻 山 隆 君
7 番	千 葉 満 君	8 番	那 須 茂一郎 君	9 番	岩 渕 一 司 君
1 0 番	金 野 盛 志 君	1 1 番	佐々木 清 志 君	1 2 番	小野寺 道 雄 君
1 3 番	岩 渕 善 朗 君	1 4 番	橋 本 周 一 君	1 5 番	佐 藤 雅 子 君
1 6 番	菅 野 恒 信 君	1 7 番	阿 部 正 人 君	1 8 番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	村 上 和 広	議会事務局次長	苫米地 吉 見
議会事務局主幹	中 村 由美子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	平 山 大 輔 君
広域行政組合事務局長	昆 野 雅 志 君	介護保険担当参事	岩 本 孝 彦 君
環境衛生担当参事	佐 藤 福 君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	尾 形 秀 治 君
一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君	大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君
介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	金 今 寿 信 君	監査委員	小野寺 興 輝 君
監査委員事務局長	藤 倉 明 美 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第26回広域行政組合議会定例会

平成26年 9 月 30 日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成26年 9 月 19 日一関地区広域行政組合告示第19号をもって招集の、第26回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 5 件です。

次に、那須茂一郎君ほか 6 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺道雄君ほか 1 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 5 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 次に、8 月 19 日に平泉町議会において実施された選挙で当選されました議員を紹介します。

升沢博子議員です。

1 番（升沢博子君） 平泉町議会議員の升沢博子でございます。

8 月の平泉町議会において、一関地区広域行政組合議員として選任されました。

環境、あるいは介護といったことで、これから真摯に取り組んでまいりたいと存じますので、皆様、どうぞ、ご指導、ご鞭撻いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議 長（武田ユキ子君） なお、升沢博子議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、前任者の議席である 1 番といたします。

また、欠員となっております議会運営委員会委員に、委員会条例第 3 条の規定により、升沢博子議員を議長において指名いたしました。

議 長（武田ユキ子君） 次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） この機会に、副管理者をご紹介申し上げます。

任期満了に伴う平泉町長選挙において当選し、8 月 27 日、町長就任と同時に当組合副管理者として、青木幸保氏が就任いたしましたので、ご紹介申し上げます。

副管理者の平泉町長、青木幸保氏であります。

副管理者（青木幸保君） おはようございます。

ただいまご紹介を賜りました、8 月 27 日付けで平泉町長に就任いたしました青木幸保といたします。同時に、副管理者として就任いたしますことになりました。

議員の皆様方には、なお一層のお力添えを賜りますことをお願いいたしまして、あいさつとい

たします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

管理者（勝部修君） 以上で、紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） 以上で、人事紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（武田ユキ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

4 番 岩 渕 優 君

13 番 岩 渕 善 朗 君

を指名します。

議長（武田ユキ子君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（武田ユキ子君） 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一括質問答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 8 番、那須茂一郎です。

仮設焼却炉、新焼却炉、新最終処分場建設についてお尋ねしてまいりたいと思います。

これらの施設を改めて建設したいと狐禅寺地区に要請しているようですが、狐禅寺の自然環境を守る会の皆さん方が先頭に立って反対していると。このような地域に建設できるのか、強行すれば住民自治を壊してしまう、このように思われますが、いかがでしょうか。それよりも、改めて候補地を探してみたらいかがでしょうか。

今、ごみを活用する産業としても、さまざまなものを立ち上げている時代であります。それならと、地域の振興策としてないものでしょうか。この合併して広くなった新一関、平泉を含めた地域に候補地はないものでしょうか。

とりあえず、どこにつくるにしろ仮設焼却炉をつくり、その後それを稼働させておいて、新焼却炉を建設するとあります。仮設は、先日の議員全員協議会の席上、流動床方式で50トン炉を1基という話でした。放射能ごみ2,000トン余り、それに一般ごみを混ぜて燃やし、その灰は舞川の現在の最終処分場に埋め立て、その間に新炉をつくり、その後、仮設は壊すという方法かと思いますが、その過程の中でいくつかの課題があります。

50トン規模の焼却炉1基とはいえ、何十億かかるかだと思います。それは国のお金だからと言

い、数年ですぐ壊すのはもったいなくはないか。この仮設を稼働中に行政組合では、1日約130トン余りのごみを焼く新炉を建設する運びになっていると言われています。それは、どの方式かは知りませんが、六十数トン規模2基と思われる。それなら仮設焼却炉を新炉に組み入れられないかという課題であります。もちろん、焼却方式は熔融炉方式です。

熔融炉方式もいろいろありますが、釜石方式の熔融炉です。昨年、私たちが視察した栃木県佐野市のみかもクリーンセンターの方式の熔融炉ではなくです。それは放射能の問題があるからです。この方式は、第一に燃やした灰が出ません。燃えない鉱物や鉄分は溶けて、スラグ、メタルとなり、建設資材やレアメタル回収資材となります。放射性物質セシウムは約630度で気化、気体になると言われています。炉で1,800度くらいに熱されたセシウムはすべて気体となり、ボイラー塔を加熱した後、バグフィルターを通るため、200度程度に下げられますが、そのとき、セシウムが固体となり、粉塵に付着し、バグフィルターに捕捉されると言われています。

焼却量の2%から3%出ると言われている飛灰にはセシウムが高く出ますが、キャスクと呼ばれる保存容器に入れ、中間貯蔵施設ができるまできちんと管理、保管するということではどうでしょうか。薄くして増量して埋め立てるよりも、ずっと住民が安心するのではないのでしょうか。どんなに薄めてもセシウムの絶対量は変わらないからです。課題となっている側溝土砂も、量を制限しながら燃やして処理することができるのではないのでしょうか。

灰が出ないのであれば最終処分場は必要ありません。建設のための住民説明会も、20億円から30億円とよそで言われているその建設費用も必要なくなります。このように、一番大きな放射能の問題を解決するなら、この焼却炉の熱エネルギーを活用した施設は先進の施設と同じです。発電にも温水プールをはじめとする健康福祉施設、暖房や農業施設の活用が望まれるのではないのでしょうか。

それから、今の世論は、すべて燃やせばよいというものではありません。できるだけ減容化とリサイクルが望まれます。新しい炉ができて、すぐというわけにはいかないと思いますから、今の体制でもできるもの、生ごみの減量です。これは各自治体でそれなりに取り組んでいるところが多いのですが、各家庭個々でなく、ごみの集積所に中型の生ごみ処理機を置き、各家庭での生ごみをそれぞれ入れるということはどうでしょうか。

よく、ごみは臭いと言われますが、それは、ほとんど生ごみのにおいです。猫やカラスの害も生ごみです。各家庭で困るのも生ごみです。これを集積所に置き、生ごみをそれに入れてもらえば、そこで処理し、業者が月に1回ほど整理して歩けばよく、焼却費用が多くかかる分も節約できると言われます。

それから、プラスチック、ビニール類の油化です。ごみの3割から5割を占めようとされるこれらを油に還元しようとするものです。今、円の問題もありますが、油の問題が各家庭の家計を直撃しています。木質バイオマスもありますが、今回は、このプラスチックの油化の課題です。これは、ごみの減量と資源の有効活用となることから、早急に検討すべきではないのでしょうか。試算では、ごみから分別費用をかけても採算性も十分あると言われています。それよりも、ごみ1トン当たり2万円から4万円かかるとする焼却費用を減らすこともできます。一関市の質問に対しても前向きな答弁がありました。これらに対しても、すぐこの組合でも検討が必要ではないのでしょうか。

それから、新炉をどこかに今度建設した場合、そこで稼働する期間、その炉の稼働だけにするということが大切ではないのでしょうか。代々置くというのは、大東でも住民は反対した人が多か

ったと思います。狐禅寺でも条件はどうあろうと、もう置かないでくれという説明会での悲痛な声がありました。安全だからとその場での説明でなく、懸念されるものがあるというなら、行政はその声きちんと耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。ごみの燃焼は必要だ、各地で回り番ここに一代だけならという声は各地で聞こえる声でありました。どうか住民の切実な声と、この一関地域の方向が決まることを願いまして、私の壇上での質問とします。

どうもご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、仮設焼却施設、それから新焼却施設及び新最終処分場の建設地についてでございますが、農林業系汚染廃棄物処理のための仮設焼却施設及び県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づく新焼却施設は、狐禅寺地区に設置したいと考えて、組合及び一関市では、本年４月と７月に、真滝２区から６区の住民の皆さんを対象とした説明会を開催いたしまして、その内容について提案させていただいたところでございます。

また、仮設焼却施設については、本年７月に、施設の設置主体である環境省による説明会も開催されたところであります。

これらの説明会におきましては、住民の皆さんから、放射性物質への安全対策や平成12年に旧一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会が締結いたしました覚書について、ご意見、ご質問をいただいたところであり、現在のところ、住民の皆様から十分なご理解を得られるまでには至っていないところでございます。

組合といたしましては、今後とも、安全対策と地域振興への取り組みについて説明をさせていただくとともに、説明会において住民の皆さんからいただいたご意見、ご質問に対し丁寧にお答えするとともに、専門家による講演会の開催、あるいは先進事例の視察など、住民の皆さんのご理解が深まり、ご理解をいただけるような説明を重ねてまいりたいと考えているところであります。

次に、建設を希望する地区への新焼却施設の建設についての質問がございました。

新しい施設については、これを単体での焼却施設とするのではなく、併設する熱エネルギー利用施設や資源再利用の拠点となる施設なども含め、地域振興につながる複合的な施設として整備をいたしまして、これらの施設整備により、狐禅寺地区を一関市発展の中心的地域として、また、環境にやさしいまちづくりのモデルとなるよう位置づけていきたいと考えているところであります。

したがって、施設の建設場所につきましては、安全と生活環境の確保対策を含めご理解をいただけるよう、引き続き狐禅寺地区の皆さんに説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、仮設焼却施設及び新焼却施設の処理システムについてでございますが、焼却施設におけるゴミ処理システムには、ストーカ方式と言われる方式、それから流動床式、熔融炉式など複数の方式がございしますが、仮設焼却施設及び新焼却施設の処理システムについては、議員からご提言のありました焼却灰や焼却残さからの生成物の再利用も含め、それぞれの方式の優位性や課題等もございしますから、それらを踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新焼却施設の熱エネルギーの利用についてでございますが、新たに設置しようとしている施設は、ダイオキシンなどの有害ガスのほか放射性物質などを排出しない、そういう技術、機

能を備えた安全安心な施設であることはもちろんのこと、単に焼却施設としての機能を持たせるだけでなく、世界最高水準の技術を導入いたしました。世界最高水準の技術を導入した焼却により、発生するエネルギーを効果的、効率的に取り出せる、そういう機能を有する環境に配慮した施設を考えております。

施設の周辺には、施設で発生する熱エネルギー等を活用した複合施設を配置することを考えてまいりたいと思っております。エネルギーを生み出す、再利用する、そのようなエネルギーセンターというイメージとして考えているところであります。

次に、ごみ減容化の方策についてでございますが、ごみ処理については、一般廃棄物処理基本計画により基本方針を定め、進めているところでございますが、一関市及び平泉町と連携を図りながら、廃棄物の減量化とリサイクルに取り組んでいるところでございます。

具体的な事業としては、公共施設など45カ所に回収ボックスを設置いたしまして、金、銀、レアメタルなどの貴重な有用金属が含まれる使用済み小型家電回収事業の実施など、リサイクルの推進に努めているところでございます。

議員から提言のございましたプラスチックの油化事業でございますとか、生ごみの減容化などにつきましては、技術的には実用化が可能であると認識はしておりますが、分別収集の仕組みの変更、あるいは費用などの課題もあるのも事実でございます。先進事例等の情報収集を行いながら、今後研究をしてまいりたいと思います。

次に、新焼却施設の稼働期間についてのお尋ねがございました。

環境省が平成22年3月に作成した廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引きというものにおいて、焼却施設は、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要であるというふうにされているところでございますが、同省が平成22年に、一般廃棄物処理実態調査におきまして、平成11年から平成19年までの間に運転を廃止した廃棄物処理施設の供用年数を取りまとめた結果では、20年から25年程度の供用年数となっている施設が全国で半数以上となっている状況でございます。新たな施設につきましては、現在、処理方式等が明確に定まっていないことから、今後、検討してまいりたいと思います。

また、議員から、現在提案を行っている新たな施設の次の施設についてのご質問がございましたが、組合としては、現在提案している新たな施設について、地区の皆さんのご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 重ねて質問してまいりたいと思います。

住民説明会において、反対意見、賛成意見あるかと思うのですね。その中で、どの時点で、例えば説明が理解していただいたと判断するのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） どの時点でということでございますが、今説明に入って、これまで2回ほど説明、2巡をしたわけでございますが、これから、まだまだ安全面についての不安、そういうものについても、行政にはなかなか放射能に対する知見というものが無いこともあって、十分な説明を対応できていないというのが実態でございます。そういうところも、専門家の知見をお借りしながら説明をしていく必要もございまして、イメージ的に現在の施設、現在の焼却施設のイメージで次の施設のことをイメージされますと、やはり、そのところは、こちらの説明が十分でな

いということになりますので、先進事例等の施設について、そういう見学の機会等もつくり、更に詳しく説明を丁寧に重ねていくなど、そういう努力をしていく、そういう段階にございますので、今の段階で、どの時点で同意を得られたとかということは想定しておりません。いずれ、丁寧に、真摯に説明を重ねていきたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 安全性の問題で理解していただくというお話でしたけれども、今、低線量レベルの放射能の問題に関しては、100ミリシーベルト以上については、それに一致して危ないという話はされていますけれども、低線レベルの放射能に対しては、まだ学会としても安全だ、危ないとも言われていない段階です。ただ、懸念される問題はあるというふうに言われています。ですから、そういう点を考えれば、それから放射能に対しての閾値はないというふうに言われています。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいま、いわゆる放射線量の話がありました。当組合といたしましては、放射性物質汚染対処特措法の基本方針がございますけれども、そこに1ミリシーベルト、年間というような基準が示されてございますので、それを、1日当たりの線量に直しますと、0.23マイクロシーベルトの除染基準になるわけですが、それを一つの基準として守ってまいりたいと、このように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 住民の健康を考えるのだったら、放射能に対して、学会とか人体実験とかという、そういうものに対しては、ほとんど私のほうも、私も学者ではありませんからわかりませんが、放射能が作用するとき、近距離で放射性、放射能が発生する、発すると。そのときに、人体の中で酸素が割れて、フリーラジカルが発生すると。放射線で影響するレベルとフリーラジカルで影響するレベルと、これがあるけれども、放射線についてはいろいろ言われているが、フリーラジカルで影響される、このことに対しての部分もかなり指摘されていますが、その点をご存じでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今、議員ご指摘の、いわゆる放射線量が人の人体に与える影響の部分でございすけれども、フリーラジカルという言葉は私は初めてお聞きしたものでございます。ただ、その放射線量が皮膚を通過して、その組織内部に影響を与えるかどうかという、その知見はさまざまであると、このように認識してございます。放射線量が遮蔽によって防ぐことができると、ある程度、一定程度防ぐことができると、そういったような知見もございすので、それによって対応してまいりたいと、このように思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） すみません、フリーラジカルというのはまたの言葉で、日本語で活性酸素とかと訳すのだそうですけれども、放射線でやられる部分、その活性酸素で細胞のDNAが壊れるのだという説もあります、はっきり言って。ですから、一概に、まだ100%こうだと言いませんけれども、そういう懸念がされている本もあるし、それから学者もいらっしゃいます。ですから、そのことを考えて、やるのであれば、懸念されることに対して安全だからとか、これくらいは国で言っているから大丈夫だからというふうに進めるのではなくて、その人たちがそこを理解して、それでも私たちは受け入れますというのであればいいけれども、ところが、そういうふ

うな懸念があるのに、持ってきてほしくないというふうにあったときは、やはりこちらの行政組合のほうでも、進行を考えるべきでないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほども言ったとおり、我々にはそういう専門的な知見がないので、そういう、ただいま議員がおっしゃったような、その懸念されるというか、まだはっきりわからない部分があるということでございますので、専門家の方に、そのところは客観的な視点に立って、いろいろ知見を与えていただくというのが一番公平なやり方ではないかなと思います。行政が先に立って、懸念が残っているにもかかわらず、これを推し進めるということはない、そう思っていたいて結構でございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 私が言っているのは、専門家が相反しているということなのですね。フリーラジカルの問題であれば、日常、既にフリーラジカルが発生しているから、そんな問題ないという人もいますし、フリーラジカルが多ければ、やはり体に対してのいろんな免疫作用も壊されるという方もいらっしゃいます。そういう専門家なのですね。だから、心配するのは、片方だけの部分を信じてどうだ、片方だけの部分を信じてどうだではなくて、やはり今現在の状況を、やっぱり端的に判断するということだと思うのです。

私も中学校や高校の知識しかありませんが、話されたこと、その中で、先生方が理科で教えてくださったこと、それをもとにして判断すれば、こういうふうなことであれば、必ずその活性酸素が発生すると。活性酸素が発生すれば、いろいろと若い人たちが言うように、老化が促進されるというふうな話については重々承知なのですよね。ですから、私は、危なくないというふうな話とか何かではない話だと私は思っています。

例えば、放射能が発生したとき、500ベクレルまでは食べ物は大丈夫だと。500ベクレルのもの食べても、実際にはタバコやお酒のほうが影響が大だよというような講演会を聞いたことが何回もありました。ところが、すぐ4月1日から、次の年の4月1日から100ベクレルに食べ物をしたということですね。ですから、次々とそういうふうな安全性の問題に対しては懸念されて、できるだけ安全な方向にというふうに変わっていきます。ですが、その点については十分検討して、私は、住民の声を、不安だというものに対しては大丈夫だよという部分、本当に確信があるのであればそう進めるべきだと思うのですけれども、確信がないのに、自分の部分だけで進めることに対しては非常に懸念があるというふうに感じておりますので、その点は検討をお願いしたいと思います。

それから、新しい地域に対して、狐禅寺の問題がまだ解決していないと言いますけれども、新しい地域もないのでしょうか。市長も、例えば、さまざまなごみ処理に対して、熱エネルギーを使った産業を興すというのであれば、新しい地域で手を挙げるところがあるかもしれないというふうな発言もされたことがありますけれども、それを今現在、新しく、改めて検討する余地は、今現在まず表向きは100%なのでしょうけれども、何%か、それがだめだったら、やっぱりそういう地域で、ないのかという問題はないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいま議員お尋ねの、いわゆる新しい場所はないのかということでございますけれども、これにつきましては、現在、進行の中で説明をさせていただいているということでございます。さまざまな課題はございますけれども、それについては、やはり真摯に向き合

いまして、一つ一つご回答を用意申し上げまして、誠意を持って対応する、そういう姿勢でございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） ごみだ、嫌だというような状況が先入観があると。私はかなりの部分で、前にも、一関市議会で質問しましたが、ごみを産業とする部分に対しては、新しい産業の分野で取り組むべきではないかというふうに質問しました。ですから、ごみだからということではなくて、リニアコライダーが、例えば、ぜひ引っ張ってほしいということです。ずっと前から一関でも、それから岩手県でも運動してまいりました。そして、大体その方向でいって、今現在、ほんと決まったからといっても、こんな大きな反対運動が起きるといふような要素は少ないように思われます。

ごみの問題も、このような形でやりますから、あなたの地区ではどうでしょうかという部分でオープンに問いかけたら、そういう人たちが、地域が出てくるといふ可能性もあるのでないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 再度の問いかけのお話をいただきましたけれども、現在進行中の、これは事業でございますし、説明に来ていただいた方に、こちらで誠意を持って対応して、これは今後も説明を続けていくというような姿勢でございますので、現在のところ、そういったようなことは念頭にはないというところでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 先日、狐禅寺、舞川地区、真滝も行きましたね。欠席したほうが少ないぐらいで、かなり説明会を傍聴させていただきました。その中で、参加した住民は、持ってきてほしくないというふうな声がいっぱいあって、説明する職員の皆さん方も、なかなか忌憚のない話ということにならないで、まずそれなりの説明しかできなくて、傍聴しているほうも非常に気の毒に感じました。ですから、だめだなというのを説得するのに対しては難しいけれども、来てほしいというのに対しては協力して、どのような体制をとるといふことに対しては非常に進みやすいのではないかと思いますのですが、ぜひ、ほかの地区も当たってみると。まだまだ建設が決定したわけではありませんから当たってみるといふ、そういうふうな、改めての考え方はどんなものでしょう。どの時点で判断するのでしょうか。例えば、もう狐禅寺はだめなのだと、そういうときからほかを当たると。それとも、今現在進めたのですけれど、だめなのだ、ほかを当たるといふ時点は、どの時点で判断するのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） どの時点であるということについては、今、時点では考えておりません。私自身の、管理者として、あるいは、この広域行政組合の管理者ともう一つ、立場上、一関の市長としての立場がございしますが、この一関の狐禅寺地区を将来こういう姿にしていきたいのだという思いがあります。その思いもあわせて、この焼却施設についての説明を丁寧に行っていきたいと思っているわけございまして、そういうところで、ほかの地域にいかがでしょうかとか、そういう呼びかけをする考えは現時点では全くございません。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） すみません、かえってそういう質問は本当に失礼かと思いました。失礼しました。

それであれば、仮設焼却炉に対しての考え方なのですが、仮設焼却炉、放射性物質を燃やすのだというふうに一応、環境省のほうで進められることなのですが、しかし、放射性物質を、灰を薄めるために一般ごみをかなり燃やすと。計算上いけばどの程度かわかるのですが、それを2年なり数年間やっていくという考えですね。そうしますと、新しい焼却施設を狐禅寺につくらないという覚書に、仮設であっても抵触するのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員お尋ねの、いわゆる仮設焼却炉の混焼の部分の一般廃棄物のお話でございました。これは、一関清掃センターの一般廃棄物を利用して混焼するということでございます。その部分が覚書、平成12年に取り交わしてございますけれども、これに反するのではないかなというように話でございますけれども、この覚書の件に関しましては、説明会でも申し上げたとおりでございます。重く受けとめるということでございます。そういう視点のもとに、理解を得られるような説明をしてみたいと、このように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） こちらの行政組合では、進めるに当たって重く受けとめると。しかし、その覚書がどうあろうと、進めるときにそれをもとに、これでは約束が違うのだというふうになったときに、これは当然、その進行がとまるのではないかなと思うのですが、その点は懸念はしてないのですか。例えば、重大に考えていますということだけで進めるとき、途中でとまったとき、もっと行政に混乱を来すのではないかなと思って懸念していますけれども、その辺は大丈夫なのではないでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員お尋ねの、広域行政組合がこれからも説明会を行うと、そういったようなことに対して、覚書の存在がございますから、混乱するのではないかなというご懸念のお話でございましたけれども、今、4月、7月と説明会を開いてございます。そこで理解が得られなくて、さまざまなお声があるかと思っておりますけれども、それについては、私どもは正面から向き合うということでございまして、誠意を持って対応するというところで考えてございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 次の問題もありますので、次にちょっと移りたいと思います。

次に、焼却炉の方式の問題ですね。これは先ほどの答弁であるように、さまざまな方式ありますけれども、今、私も関心があって、ずっとあちこち見たり聞いたりしているのですが、釜石で、釜石のほかにも結構あるのですが、この間視察したとき、釜石の熔融炉方式が、これはこちらの一関でも採用してやれるのだったら、放射能の対策に十分対応できるなというふうに思って視察したところでありました。というのは、釜石では、入れたものが全部、溶鉱炉並みに、1,800度前後だったと思いますが、それでみんな溶けるように燃えるわけですね。そして、燃えたガスとして出る部分はボイラーを回して排気ガスになるのですが、燃えないものもあるのです。瓦とかガラスとか、それからさっき言った側溝土砂とかというものが燃えないわけですが、それはスラグとして、ちょうどガラスを溶かしたようなキラキラのものがあって、それが建築資材に、道路の舗装かに使えと。それから、金属関係は、ちょうどパチンコ玉のような丸

い玉になって水の中に落ちて丸くなるのですが、それは、前はウェイト程度にしか使っていなかったのですけれども、この間視察に行ったときは、それからレアメタルを取るために、きちんとそういう引き合いがあるということで、その燃えた灰がすべて活用されていました。

それから、飛灰の関係ですけれども、釜石はそんなに放射性物質高くないから、飛灰は陸前高田とか大船渡とか住田で、それぞれの割合で引き取って、それぞれで最終処分していると言いましたが、ここでそれをしたときは、飛灰は、セシウムが塩化セシウムとなって、かなり粉じんと付着して残るのではないかと思うのですが、それを薄めるために一般ごみを混ぜて、多くするというのではなくて、それはそれとして濃縮したままきちんと取っておくというのが大切でないかと思うのです。

それで、中間貯蔵施設できるまでということ、あちこちでトンバックということを入れて、セメント固めたところあるのですが、先日の新聞報道では、まだまだその中間貯蔵施設もできないので、トンバックがボロボロになっている状態でどうなのだろうという話がありました。それで、そうではなくて、きちんとした入れものあるはず。それにベクレルの高いものはきちんと、そのキャスクに入れて保管するということが大切でないかと思うのです。そして、30年後にはセシウム137も半分になりますし、5、60年たてば4分の1になるわけです。そういうことであれば、きちんと住民も安心するのではないのでしょうか。そうやって薄めてやっても絶対量は変わらないのですよね。この点はどうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいまのご提案を含めたお話だと、このように思います。最終的には、混焼によって放射性物質の濃度を薄める、これは本当に効果的なのかというようなお話でございます。議員のご提案は、薄めないで遮蔽のきくボックスに入れるというようなお話かと、このように思います。

広域行政組合といたしましては、ただいま、環境省が定めるガイドラインというものがございまして、そちらには放射性物質を混焼して、いわゆるベクレル数を下げると。そして、放射線量を低減すると、そういった形での埋め立て、当組合の対応としては、それに安全性を高めた処理をすると、そういったような説明をまいりました。組合の姿勢としては、環境省のそういったガイドラインに沿った対応を今後も進めてまいりたいと、このように思っております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） その環境省のガイドラインに沿って進めると、そこが今回の部分で進まない大きな原因でないかと思うのです。そこをやっぱり環境省のほうで理解してもらって、放射性物質を濃度を濃くして、そしてから少量にしてきちんと保管する、こういうやり方をすれば住民も安心ですし、行政のほうも大切なのです。しかし、環境省は薄めればいいのか、埋め立てる場所があるから、そこに埋め立てという方向だけなのですね、これをやっぱり説得して変えていくと、これが大切ではないでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいま、また再度のお話でございますけれども、広域行政組合としましては、国と連携すると、市と連携をすると、そういった中で、放射性物質の処理も進めてまいった経過もございます。やはりガイドラインに即して、それ以上の安全対策をとって処理を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 土砂の焼却量にしる、設置するのはバグフィルターであると思います。今度はどんな焼却方式をとろうとしてもバグフィルターをつけるとと思いますが、このバグフィルターを通過する時点において、排気ガスに対しての部分は、必ず、例えば、燃やすものが1,000ベクレルなら大丈夫、5,000ベクレルならだめだというのではなくて、どんなに放射性物質が高くても、大体理論的にはバグフィルターで抑えると思いますが、それはそのとおり、セシウムが固体化するというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいま議員からお尋ねのバグフィルターの効果ということでございますけれども、検出下限値未満ということで、排ガスからは現在検出されていないということでございます。これについては、ろ布の大きさ、網目でありますけれども、固体化してセシウムがついたものについてはその網目を通過しないと、その網目は固体化した、いわゆるセシウムよりも小さいものである、そういったようなものでございますので、これは安全性は高いと、このように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 規模は小さいのですが、大東清掃センターでバグフィルターがあって、その排気ガスに対して、前に質問したことありましたけれども、それは本当にわずかだという話をされました。ただ、規模が大きくなればどうかという問題についてはありますが、本当にそのバグフィルターがきちんと固化したセシウムを抑えるのだと、この前提のもとに私の質問がありますし、それから、皆さん方が進めている焼却炉もあるわけですね。これが本当に抜けるような状態になったら、全然論点は違ってくるのですが、バグフィルターがセシウムを抑えるためにも効果的だというふうな前提のもとにお尋ねしますけれども、仮に熔融炉方式できちんと燃やす場合、2,000トンの今現在、指定された放射性廃棄物があるわけですね、それは50トンなり60トンで燃やせばあっという間に終わってしまうのではないのでしょうか。何年もかけてやって薄めてでなくて、きちんと高い部分は高い分で処理していくのだと、こういうやり方のほうが私は、環境省に対しての分の説明もしやすいのではないのでしょうか。上からのガイドラインでなくて、下からこうだよという部分が大切ではないですか。何年も何年もかけて燃やすよりも、きちんとまとめて燃やして、高くして、それをきちんと厳重管理すると、そのほうがずっとベターではないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今お尋ねのお話でございますけれども、混焼方式でやりますと、当組合の基準では5,600ベクレル以下ということにしようと、このように説明をしております。混焼率につきましては、国からは、いわゆる放射性を含んだ農林系の廃棄物、これが3%、それから一般廃棄物は97%の割合でやる、このような説明をされてございますけれども、現在、1万9,600トンございます。それを考えてみますと、やはり1日当たりの焼却量というのが大きくなるというふうに思います。ただ、今、私申し上げたのは、これは環境省のお話でありますけれども、これから放射線量が下がった部分もございしますので、実際どれぐらいの混焼割合でいくかという部分の課題はあるわけですが、そういった形で混焼して、放射性物質のベクレル数、濃度を下げて処理をしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 失礼しました。さっき私、2,000トンと、一ケタ違って1万9,000だったから約2万トンですね、失礼しました。訂正します。

最終処分場の問題があるのですが、仮設焼却炉で混焼して、そしてその部分は、今現在の説明会によりますと、舞川に埋め立ててもらおうと。そして、ずっと放射性物質を仮設焼却炉を含めて燃やして、それは、舞川のほうで受けてもらって、それから新しい処分場が見つけたときは、そうでない放射性物質が薄いものを埋め立てるというふうに解釈するようですけども、それはそのようでよろしいわけですか。今現在ある放射性物質を混焼して、舞川のほうに埋め立ててもらって、そして、今度は新しい処分場をつくる計画だと。それはそういうふうな部分でない部分を埋め立てるというふうに、一応説明会等見て解釈しますけれども、そのとおりでいいですか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいまのお尋ね、いわゆる1万9,600トンの焼却後の埋め立てのお話でございますけれども、これは説明会でも申し上げました、いわゆる舞川清掃センターにある管理型の処分場に埋め立てまして、これはしっかり管理をしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） そうしますと、放射性物質の高い部分、薄くしている部分として、その埋め立てる部分は舞川の処分場が受けて、これ、その部分は新しい処分場が受けるというふうに解釈するのですが、なかなか舞川の人たちが理解に苦しむような状態かなと思うのですね。それよりは、別の方法がいいと私は思っていますけれどもね。

次の質問します。リサイクルの問題で、生ごみの処理について一応あるのですが、やはりその対策は、私はあのように質問しましたがけれども、生ごみに対しての対策は、行政組合ではどのように考えておりますか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 生ごみの関係でございますけれども、今、一関の清掃センター、それから大東清掃センター合わせて申し上げますけれども、およそ4万トンの一般廃棄物が収集になるということでございまして、その量のかかなりの部分が生ごみであると、このように理解してございます。生ごみを処理する際の大きな問題は、やはり水分量ということでございまして、これが非常に炉に負荷がかかっていると、そういうような現実もございまして、やはりこれは分別収集というものは進めると、いわゆる3Rの考え方でありまして、リデュース、その部分について、今後、構成市町と連携をとりながら、生ごみの処理については対応してまいりたいと、このように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 生ごみの問題については、各行政組合なり、こういう施設持っている人たちがさまざまな方法で検討しているようです、はっきり言って。それで、この一関市でもずっと各地見ますと、農村部なんかはそれなりにコンポストがあつていいと。それから、予算のある地域に対しては、市の補助もらって生ごみの処理機の小さいものを買っているというのですけれども、多くの家庭ではみんな袋に二重三重にしばって、ごみの集積場に持ってきているのではないかと考えているのですね。それを集積所単位に、生ごみ処理機の大型といいますか、中型のものがありますので、それを入れれば、それでそのごみは処理して、また次の日には同じように入れ

るのがいい、そういう装置の生ごみ処理機があります。生ごみを処理する装置があります。そういう形で処理して、もしも計算どおりであれば、百何十トンという一関のごみありますが、その中で、10%といわれる部分が節約なるわけですね。10%というのは、約10トンから20トンだと思うのです。そのごみの焼却費用というのは1トン、一関、どのくらいでしょうか。大東のほうは3万9,000円くらいというふうに話されていましたが、かなりの値段として、一日はね返るわけです。こういう部分を考えて、燃やすオンリーではなくて、どうしたらもう少し環境にやさしくやっていくか、こういうことが大切ではないでしょうか。その点は考えたことございますか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今、議員からお尋ねの、いわゆるごみを減量化していく考え方、検討したことはあるのかというようなお話でございますけれども、ごみを、いわゆる一般廃棄物でありますけれども、これを減容化する、小さくするというのが、やはりこれは環境負荷を考えた場合には最も大切なことであろうと、このように思っております。そういった延長線上の中で、ごみの分別収集もあろうかと、このように思います。今、議員からご提案の部分もございましたが、それも参考にさせていただいて、構成市町と連携をとりながら、ごみの、一般廃棄物の減容化、そういったようなものに、今後とも取り組ませていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 次に、プラスチックの油化の時間の問題です。一関市議会でも質問しましたけれども、かなり有用な機械が出まして、プラスチック1,000キロ当たり1,000リットルの油が採れるという話ですね。そして、分別に費用がかかるのかという部分がどうだという話もされましたけれども、しかし、分別費用も含めて採算とれるというふうな話あります。そして、二重に、例えばそこでも採算とれるし、ごみの減量も大きくなるということで、これは非常に新しいリサイクルの方法でないかと思います。そして、それなりの企業でも小型ながら始めているところがいっぱいありますので、ぜひ、その点は検討する気持ちはどうでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今、議員から提案も含めたお話だと思います。いわゆるプラスチックを油に変えると、こういったようなお話でございますけれども、これについては、先ほど管理者が答弁申し上げました。これについての検討であります。なかなかこういったような先進事例の知見というものが持ち合わせていないということもございますので、さまざまな事例を集めながら、こういったようなものが、ごみの、一般廃棄物の減容化に効果的であるのか、こういったような課題意識は常に持ちながら研究してまいりたいと、このように思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 生ごみで10トン、それからプラスチックごみで30トンから40トンくらい、燃焼でなくてリサイクルに回すということになれば、ごみの、将来、近いうちにつくる焼却炉の計画も、大きく計算が違ふと思います。そして、皆さんの負担も少なくなるのではないかなと思っています。ですから、その検討の促進をよろしくお願いいたします。

最後にですが、先ほど新炉をつくったとき、やっぱり20年から25年くらいという、ちょっと数字的には忘れましたが、それくらいはもつと。手入れすれば30年くらいはもつだろうと。

一関の焼却炉は30年以上もっているという話がありますが、それで、次につくるかつくらないかは次の世代の問題だというお話でしたけれども、私は、行政が続く限り、前の人が約束したものは次の人も差し支えない限り継承するのだと。そして、それを変更するときは、両者で合意して変更していくのだというふうな考えだと思うのですが、それは後の部分だというふうな形ではなくて、それではだれも行政を信じて仕事をしないと思うのです。自分の部分だけで、約束したものは自分は守るけれども次の人は違うのだということではないと思うのですね。

それで、先ほど管理者のほうで答弁いただいたものが、今はそうであっても次はというような意味のことをお話しいただきましたけれども、これはこの行政組合が続く限り、代々その約束は続くと思いますし、それから、約束を変更する場合は、両者合意のもとに変更だと、こういうふうな解釈だと思いますが、その点はどうでしょうか。お願いします。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 例えば、私の次の市長並びに管理者が就任した場合、その方が選挙を通じて選ばれてくるわけであります。民意の判断をいただいて市長に就任し、管理者に就任するわけです。その方にどこまで、その約束事というのが及ぶのかということは、これは議論の必要があると思います。

私は、ですから、前の市長のときに結ばれた覚書というものを、これは、存在は重く受けとめなければならないという答弁をずっとやってきているわけであります。軽々しく思っているつもりは全くございません。ですから、私は、そこのところはやはり住民の方々と十分議論をして、話し合いをした上で、そしてご理解をいただく、そういう努力を最大限やっていくということだろうと思います。

議 長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 覚書を重く受けとめると、ちょっとその意味が、ちょっと端的にわからないのですけれども、重く受けとめるということはその約束を守ることではないでしょうか。それとも、先ほど言われましたように、民意で選ばれた者は、また違う解釈で進めるというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 重く受けとめるというのは、重く受けとめるということでございます。守るというのとは違います。

議 長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） いろいろと長時間にわたって質問しましたが、時間ですので終わります。どうもありがとうございました。

議 長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、勝浦伸行議員の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は、一問一答方式です。

3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、県南地区ごみ処理広域化基本構想、最終処分場に関して一般質問を行います。

最初に、県南地区ごみ処理広域化基本構想について伺います。

岩手県広域化計画は、平成29年度を目標年度として、岩手県各ブロックごとに広域化を進めています。現在の進捗状況について伺います。

次に、それを受けて、昨年11月に策定された県南地区ごみ処理広域化基本構想により、当行政組合は大きな課題に真正面から取り組むことになりましたが、その課題解決に向け、管理者である勝部一関市長は、新焼却施設建設の説明会において、世界に誇れる環境都市を目指し、世界最先端の技術を取り入れた施設建設を目指したいと説明していますが、新焼却施設建設の説明会資料の内容は、従来の焼却施設を例に説明されており、最先端の施設として何を指そうとしているのかがあいまいです。

今、環境先進地ではエネルギー革命が進み、エネルギーの地産地消の考え方のもと、廃棄物を発電のための燃料としてとらえ活用しています。私は、今回の新清掃センター建設整備計画に当たっては、単に焼却施設を建設するのではなく、新たな視点で、発電施設を中心としたエネルギー基地施設建設とし、更に、その施設は、経済産業省が進める次世代エネルギーパークの認定を目指したものとすべきであると考えます。

勝部管理者の目指す、世界に誇れる環境都市の構築には、これまでにないごみの分別収集や、廃棄物の再利用を新たな視点でとらえ検討する必要があると考えますが、新焼却施設説明資料には、その考え方や方向性が示されておられません。管理者として、新時代を見据えた夢のある提案が今こそ必要と考えます。所見を伺います。

関連して伺いますが、これから新たな視点で世界に誇れる環境都市を目指すのであれば、ごみを資源としてとらえる視点から、市民一丸となったごみの分別、リサイクルに取り組む必要があると考えます。

そこで質問ですが、燃えるごみを再分別して、生ごみと固形燃料ごみとを分別収集し、生ごみは堆肥や廃棄物系バイオマスエネルギーの原料として活用し、可燃ごみを従来の焼却方式から固形燃料化、R D F方式に転換して、発電施設、もしくはボイラーの燃料として活用することについて、どのような検討がなされたのか伺います。また、9月議会でも、複数の議員から提案された木質バイオマス発電を仮に建設した場合、先ほど示したごみ固形燃料、R D Fを利用できるのか、調査検討されたのか伺います。

次に、新最終処分場に関連して質問を行います。

清掃センターから排出される焼却灰、し尿、下水汚泥等、多くの廃棄物はセメント工場で燃料や原料としてリサイクルすることが可能と考えますが、一関市は、そのセメント工場を市内に有する貴重な自治体です。

そこで伺いますが、これまで、セメント工場とどのような連携があり、また、今後どのような連携を考えているのか伺います。また、説明会においては、従来のごみ処理の考え方により説明を進めていましたが、焼却灰、資源ごみをセメントに再利用することで、その説明の中身は非常に大きく変わると考えます。セメント工場との意見交換を踏まえ、十分な検討のもと、説明を進めたのか伺います。

最後に、全国にあるセメント工場では、さまざまな廃プラスチックや、これまで埋め立て処理されていたプラスチック系の不燃ごみを、燃料、もしくは原料としてリサイクルしていますが、一関清掃センターの分別状況について、東山町のセメント工場と検討を重ねた経過があるのか、また検討したとすれば、どのような内容か、お伺いいたします。

以上、檀上よりの質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、岩手県ごみ処理広域化計画の進捗状況についてであります。岩手県では、平成11年の3月、岩手県ごみ処理広域化計画を策定いたしました。この中で、県内を6ブロックに区分をして、各ブロックごとにごみ処理の広域化を推進し、全県で6つの焼却施設とする計画を示したところでございます。

一関市及び平泉町を含む県南ブロック以外の、県内各ブロックのごみ処理広域化の状況について、岩手県資源循環推進課からの情報によりますと、宮古市、下閉伊郡の沿岸中部ブロック、それから陸前高田市、大船渡市、釜石市、上閉伊郡、気仙郡の沿岸南部ブロックは、既に広域化を行い、現在、焼却施設は稼働中とのことでございます。花巻市、遠野市、北上市、和賀郡の中部ブロックは、平成27年10月の稼働に向け、焼却施設の整備中であります。盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡の県央ブロックにおきましては、現在、県央内を対象とした広域化基本構想を策定中であります。また、久慈市、二戸市、九戸郡、二戸郡などの県北ブロックでは、広域処理のため平成22年4月に岩手北部広域環境組合を組織しておりましたが、現在、市町村間での広域化の協議は中止となっており、解散に向けて構成市町村において協議中であると伺っております。

次に、新たな焼却施設についてであります。新たに設置しようと考えている施設は、ダイオキシンなどの有害ガスのほか放射性物質などを排出しない、そういう技術、機能を備えた安全安心な施設であることはもちろんのこと、単に焼却施設としての機能を持たせるだけでなく、世界最高水準の技術を導入した焼却により、発生するエネルギーを効果的、効率的に取り出せる、そういう機能を有する環境に配慮した施設を考えているところであります。また、周辺には、施設で発生する熱エネルギーなどを活用した複合施設を配置いたしまして、狐禅寺地区の地域づくりと連動させ、人々がそこに集まり交流できる施設、視察者が大勢訪れるような教育的施設として、いわゆる世界に誇れるシステムを構築するよう取り組んでまいりたいと考えております。ごみ処理、あるいは焼却というイメージではなく、エネルギーを生み出す、あるいは再利用する、そのようなエネルギーセンターというイメージで考えているところであります。

新たな施設については、整備の実施主体である当組合で検討することとなりますが、熱エネルギーなどを有効活用する施設につきましては、一関市と組合が、地域振興策とあわせて、地域住民の皆さんと一緒に、さまざまな可能性を検討してまいりたいと考えております。

次世代エネルギーパークは、自治体と企業などが連携をいたしまして、エネルギーに関する新たな取り組みを見学、体験できるような施設整備を行う取り組みでございます。太陽光や風力などの再生可能エネルギーを利用した発電施設の整備や、森林資源を活用したバイオマスの活用など、平成25年度までに全国で56件が認定されております。新たな施設の、エネルギーを生み出す、再利用するというエネルギーセンターとしてのイメージは、この次世代エネルギーパークの考え方に合致するものととらえておりますことから、新たな施設と熱エネルギーなどを活用した複合施設の具体的な検討を進める中で、議員から提案のございました次世代エネルギーパークの認定に向けて、構成市町と協議を進めてまいります。

ごみ処理やリサイクルの技術は、日進月歩の勢いで進展している状況にあると認識しております。全国的にも、ごみゼロ宣言のまちなど、さまざまな施策を展開している自治体の例がございますので、これらも参考としながらも、これまでの延長線にあるものでなく、全く新しい視点が

不可欠であると考えております。今後、国の担当機関や民間企業などとも協議する場を設けていきたいと考えております。そして、最終的には、ここ一関で展開する複合的なシステムが世界に誇れるシステムとして、そのシステム自体が海外へ輸出されるような、そのような世界標準のまちを目指したい。私は、これを実現することにより、一関地方の次世代に向けての発展を確かなものにできる強い思いを持って臨む決意をしているところであります。

次に、可燃ごみの再利用についてでございますが、現在、生ごみは可燃ごみとして回収し、焼却処理を行っております。議員よりご提言のございました生ごみの堆肥化については、生ごみと生ごみ以外のごみの分別を徹底する必要があると、排出する住民の理解と協力が不可欠となりますことから、回収方法などを含め、現時点においては、今後の重要な検討課題と考えております。

また、可燃ごみの固形燃料化、いわゆるRDF方式につきましては、これまで具体的な導入を前提として検討をした経緯はございません。ごみ固形燃料は、腐敗しにくく長期の保管が可能であり、容易に輸送できるという利点がございます。一方で、分別に高い精度が求められますことや、ごみの固形化処理のため化石燃料が必要になってくることなどの課題もございます。今後も、可燃ごみの処理方式と再利用については、新たな施設の建設にあわせて検討を進めてまいります。

次に、木質バイオマス発電へのごみ固形燃料の利用についてでございますが、これまでに調査研究したところによりますと、技術的には不可能なことではございませんが、導入の実例はなく、次のような課題が指摘されております。すなわち、ごみ固形燃料は、生ごみ、プラスチック類、紙などのさまざまな成分が含まれておりまして、性状が一定でないため、燃焼が均一にならないという点、それから、燃焼時に塩化水素や窒素酸化物が発生して、発電タービン、あるいは配管などの設備機器類に影響を及ぼす可能性が否定できない、これらの課題が上げられております。したがって、今後とも広く情報の収集に努め、その導入の可能性について研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、焼却灰などの再利用についてでございますが、一関市内にありますセメント工場では、セメント原料として、年間約15万トンから16万トンの一般廃棄物の焼却灰、し尿脱水汚泥、浄化槽汚泥等の受け入れを行っておりますことから、組合では平成25年1月に、セメント工場と、焼却灰及びし尿脱水汚泥などのリサイクル処理について協議をいたしました。

焼却灰については、有料にてセメント工場での受け入れは可能であるとのことでしたが、焼却灰をセメントの原料として利用するためには、焼却灰の塩分を、基準値である0.3%以下にする必要がございます。現在の一関と大東の清掃センターごみ焼却施設には、焼却灰の塩分を低減する装置を設置しておりませんことから、セメント原料として利用できない状況にございまして、セメント工場への焼却灰の搬入は行っていないところでございます。また、本年6月にも、セメント工場での焼却灰の受け入れについて、セメント工場側と情報交換を行いまして、受け入れ条件などについて確認をしたところでございますが、組合の施設への塩分除去装置の設置が必要となりますことから、組合といたしましては、今後の検討課題とさせていただいたという経緯がございます。焼却灰や脱水汚泥などをセメント原料として利用することは、最終処分場への埋め立て量の減容化に大きく貢献するものでございますことから、新たな施設、新たな最終処分場、これらの建設の検討に当たりましては、こうした焼却灰のリサイクル化などについて検討することとし、今後とも、地元企業と継続して情報交換を行ってまいります。

次に、地元工場による焼却灰等の再利用についてでございますが、平成25年1月に、最終処分場の延命化の検討のため、清掃センターから排出されるリサイクル分別不能なガラスくずやプラ

スチックくずなどの不燃残さ、焼却灰、し尿の脱水汚泥の処理について、セメント工場と協議を行っております。その際に、受け入れ条件を満たしているか調査するため、同工場が不燃残さ、焼却灰、し尿の脱水汚泥の成分分析及び放射能濃度の測定を行いました。その結果、不燃残さは組成成分が安定しておらず、焼却灰は放射能濃度及び塩分濃度が同社の受け入れ基準値を超えているため受け入れはできないが、し尿の脱水汚泥については受け入れ可能との回答を得たところがあります。

現在、し尿の脱水汚泥につきましては、一関清掃センター分につきましては肥料化するため民間企業に処理を委託しております。川崎清掃センター分については、脱水汚泥を焼却するための設備を設置している大東清掃センターで焼却を行っております。脱水汚泥を焼却することにより、排ガス中の窒素酸化物の低減を図れるものでございます。し尿の脱水汚泥のセメント工場での受け入れにつきましては、セメント工場で年3回程度、延べ1カ月半から2カ月程度、定期整備による施設の停止期間がございまして、その期間は、組合で脱水汚泥の保管が必要となり、ストックヤードの整備に係る経費などを考えますと、現在の処理方法が適していると考えているところでございます。

新たな施設の建設後における、し尿の脱水汚泥の処理方法につきましては、焼却、堆肥化、それからセメント原料化などの処理方法の利点や課題について、今後更に検討してまいりたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） それでは、一問一答で質問を続けさせていただきたいと思います。

きょうは、回答で、この新焼却施設に関しては、エネルギーを生み出すという観点で検討していきたい、また、先ほどの那須議員の答弁の中では、生ごみの分別をこれからしっかり進めていきたいという答弁がありました。これは非常に重要な答弁でしたので、私はこれを前提に、一問一答で次の質問を続けてまいりたいと思います。

先の9月一関市議会定例会でも、新エネルギーへの取り組みが大きな話題となっています。その大きな理由の一つが、化石燃料や福島原発事故後の電気料金の高騰と、電力不足に対する考え方です。今回私が質問している大きな中身は、これまで焼却処理されてきたごみを資源としてとらえ、化石燃料の代替や発電施設の燃料として活用すべきではないかということです。例えば、ここに一関市地域新エネルギービジョンをまとめた市民環境部長が参事としておられますが、一関市が燃料費として購入した化石燃料や電気の購入費が年間どのくらいの量であり、市外にどのくらいのお金が流出しているか、これは事前に聞いておりませんので、調べていなければ調べていないということで結構ですから、どのくらいの量であるか、検討して調べたことがあるのかどうかだけでも教えていただきたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤環境衛生担当参事。

環境衛生担当参事（佐藤福君） 大変すみません。そこまでちょっと、一関全体の電気料ということについては、ちょっと把握していないところでございます。今後勉強させていただきます。

議 長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） この問題は、改めて場を変えて質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私は、この金額をしっかりと調査して、エネルギーの地産地消、地元でエネルギーをつくる、地元の材料でエネルギーをつくる地産地消について、これからしっかり取り組んでいく必要がある

と思っています。いくら燃料費を節約、節約、節約しても、化石燃料のそのほとんどを輸入する日本では、稼いでも稼いでも、輸出しても輸出しても、その利益はアラブに流れてしまう。地産地消エネルギーの導入を進める、先ほどの木質バイオマスもそうですが、私は、このごみの資源化もそうだと思っています。地元でエネルギーを地産地消することで、大きな燃料費のその差額を地域振興策に生かしていく、これが可能となると考えております。例えば子育て支援でもいいと思います。地元の支援でもいいと思います。さまざまなことができると思います。エネルギーを地産地消していくということは、これからの行政がやっていかなければならない非常に大きな課題だと思っています。

今回私が質問しているこの代表的な例が、この廃棄物の固形燃料化であると考えます。基本構想では、熱回収システムを基本に検討しますとありますが、改めて、議会や市民の皆さんの声を聞き、生ごみを分別すれば、固形燃料は立派な燃料となります。安定した燃料となります。さまざまな方策を前向きに検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいま議員、お話があったとおりでございます、全く私もそのとおり考えているところでございます。あらゆるものを資源として活用をして、それをエネルギーに変えていくと、そういう一つのテーブルの上に、さまざまな地域の中にある資源というものを全部組上に乗せて、さまざまな組み合わせもあると思います。相性いいもの、相性の悪いものもありますので、そういうところをしっかりと検討して、一番効率のいい形で、しかも、それを複数組み合わせることで、より大きな効果を生み出せるようにしていきたいと思っています。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 次世代エネルギーパークの認定を前提としたいという回答もございました。実は、以前にもごみの資源化、燃料化に関しては、富良野市の例を参考に質問した経緯があります。富良野市では、燃やさない、埋めないを基本理念に、焼却や埋め立てを限りなくゼロに近づけるため、市民一丸となつてごみの分別収集に取り組んでいます。

先日、改めて富良野市の担当者に電話をかけて、現在の取り組みについて伺いました。これまで、RDF化して燃料として近くの製紙工場に売却している固形燃料ですが、先ほども述べた、北海道は非常に寒いのです。燃料費が非常に多くかかる。この化石燃料の高騰を受けて、市内の公共施設の燃料として活用する取り組みがスタートしたそうです。もちろん、生ごみは市民の協力のもと、しっかりと分別され、し尿とともに高度処理され、地域の貴重な肥料として販売されています。これは受注が生産に追いつかないそうです。エネルギーの地産地消が大変うまく循環しています。

基本構想の24ページに、ごみ処理の技術動向についてですが、このごみ固形燃料化、RDF化システムについて、RDFの需要が見込める事業者が存在しないとあるとか、それから燃料が安定しないとありますが、これは自治体のごみの分別をしっかりとすることで、真っ先に解決できる課題でございます。自治体がボイラーの燃料として利用したり、先ほど申したとおり、発電所の燃料として活用する、そのようなエネルギーパークをつくっていく、そのような検討は全くされていなかったのかどうか、検討はした経緯があるのかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいまの議員のお話でございますけれども、いわゆるRDFでございます。これは、一般廃棄物のプラスチック、あるいは塵芥物、いわゆる燃える部分の水分をできる

だけ含まないものを固化化をして、燃料として使うというものでございますけれども、これについて、継続的に組合の中で検討したという経過はございません。ただ、今回、議員ご提案の際に、さまざま調べさせていただきまして、いわゆるごみのリサイクル、一般廃棄物の有効な利用という部分に、非常に可能性があるものであろうと、こういう認識を持ったものでございます。ただ、やはり前提となりますのは、水分がどれぐらい含まれているかと、こういう部分がございす。これについては、やはり精度の高い分別、そういったようなものがRDFの高性能化につながるものと、このように認識しておりまして、今後の組合の重要な一つの課題になろうと、このように認識をしてございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 今、前向きな回答いただきました。私、その問題に関しても富良野市の担当者にお伺いしました。やはり生ごみの分別は、当初は非常に大きな課題があったそうです。特に多かったのが、生ごみに小さなスプーンやフォークなどが混ざっているとか、そのような大きな課題がたくさんありましたが、今ではほとんどそれもなくなってきたと。市民と一丸となって取り組んでいますという回答でした。やはり、これは市民のごみ焼却場の問題、今回大きな話題になっておりますが、市民の意識改革が非常に重要なのだと、それに取り組む時間はまだまだあります。建設までに6年、7年かかるわけですから、これに取り組む、これが重要だと思います。

それでは、先ほど申しました、この発電施設を有する、私はエネルギーパークを建設したらどうだということを提案しておりますが、その電力を地元に戻元するとか、また、施設従業員を地元から優先して雇用するなど、さまざまな地域貢献策があると思いますが、そのようなことは、これまでも検討されていると思いますが、今現在、地域貢献策の一環として、地元雇用というようなものをどのように考えているかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 具体的な個々の施設等について、ここでご紹介できる段階ではございませんけれども、いずれ現時点においては、どのような可能性のある施設があるのか、それらをテーブルの上に全部載せましょうと。そして、それらがその地域に合った施設として、あるいは、外部から視察に訪れる方、見学に訪れる方、教育的な施設としてのありよう、そういうものをあわせて考えながら、今、エネルギーの循環という、地域内循環といいますか、そういうことを前提に検討を始めたところでございます。

私は、やはり先ほど議員がおっしゃったとおり、ここ6、7年というところが、一関の次世代に向けての発展の確かなものにできるかどうかという非常に大きな時期に来ていると思います。決してこれに遅れることなく、的確に対応してまいりたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 先ほどの答弁で、次世代エネルギーパークが全国に、ちょっと今、数字ははっきりは忘れましたが、53カ所程度あるというような回答がありました。これはインターネットで調べると、次世代エネルギーパークで、すぐさまざまな施設が出てまいるのですが、その各地域、全国各地域にあるのですが、その施設どれもすばらしいですね。その中で、大きな雇用も生み出しているのだと思います。先ほど申しましたように、そういうものを、やはり私は、これからの世界一の環境都市を目指すのであれば、そういうものをつくっていかなければ私は違うなというふうに思います。

それでは、もう一つの最終処分場について質問してみたいと思います。

私、この最終処分場について、地元説明会では3点セットという言葉が出て、大きな課題の一つにとらえられておりますが、私、この最終処分場について少し調べてみました。例えば、大きなところでは、東京・多摩地域400万人の最終処分場ですが、ここは循環組合というそうです。行政組合とかではなくて循環組合、資源をうまく循環させるという意味で循環組合だと思うのですが、この最終処分場は、かつて中曽根総理が、当時、アメリカ大統領、レーガンさんを別荘に招いたことで有名になった日出町というところにあるそうです。ここでは、400万人の最終処分場ですから、埋め立て場所が大変窮屈になり、その最終的な解決方法として、組合がエコセメント化施設、セメント工場ですね。セメント工場を建設することによって資源循環を進めて、埋め立て量の激減に成功しております。更に大きな利益を上げているとお伺いしております。自治体がセメント工場を建設して運営しています。

また、先ほど岩手県の広域化計画について回答いただきましたが、現在建設が進んでいる中部清掃センター、花巻、北上、遠野市が中心になると思いますが、この施設では東山のセメント工場と契約が進み、焼却灰のほとんどがセメント原料として活用されるということですが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今の議員のご質問でございますけれども、北上で進む、いわゆる焼却炉の関係で、焼却灰のセメントの原料化というお話でございました。組合といたしましても、地元の企業との協議はした経過、先ほど管理者のほうからご答弁しましたとおり、ございます。その中で、さまざまなお話がございまして、一つには、具体的に、一関、平泉の規模であれば3,000トン程度、これは焼却灰が発生するというようなお話も具体的にいただいた経過もございます。先ほどもお話しいたしましたが、一つは、問題は塩分の濃度がございまして、それから受け入れるサイクル、これが当広域行政組合の焼却施設から出される焼却灰の、いわゆるストックするそういう期間がこれからあるかと思えます。そういう期間の一致を見ると、そういったようなことであると、また検討が具体的に進むのかなと、このようにも思えます。今後、こういったような情報交換といいますのは進めまして、先行する県内の事例もあるようでございますので、知見を重ねてまいりたいと、このように思えます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 局長、きょうは多分大変な議会だと思って緊張しているのはわかるのですが、私がお伺いしたのは、中部清掃センターが東山のセメント工場と契約が進んで、焼却灰のほとんどをセメントの原料とするというような契約が進んでいるということを私はお聞きしましたが、いかがですかという質問でございます。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 契約が進み実際の受け入れと、このようになろうかと思えますけれども、これについて非常に注目しておりまして、また、新たな施設におきましても、それは検討してまいりたいと、このように思えます。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 限られた時間ですので、簡潔に質問いたしますので簡潔にお答えをお願いしたいと思います。

私も東山のセメント工場とは長いおつきあいがありますので、先日本邪魔してまいりました。一関市とどのような話し合いをしてきたのかも、いろいろお伺いしてまいりました。その中で、実はこの問題に関してもこの広域行政組合の中で一回質問したことがあるのですが、この焼却灰がセメント原料として利用されると、最終処分場の面積というのはかなり縮小される。さっき日出町の例を出しましたと思うのですけれども、この焼却灰をまるまる埋めるのと、焼却灰をまるまるセメント原料として引き取っていただくということで、最終処分場の面積は大体どの程度違うのか、10分の1程度になるとか50分の1程度になるとか、そのようなところ、大体の規模でいいので教えていただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 当組合から出る焼却灰の埋め立て、これを仮にセメント原材料とした場合の最終処分場の規模というお尋ねでありますけれども、現状の2、3割増し程度の規模になろうかなと、このように、現状の2、3割という程度の規模になろうかなと、このように思います。以上です。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 実は説明会をずっと私も聞いていたのです、さまざまな会場で。それで、中部清掃センターはセメント原料にするという情報をつかんでおりましたので、そういう中でそういう説明が全くなかったのです。仮設、それから新焼却施設、それから新最終処分場と、山盛りの説明会でしたから、私はある程度仕方ないのかなと思いましたが、私はだから、仮設、新焼却施設、これは説明会を別々に分けてやるべきではないかということも提案しておりますけれども、どうしても、私は、これ中部清掃センター、すぐ隣ですよ。隣の清掃センターが全量、三菱マテリアルさん、東山のセメント工場、会社名を出してまずいというのであればちょっと削除させていただきますが、東山のセメント工場に全量納入できるという前例があるというのであれば、私は、この最終処分場というのは本当に小さいもので済むのだと思います。その辺の説明は全くありませんでしたし、話し合いをしている経過の説明もありませんでした。

私は、こういう話というのは非常に重要だと思うのですよ。世界一の環境都市を目指すという管理者が言っている。その中で、資源循環の最も先頭に立っているセメント工場が目前にありながらそれを生かし切れていない。今は放射能問題でこの3年間はだめかもしれませんが、その前の段階でも、私は、いろいろな話し合いはできてきたのだと思っております。それが、私が一般質問で取り上げたころはまだ放射能問題もなかった時期でしたが、それに対しても検討がなされていなかった。私はちょっと、後手後手に回っているなという感が否めません。

それで、私、同じような、この最終処分場に関連して、ほかのセメント工場どうなのかなということで、大船渡、太平洋セメントの工場についても調べてみました。ここでは、もうその資源の埋め立て場の問題もありますし、資源を、埋め立て場を少なくするという問題もありますので、この大船渡市と共同でごみの減量と有効活用に向けて、可燃ごみの燃料化のテストがスタートしたとあります。これはホームページに載っていますから、すぐだれでも見れると思います。燃えるごみをセメント工場用と焼却センター用と2種類に分けて分別して収集しております。このようなことを、目の前にあるセメント工場、私どもはあるのですが、このようなことについて検討されたことがあるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいま議員ご指摘のお話について、組合で検討した経過はございません。

ただ、これからの説明の部分でございますけれども、ただいまのお話しいただきました、いわゆる処分場の関係でございますけれども、これからにつきましては、そういったものもやはり検討した上で説明してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 実はこの太平洋セメントの取り組みについても、東山のセメント工場で伺ってまいりました。それで、工場担当者の、これはあくまでも工場担当者のお話ですが、東磐井地区と西磐井地区で大きな差があるという回答をいただきました。東磐井地区は分別がしっかり進んでいるというような回答をいただきました。あのよう、しっかり分別していただければ、セメント燃料、原料としても活用が可能でと。課題は、やはり市民の皆さんの意識の向上ではないですかというようなお話でした。今現在、合併して間もなく10年となりますが、いまだ、ごみ袋の統一もなされておられません。世界最先端の環境都市を目指したいと言っている管理者のもとです。非常にこの対応が遅れていると言わざるを得ませんが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やはり、今までの、いわゆる焼却施設の現状とか、あるいはこれまでの違いとかというふうな部分をいろいろ重視してきたところから新たな一歩を踏み出す部分に到達できていないというのはそのとおりでございます。やはり、新しい施設、あるいは新しいごみの減量化、そういうふうなものを十分に検討し、市民の皆さんに理解をいただきながら、ごみの減容化、あるいはリサイクル、そういうふうな面に大きな一歩を踏み出してまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） まさに、これまで質問を今までしてきましたとおり、新清掃センターの中身の議論は何もスタートしておりません。説明会では、120トン程度の焼却施設を想定しているとありますが、きょう、質問したとおり、紙ごみを固形燃料化することや不燃ごみ、先ほど那須議員から質問ありましたプラスチック類を含めた不燃ごみをセメントの燃料化、原料化とすることとして活用することなどの検討を行った上での資料ではありません。

一関市議会での管理者の発言や、一関市議会での各議員の新エネルギーに関する提案を聞く限り、この説明会の新焼却施設の資料に関しては、最終処分場の規模も含め大きな変更が私は考えられると思っております。新焼却施設の説明がスタートをしておりますが、きょう、私が質問したとおり、今現在は施設の中身について何も決まっていないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） これまでご質問に答弁をさせていただいてきたわけですが、やはり新たな焼却施設についての炉の方式、あるいはその資源化を目指していく、ゴミの量、そういうふうなものを踏まえまして、それらについては、現在のところ検討をしていないところでございますので、今後そういうふうなものを踏まえながら、説明を重ねてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 私も説明会を聞いていてそのとおりだと思っております。そうであれば、まずは市民の皆さんに対してその現状を説明し、全国各地の先進事例を示しながら検討していくことが私は大事だと考えております。

きょうは、廃棄物の燃料化による発電、焼却灰や不燃ごみのセメント工場での燃料としての利活用、そして最終処分場の課題等について質問を行いました。昨年11月に示された県の方針転換により、当初、県南に1施設とされていた清掃センター建設が、当面、胆江と一関地域の2施設体制とすることとしたことは、行政組合にとって大変な事態であると認識しますが、建設後三十数年を経過した老朽施設は、いつ、いかなる不測の事態となるかも予測できません。与えられた課題に対して、前向きに検討を進めるべきと考えます。

幸いにも、福島原子力発電所事故以後、政府は新エネルギーの導入に対して非常に積極的であり、大きな市民の支持もあります。そして、里山資本主義に代表されるエネルギーの地産地消には市民の関心が非常に高いと思っています。

また、廃棄物の固形燃料化、これは課題が多いと言われましたが、一時期、さまざまな課題から施設の建設を進める自治体が激減したと説明資料にはありますが、今、改めて、RDF、RPFというような名称でその価値を見出し、その活用を進める先進的な自治体が各地に出ております。ILC、国際リニアコライダー建設が間もなく実現する可能性の高い中、世界最先端の環境都市を目指すことは必然です。発電施設から、水素燃料を取り出す施設建設を含め、燃料電池車をいち早く導入できる自治体を目指すべきと考えます。

今回の新施設建設は、非常に夢のあるものであり、日本中の自治体、世界から注目される施設建設を市民とともに進めていくことをお願いして、質問を終わります。

終わります。

議長（武田ユキ子君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

午前の会議は以上といたします。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上、あらかじめ会議時間を延長します。

次に、金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の質問は、一問一答方式です。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 通告に従い、新焼却施設の整備計画について伺います。

先ほど勝浦議員の質問した内容とも重複する部分がありますが、違う視点で質問をいたしますので、よろしく答弁をお願いいたします。

ご承知のように、新しい施設は、昨年11月の県のごみ処理広域化計画の見直しを受けて、一関、平泉地域に整備する予定となったわけでございます。これ以降、狐禅寺、あるいは舞川などで二度の説明会を開催し、さまざまなご意見をいただいていることは、ご案内のとおりであります。

この説明会では、新炉、仮設、最終処分場、そういう複数の提案をしたがために、なかなか説明が上滑りといえますか、そうしたきらいがあったのではないかと。そのために、その地域の理解が進まないと感じたわけでございます。加えて、覚書の問題があり、更に問題が複雑化しているように思います。

まず、仮設と新炉は、その経緯からして全く私は別なものだと考えております。仮設は、ご承知のように、放射能の汚染廃棄物の処理を、岩手県は混焼方式というものを採用するというこ

で既に県内各自治体で実施しておりまして、市内においても大東清掃センターにおいて汚染牧草を焼却しております。この仮設は、混焼方式とすることで現在の清掃センターの付近とならざるを得ないという、それがありますので、新焼却施設の建設とは切り離して、丁寧な説明で理解を得ることが必要と考えます。

次に、新焼却施設の計画に当たっては、まずその廃棄物、ごみ問題をこの地域全体、市民全体の問題としてとらえることが大事ではないでしょうか。特定の地域の負担となる今のような、市民全体の意識を変えていくということが私は大事でないのかと思っております。そのためには、市民全体がその解決のために、分別とか新たな負担が生ずるということを、それを考え、それが必要となってくると考えております。

そこで伺います。ごみ問題を一関市、平泉町、この地域全体の問題として、市民への周知、覚書を含めた一覧の経緯など、広く説明を行う考えがないか、お伺いをいたします。

次に、新焼却施設計画について伺います。

具体的には勝浦議員もお話ししたように、いわゆる焼却炉を設けない、焼却炉のないごみ処理を目指す考えがないか伺いたいと思います。このためには、ごみの分別の数を増やす、可燃ごみの固形燃料化し焼却灰は産業用に活用すると。この結果、最終処分場は最低限のものとすることが可能となるわけでございます。言いかえれば、焼却炉ではなくてエネルギー施設として位置づける考えで、既に富良野市とか水俣市とか九州における大木町、こういう全国の自治体で実施している事例が複数あるわけでございます。このような方法で再資源化を図っていけば、90%から95%、いわゆる10%から5%程度だけが資源化できないという、大部分が資源化できるという、そういう自治体があります。加えて、全体のランニングコストも考えた場合も、従来の方法に比べて少なくできるという実績があります。

なお、それに加えて、市議会でもお話し申し上げましたけれども、バイオマスの活用、例えば下水汚泥、森林資源など、地域にはエネルギーの資源が多種多様にあり、今回のこのゴミ問題を、当地域を環境エネルギーの全国に誇る先進とするチャンスと考えることはできないでしょうか。市長が述べている世界に誇る施設整備とこの考え方は合致するのではないのでしょうか。このような手法について早急に検討し、一つの案として地元提案して、皆さんで協議していくことが大事ではないのかなと考えます。

以上で、この壇上からの質問といたします。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

まず、新焼却施設建設の住民への周知についてでございますが、これまで一関清掃センターの焼却施設については、長期の稼働による施設全体の老朽化が進行しておりまして、新たな焼却施設の整備が喫緊の課題となっているところであり、また、県南地区ごみ処理広域化基本構想で、一関市・平泉町、両地域のごみ焼却施設は、一関清掃センターと大東清掃センターを統廃合し、平成33年度に新焼却施設の稼働を目指すこととしているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、組合では、狐禅寺地区への新焼却施設の設置について提案をさせていただくこととして、一関市とともに真滝2区から6区の皆さんを対象に、本年4月と7月に説明会を開催いたしまして、安全安心を第一に考えた施設であること、更には、新焼却施設から発生する熱エネルギーの有効利用について、同地域のまちづくりと連動して進めていきたいこ

とを提案、説明させていただいたところでございます。

また、この説明会については、広く住民にお知らせするため、まず当組合のホームページに、7月に開催した説明会の資料を掲載したところでもございます。説明会では、配布した資料の説明を中心に行いましたことから、参加された住民の皆様には、最近の焼却施設や熱エネルギー利用施設についての具体的なイメージを把握していただくことがなかなか難しい部分もあったものというふうに感じております。今後は、他の先進事例となる施設の見学会なども実施する必要があると考えております。

また、見学会や講演会については、まずは狐禅寺地区の住民の皆様にご理解を深めていただくために開催したいと考えておりますが、その内容については随時、広く住民の皆さんに、ホームページ等を通じてお知らせをしてまいりたいと思います。

また、ゴミの減量化やリサイクルなど一般廃棄物に関する事項をはじめ、国が設置する仮設焼却施設、新焼却施設、それから新最終処分場などについても、住民の皆さんに理解を深めていただく必要があると考えておまして、今後、なるべく早い時期に、一関地域全体にかかわる課題についての管理者としての考え方を説明する機会をつくることで、現在準備を進めているところでございます。

なお、説明会の際に、仮設焼却施設、それから新焼却施設、そして新最終処分場という3つの施設について順次説明をさせていただきましたが、議員ご指摘のとおり、仮設と新しい焼却施設、いわゆる新炉は、その経緯からして、切り離して説明すべきであったと思ってございます。相互に関係してくる部分もございましたので、一連の施設として説明させていただいたわけですが、それが必ずしもベストの方向ではなかったのかなというふうに思っております。

今後は、それぞれの計画の経緯等も含めて、より丁寧な説明に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、先進的なごみ処理の手法についてであります。新たに設置しようとして考えている施設は、ダイオキシンなどの有害ガスのほか放射性物質などを排出しない、そういう技術、機能を備えた安全安心な施設であることはもちろんのことでございます。単に焼却施設としての機能を持たせるだけでなく、世界最高水準の技術を導入した、焼却により発生するエネルギーを効果的、効率的に取り出せる、そういう機能を有する環境に配慮した施設を考えているところでございまして、その周辺には施設から発生する熱エネルギー等を活用した複合施設を配置して、ごみ処理、あるいは焼却というイメージではなく、エネルギーを生み出す、あるいは再利用する、そのようなエネルギーセンター的なイメージとして考えているところでございます。

議員よりご提言のありました、可燃ごみの固形燃料化については、ごみ固形燃料は、腐敗しにくく長期の保管も可能でございます。また、容易に輸送できるという利点もあります。一方で、課題もあるわけでございますけれども、固形燃料化のための収集の段階から、可燃ごみを生ごみと生ごみ以外のごみに分別する必要があるございまして、その収集体制の検討と管内住民のご理解とご協力が何よりも必要でございます。今後、新焼却施設の建設にあわせ、これらの問題については、構成市町と検討してまいりたいと思います。

焼却灰のリサイクル化や森林資源、それから下水汚泥等のバイオマスを活用した発電、発電施設から発生する水素の活用の可能性などにつきましても、情報収集に努め、今後、広くその可能性について検討をしてまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） それでは、まず最初に、狐禅寺地区等の説明会に一番多くといたしますか、ほとんどの参加した田代副管理者にお伺いしますけれども、この一連の説明、そうしたものがなかなか理解を得られなかった、それについての要因はどのようにとらえているかお伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） それでは、説明会でのいろいろなご意見をいただいたわけですが、私のとらえたことでございますが、一つは、仮設焼却施設にありましては、放射性物質に係るいろいろな住民の皆さんの不安というふうなものがある。そして、その中で、放射線物質に対応する説明というふうなものが十分にできなかったことというふうなことがございました。これに関しましては、説明会、あるいは議会の答弁の中でもさせていただいているわけですが、専門家をお願いをいたしまして、住民の皆様方が思っているその不安、あるいは理解できないことについて説明をさせていただく機会、そういうふうな理解の機会になればいいというふうなことで、これを企画してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つは、やはり覚書に関することでしたが、これにつきましては当時と違まして、ダイオキシンなどの問題については、現在の清掃センターの設備では解消できる問題であるというふうなことは申し上げたところでございますが、あわせまして、地域振興への取り組み、あるいは熱エネルギーを活用した複合施設、それから、いろいろなエネルギーセンターとしてのあり方、そういうふうなものについても今後説明を重ねてまいりまして、理解を深めていただきたいというふうに思っておりますし、そういうに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、やはり何と申しましても、安全安心を第一にした施設に整備をしてまいるというふうなことについて、住民の皆さんのご理解を得られるように、丁寧に説明を重ねてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 私の近くでも大東清掃センターがあります。汚染牧草を1,600トン焼却した後に、今度は5,000トンの焼却を今やっている最中なのですね。やっぱりこれについても賛否があったわけです。今でも賛否があると思います。

こうした放射能の問題については、私は、市も市民もといいますか、すべてが被害者であると考えerわけですね。この被害者同士が対立するといいますか、そういう構図をつくってはならないと思うのです。そうかと言って、私どもが直接、東京電力なり国に対してその処理を求めていくというのは、議会としても放射能被害対策特別委員会などを通じてやってはおりますけれども、その対立する構図はつくってはだめだと私は思っているのです。

鋭意、地域の説明に当たった、きょうは大東清掃センターの所長が出席しておりますので、どういうことに意を用いて、地域の方々に理解を得たのか答弁をお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） ただいまご質問がございましたけれども、大東清掃センターについては、ご承知のとおり、5月から焼却を再開しているところでございます。

このご了解をいただくに当たって、地域の方々に説明会を重ねてきたところでございますが、そういった中で地域の方々からは、今、議員からお話がありましたように、さまざまな不安の声も寄せられたことも事実でございます。そういった中で、丁寧に設備的、技術的な安全性の説明

と、そして何よりも、一関市が課題として抱えました牧草処理に当たって、その放射能問題を解決するためには、こういう処理が必要であるというふうなことを説明をさせていただいてきたところでありまして、そういった観点の中で、地域住民の方々がさまざまな苦渋の思いを重ねた中で、例えば、ある地域では、12万市民のためにこの問題を解決しなければならないというふうな苦渋の決断といったようなものをいただいたというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 先の議員、そして、ただいま私が質問した中で、管理者の思い、こういうものを目指していきたいという管理者の思いがストレートに、私は、事務方に伝わっていないというか、事務方が理解していただいているのかなという感じを持つんですね。と言いますのは、午前中の答弁の中でも、生ごみを云々、塩分濃度云々というのがありましたよね。これは、こういうことは前からわかっていることですね、何も新しく出てきたことではなくて。であれば、生ごみは分けますよというそういう発想しないと、いつまでたっても塩分がありますよという話になるのですよね。

管理者が、そういう世界に誇れるものは云々というお話をしているわけですので、事務方は、その実現のためにはこういうことをクリアしなければならないということをしっかり受けとめてやらないと、県内でも、県内はもとより、日本でも最先端のものを目指すというのであれば、北上とか、この県内の中で生ごみの処理する、そういうような焼却灰をどうするかという、そういうところと、それ以上のことを目指していかなければならないわけですね。それを検討していなかったという答弁、非常に私、気にかかって、多くて、これでは議会ももちろんですし、その地域の方々にも、私は、理解を得たいと思っても難しいのではないのかなと思うのですね。

本当に次から説明を行う際には、具体的に、こういうエネルギーの製造施設ですよとかという具体的な、そして市民にもこういう負担を求めてきますよという、そこまで踏み込んだものやっていないと、私はうまくないのではないかなと思うのですね。

市議会の本会議の中でも私、ごみの分別の話もしましたが、そうしたことも踏まえて、ごみを集めている、収集をしている広域行政組合として、この分別について、どのような問題があるか、どのような問題があって、それをどうとらえて、どう対応しようとしているかお伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今、議員のほうから、管理者の思いがよく伝わっていないというようなお話ございました。それから、あわせて、分別への取り組み、どのように理解して、今後どうする気なのかというご質問でございます。

我々の義務として、市民のために常に全力で働くということが基本としてございますので、もし、管理者の理解をよくしていないというようなご指摘があるとすれば、それは謙虚に受けとめまして、今後、更に努力してまいりたいと、このように思います。

それから、分別の考え方でございますけれども、分別の種類を見ますと、例えば福岡県の大木町、先進地だというご紹介がございましたが、分別のゴミの種類が全く違うと。例えば、大木町では25種類、また、一関市にあっては7種類かと思っておりますけれども、そのような違いがあるということでございます。これについては、やはりこういう大きな転換点にあって、正面から受けとめたいと思っておりますし、それと市民に説明する際にも、負担の部分については説明をさせていただくということを考えてございます。それ以上に、大きなエネルギー政策になりそうでございます。

今後研究を欠かさず、管理者、副管理者のご指導を得ながら対応してまいりたいと、このように思っております。ご指導をよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） このごみ問題は、ごみは、絶対生まれてくるわけです。今回のこのことをチャンスととらえるかどうか、そこの分かれ目であるというふうに考えております。

ぜひ、執行部、そして事務局一丸となってこの問題に当たっていただきたいと。私ども市議会においても、さまざまな点で、今後とも、ご意見を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質問を終わります。

次に、岩渕優君の質問を許します。

岩渕優君の質問は、一問一答方式です。

4 番、岩渕優君。

4 番（岩渕優君） 公明党の岩渕優でございます。

第26回定例会に当たり、質問の場をいただいたことに感謝を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきますので、当局の明快なるご答弁を期待いたします。

本年6月、在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整え、両サービスの連携を促進する医療介護総合確保推進法が成立をいたしました。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域において質の高い医療、介護の提供体制を構築するために、医療法や介護保険法などの関連法が見直されたのであります。具体的には、高齢者が住み慣れた地域で、医療、介護、生活支援サービスなど一体で受けられる地域包括ケアシステムの構築を掲げ、病気を発症して間もない時期から在宅医療、介護まで、一連のサービスを地域で総合的に確保することが目的であります。つまり、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことであります。

しかし、現実には、市街地と山間部では、交通網や医療、介護施設の整備状況、人的資源や高齢化の進み方が、高齢者を取り巻く環境が違い、地域が抱えている課題は大きく異なります。そのため、地域の実情に合った取り組みが必要不可欠なのであります。

東京大学高齢社会総合研究機構の辻哲夫特任教授は、住民の立場として、地域包括ケアをどう認識し理解すればよいのかという問いに、「最大のポイントは、厚生労働省の地域包括ケア研究会が提唱する、本人、家族の選択と心構えだ。本人が望む生活を家族が支持し、地域も理解する。本人の望みとは必ずしも在宅とは限らない。病院を選択してもいい。みずから老い方を学び考え納得できる人生を選択する、それが尊厳ある生き方につながる。こうした主体性が極めて大事だ」と答えております。

地域包括ケアシステムとは、言葉を変えれば、支え合いと共生社会の実現であり、地域の絆を再構築することにあります。行政がこの仕組み構築の要になることが重要であり、更なる力強いリーダーシップをつくるべきであります。

このような背景から、地域包括ケアシステムの構築に関して、次の点についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、日常生活圏のニーズ調査とその分析結果はどのようになっているのか、2つ

目は、地域包括支援センターの強化についてどのように取り組んでいるのか、3つ目は、介護保険事業の事務体制はどのような考えを基本としているのか、この3点についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岩渕優議員の質問にお答えいたします。

まず、日常生活圏域のニーズ調査の進捗状況についてであります。第6期介護保険事業計画のもととなります日常生活圏域ニーズ調査は、高齢者の生活実態に合った介護サービス及び介護予防サービスを提供するため、管内の要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者5,000人を対象といたしまして、高齢者の世帯状況や身体状況、閉じこもりや認知症のリスク要因、日常生活の実態及び介護保険サービスに対する要望などを把握するものでございまして、調査の実施から集計結果の取りまとめまでの期間を9月から10月までとしたところであり、現在、調査用紙の回収を終了して、集計、分析中でございます。

第6期介護保険事業計画の今後の作成スケジュールについては、10月から12月にかけて、介護保険法の改正を踏まえた医療と介護連携、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて検討するとともに、平成27年の1月までに、第6期計画実施期間中の被保険者数、要介護認定者数、在宅サービス及び施設サービスなどの見込み量の推計を行う予定でございます。その後、介護サービスの総費用及び介護保険料の案についての取りまとめを行い、地域ごとの説明会及びパブリックコメントを実施いたしまして、事業計画を作成しようとするものであります。

次に、地域包括支援センターの体制の強化についてのご質問がございました。当組合におきましては、組管内に7つの地域包括支援センターを設置いたしまして、10の生活圏域について、それぞれの地域包括支援センターが担当する地域を定め、各地域の地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであります。

地域包括支援センターの運営につきましては、在宅医療、介護連携、それから認知症施策の推進など、地域包括ケアシステム構築に向けた新たな事業の充実が求められておりますことから、直営センターと委託センターの役割分担を明確にしながらも一体的な運営に努め、センター業務の効果的、効率的運営を推進するとともに、地域の生活圏域の実情を踏まえて、今後、地域包括支援センターの配置や箇所数についても検討してまいりたいと考えております。

地域包括支援センターの職員の配置につきましては、国の基準の考え方に基づいて、専門職員の配置を行ってきたところでございますが、支援が必要な高齢者の増加による相談件数の増加や困難事例への対応に加えまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが行えるよう、人員の配置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業に係る専門職員の配置についてでございますが、地域包括支援センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、保健師、それから社会福祉士、それから主任介護支援専門員など、専門の資格を持つ職員を配置することが定められており、組合が直営する西部地域包括支援センター、東部地域包括支援センターにそれぞれ専門の資格を持つ職員を配置しているところであります。地域包括支援センターの職員にあっては、相談技術やケアマネジメント技術の向上など、地域包括支援センターの業務に必要な知識や技術の習得を目的に研修会や講演会

を受講させ、また、受講後には職員間でノウハウや情報を共有して、地域包括支援センターとして知識、技術の向上に努めているところであります。

適切な人員体制の確保については、第6期介護保険事業計画期間中に地域包括ケアシステムの構築に向けて、新たに在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービス体制の整備などの事業が包括的支援事業に位置づけられ、高齢者の総合相談などから適切な支援につなげていくセンター業務は、これらの新たな事業すべてに密接に関係することから、専門職員の知識、技術の向上とあわせて、職員配置についても構成市町と協議を行ってまいりたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

最初に、ますます重要になってきているこの介護保険制度の運営であります、これに携わる職員の方の人材育成は、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいまの地域包括支援センターに勤務する職員の人材育成についてのご質問でございました。

現在、直営の地域包括支援センター2つございます、東西。職員は合わせて8名ということでございますけれども、その例で申し上げますと、例えば資格を有する者、介護支援専門員、その方が上位の資格を得るということの場合には、これは主任介護支援専門員でありますけれども、5年間の包括での勤務が必要だということでもあります。非常に長い研修に参加をして、主任という名称がついて、そして介護支援専門員の指導に当たるという役割を担っておりますので、そういう気持ちがあって主任介護支援専門員に就きたいという方については、さまざまな面で配慮し、支援しているということがございます。

それから、包括支援センターで相談業務に当たる者が一定の年数に達しますと、介護支援専門員の資格を取得できる年数が満たされるわけですが、その場合にあっては、資格取得、非常に難しい部分になりますが、さまざまな面で指導したり、あるいは支援をする、そういったような活動を組織内でしているということがあります。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） 今、地域包括支援センターの、特に直営のところについてご説明いただきました。であるならば、やはり相手は介護保険といいますか、人でありますので、人を相手に仕事をされていく、そういう中であって、専門の力ある職員の方がある程度といいますか、一定の期間、介護事業に携わって知識、経験を高めていくというのが当然必要だと思いますし、また、重要であると思います。そういう意味で、それを睨んだ形での人事政策というのは、どのような形で行われているかお聞きしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 人事政策と申しますか、いわゆる職員の育成の計画はどのようになっているのかというお話かと思いますが、これにつきましては、センターの所長がおります。その方が管理運営、それから人材育成の部分を担われているということでございます。広域行政組合にありましては、その所長さん方と連携をとりながら、職員の意識の向上について議論しているというところでございます。介護の資格と申しますのは、ある一定の年数を満たされる、ある

いは資格試験で取得になるということが条件になりますので、日々の高齢者との接し方の中でどれぐらいのモチベーションを維持できるかということが非常に重要になってきます。その部分について、連携を図りながら職員の支援をしている、そういう状況でございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは、先ほど、冒頭に管理者のほうからのご答弁いただきましたが、今後ますます地域包括支援センターの役割が重要になってくると思います。2025年まであと11年しかございません。ここを目指して、行政組合が発行している冊子にも、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度をめどに、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。その中で、特に地域包括支援センターがその中心的な役割を果たすと、そのようにうたっておりますが、この地域、非常に重要な地域包括支援センター、先ほどご答弁いただいた中でも、体質機能の強化とか、それから人員体制の強化とか、それから今7つの拠点があるのですが、その拠点をもっと増やすというようなお話もいただきましたが、この辺は具体的に、あと11年、どの時点をと、11年後なのか、どの時点なのか、その辺の具体的なタイミングといいますか、時期的なことについて伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員から今、包括ケアシステムに絡んで、包括支援センターの体制の充実というお話が出ました。

議員おっしゃるとおり、平成37年、団塊の世代が後期高齢者に達する年ということでございまして、今回の介護保険事業計画は包括ケアシステムの構築ということで策定をすると、そういったような側面がございます。それにつれて包括支援センターの役割も、やはりこれは検証しなければならないということがございます。第6期、平成27年から始まりますけれども、平成26年、今年度はその見直しの時期ということでございます。包括支援センターにつきましては、10の生活圏域のうち7つに設置してあるということでございまして、それぞれ人員と、それから包括につながる在宅介護支援センターがございますけれども、そのつながりの中で活動をしていただいているということでございます。

それで、一つ大切なことは、高齢者の介護にかかわる生活圏域がどういう状況になっているのかということがあろうかと思います。今回、ニーズ調査を行いまして、高齢者の介護にかかわる必要なサービスの部分を集約をするという作業がございますけれども、この集約を通じて、その10の生活の圏域にどれぐらいのサービス量が必要なのか、これを検証しながら、包括支援センターが最終的に何カ所あればいいのか、あるいは体制がどうあればいいのかについては、積み上げてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） ニーズ調査の結果、また分析を待たずして現時点で見たときに、例えば、さくらまち5名、花泉2名、しぶたみ5名、藤沢2名、平泉2名、そして西部に4名、東部に4名という、こういう職員の体制がございますが、この今の体制で十分なのか、それとも、いや、まだまだだと、どのようにとらえているのか伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 高齢者がどのように変わってきつつあるのかという部分について、まず分析をしなければならない、このように思っています。それから、国の動向がどうであるのかという施策の方向も流れを見なければならない、このように考えております。

まず、一つは、ひとり暮らしの高齢者が増えておりますし、それから高齢者のみの世帯が増えているということです。それから、もう一つ、認知症の高齢者の方が増えているということでございまして、国では、認知症高齢者であっても住み慣れた地域で生活が続けられるようにというような包括ケアシステムを目指しているということがあります。そういう方向を見据えたときに、今の体制がどうなのかということでありますけれども、国の新たな施策として、認知症初期支援チーム、認知症初期集中支援チームというものが新たに制度としてできてございます。これへの体制をどのようにとるかというのが今後の大きな課題であろうと、このように思います。

包括支援センターの実情につきましては、昨年も包括、実地指導の際に訪れまして、いろいろなお話をお聞きしました。その中で感じますのは、ひとり暮らし、あるいは高齢者2人のみの世帯が増えることによって、さまざまな困難の大きさが大きくなっているような感じがいたします。また、職員からの話も聞きますと、一つの症例にかかわっているうちに、また一つ、また一つ、このように増えて、なかなかその人に応じた対応が難しくなっているという状況がございまして。それについては、そういう状況について今組合では受けとめているという状況、必ずしも十分な状況ではなくなりつつあると、このように感じております。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩淵優君。

4 番（岩淵優君） ぜひ、十分な支援ができるような体制をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、先ほどご紹介いただきました7つの地域包括支援センターがございしますが、私は現時点で言うなら、この7つの地域包括支援センターを中心とした地域ケアシステムの確立をしていくのだらうと私はとらえておりますが、そういう考えでよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今、議員が言われた地域包括支援センターが中心になるかということでございますけれども、これは、介護のサービスの中で大きな位置を占めると言いますのは、やはり地域包括支援センターであろうと、やはりこれを充実することによって医療との連携が進むと、高齢者が住み慣れた地域に引き続きお住まいになる、そういうような状況がつけられるのではないか、このように考えております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩淵優君。

4 番（岩淵優君） そうしますと、壇上で最初にご質問させていただきましたが、単純にこの7つの地域包括支援センターを見た、旧町村範囲と言ってもいいと思いますが、それぞれの医療資源とか、さまざま環境、状況が違います。例えば、一つの例を上げますと、川崎地域だといった場合、広域行政組合ではこの川崎地域の地域包括ケアシステムというのは、どのような青写真を描いているのか、どのような方向性で考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 川崎地域の地域包括ケアシステムの件でございますけれども、川崎地域には包括支援センターはないということでございます。生活圏域10ということございまして、包括支援センターが置かれていない地域もあるということでございます。この生活圏域を考えてみた場合、例えば川崎、千厩、それから室根という流れがあって、そこの284号沿いにさまざまな

介護施設が建てられている。そして、高齢者の流れもそういったような形で流れがあるのだらうと、このように思います。

川崎地域の包括支援センター、いわゆる包括ケアシステムにつきましては、千厩でございます東部の包括支援センターがございます。それから、それ以外に在宅介護支援センター、これは千厩でありますけれども、ございます。そちらとの連携によって、川崎の包括ケアシステムは機能していると、このように考えてございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4 番（岩渕優君） 今お話いただきましたけれども、非常に不十分ではないかと思います。せめて、旧町村単位といいますか、そういう形での地域で、やはり一つのセンターを設けて、その地域の方々を支援をしていくといいますか、サービスを提供していく、そういう形をつくり上げていくことが非常に今後ますます大事だと思いますし、先ほど事務局長のご答弁ございましたが、現時点の体制としても非常に不十分であると、そのように認識をしているというご答弁をいただきました。私も、もうちょっとスピードアップして、これからまとめ上げる、また、分析をするニーズ調査の結果をもとに、早急に力強い推進をしていくべきだと思います。これからの10年、11年が非常に大事な時期になると思いますので、全力で取り組んでいただくことをお願いをして、私の質問を終わります。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は一問一答です。

2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に従って質問を行います。

初めに、仮設焼却施設等に関する今後の取り組みについてお伺いします。

先般、一関市議会議員全員協議会において、広域行政組合とともに行ってきた狐禅寺地区の住民説明会の状況等について報告がありました。特に、今後の取り組みとして、従来どおりの説明を引き続き行うという方針でした。2巡目の説明会では、参加住民から、覚書を守ってほしい、3つの施設を一度に説明するなどといったはずだなどという意見が出ていました。1回目で出された意見、要望が何も酌み取られず、同じような説明が2回目も繰り返されたからであります。結局、二度目の説明会は、行政への不信を広げただけだったと言わなければなりません。

そうした中で、三度目の説明会もこれまでと同じ説明を繰り返すならば、住民の行政不信は更に深まるだけだということになります。三度説明会を開催するのであれば、これまで出された住民の意見を踏まえた新たな方針を持って臨むべきだと考えます。所見をお伺いいたします。

次に、舞川の最終処分場における放射能汚染廃棄物の焼却灰埋め立てについて質問いたします。

舞川地区の住民説明会では、焼却灰に対する不安から、住み続けられる地域を孫子の代まで保障する証として協定書をつくっていくという議論がありました。一体どのようなもの考えているのかお伺いいたします。

最後に、介護施設の老朽化に伴う支援策について質問します。

高齢者の健康と安心安全な暮らしを支えている介護施設ですが、管内では開設から35年を経過

する施設も出ており、老朽化に伴う改修等が大きな負担となるため、今でも大変な施設運営が更に苦しくなると関係者から不安の声が寄せられています。施設整備促進に対する何らかの支援策が必要ではないでしょうか。考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

ご清聴ありがとうございます。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、仮設焼却施設などに関する今後の取り組みについてでございますが、狐禅寺地区への仮設焼却施設などの建設については、一関市とともに真滝2区から6区の地域住民の皆様を対象に、各行政区ごとに本年4月と7月に説明会を開催し、また、7月14日には、環境省による仮設焼却施設に関する説明会を開催しておりますが、この中で、当組合といたしましては、地域住民の皆さんの安全安心を第一と考え、最先端技術を用いた最新の施設とすることを説明させていただいたところでございます。

また、覚書については、当組合の管理者といたしまして、覚書の存在について重く受けとめているところでございますが、当時のダイオキシンの問題をはじめ、焼却施設の性能向上などを踏まえ、新たな施設は、ダイオキシンや放射能を出さない環境に配慮した施設を想定し、周辺にエネルギー関連の複合施設を配置し、多くの人々が集まる賑わいの拠点として、地域が誇れるようなものを目指して、今回の提案をさせていただいたところでございまして、今後、地域の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えているものでございます。

なお、これからの説明会も従来どおりの説明を行うとしているかということでございましたが、そういうことはございません。私もそういう考えは持っておりません。より丁寧な、より地域住民の皆さんの不安に思っていること払拭するような、そういう内容を丁寧に説明をしていきたいと思っているところでございます。

次に、舞川地区との協定書の締結についてでございますが、7月に開催した舞川地区の説明会において、参加された住民の方々から、舞川清掃センターへの仮設焼却施設から排出される焼却灰の埋め立てに関する管理運営について、舞川清掃センターの周辺自治会と協定書を締結してはどうかというご提案をいただいたところであります。

一般廃棄物最終処分場地区協議会とは舞川清掃センターの管理運営について、これまでも協議をしてきたところでございますが、現在は協定書といった形での締結は行っておりませんことから、舞川清掃センターへの焼却灰の埋め立てに当たりましては、説明会で説明させていただいた、空間線量の測定や水質の管理など、安全対策に関する事項などについて、何らかの形によりお示しする必要があると認識しております。具体的な内容については、今後、舞川地区の一般廃棄物最終処分場地区協議会と協議をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護施設の改築等に伴う支援についてでございますが、介護施設の改築等への支援については、定員30人以上の特別養護老人ホームや介護老人保健施設を整備する法人に対して、岩手県が老人福祉施設等整備費補助金の交付を行っているところでございますが、現在、一関地区広域行政組合管内には15カ所の特別養護老人ホームと8カ所の介護老人保健施設が整備されておりますが、そのうち、建設されてから30年以上経過して、改築等の補助の対象になる施設が3カ所ございます。また、定員29人以下の施設については、県の補助制度がありませんので、今後、施

設改築等の時期などについて、当該法人や県、構成市町と情報を交換してまいりたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） それでは質問をさせていただきます。

初めに、介護施設の老朽化から質問させていただきます。

ただいま、老朽化に伴う施設3カ所など、説明がございました。施設運営で一番大変なことは、人材確保と施設の改修費だと聞いていますが、組合として、まだまだこういった介護施設の現状を把握するために、市と協力して調査をして実態を明らかにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員から、今、介護施設について、市と協力して実態を明らかにというお話でございました。これにつきましては、介護保険制度2000年に発足ということでございまして、その時期に建てられたものについては、改築の時期を迎えられていると、そういったようなことも考えられるわけでございます。

この介護保険施設の実態の把握ということでございますけれども、現在、今、そういうような計画はしておらないところでございますけれども、例えば地域密着型サービスの集団指導会のとときには、特養の法人の担当者が来るわけでございます。その中で、介護施設の運営等についてのお話をするということがございます。その際に、例えば介護保険の施設の部分について、高齢者がお困りであると、そういったようなこともお聞きする機会があらうかと思しますので、その際には十分に、担当のほうからお聞きをしてみたいと、このように思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 答弁の中で、改修時期に当たったときにいろいろ具体策を考えるという答弁だったと思うのですが、やはりこうした大きな支出に対しては、市と連携して、独自の施設の負担軽減も図る必要があると思うのですが、そういった具体的な支援策を検討する状況にはないということでしょうか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいまの私が申し上げましたのは、改築の時期が来たときに調査をするということではなくて、いわゆる介護保険施設とのいろいろなやりとりについては、特にこういう、いわゆる特養系の施設とはさまざまな機会でお会いするということでございます。そして、高齢者の状況についても、当然これは情報交換を常にするということでございますから、その際に高齢者の方が、建物が古くなって不十分だというような部分があるとすれば、そういったようなことについては日々の情報として、機会があるごとに収集してまいりたいと、そういうことでございます。

それから、負担軽減のことでございますけれども、このことについては、保険者としてお預かりしているものは、1号の被保険者の保険料部分、それから2号の支援分、それから、国、県からの支援の部分ということで、基本的には、いわゆる介護保険サービスの給付のための財源ということでございまして、例えば介護保険施設が古くなって修理が必要だと、そういったような際に手当をすると、そういったような財源ではないということでございまして、そちらへの負担軽減のための補助については、現在のところ考えていないというところでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 市と連携してということで、広域行政組合として独自のという部分で質問したわけではなかったので、そういった具体的な支援策など明らかにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします

それでは、仮設焼却施設等について質問をいたします。

新焼却炉、最終処分場、そして仮設の焼却炉、3つの施設を建設するという計画について、前の議員からもいろいろ質問がありましたが、こういった3つの施設を一度に覚書を交わしている狐禅寺地区というところに建設するのは無理だというのが2回目の説明会を終えた結論ではなかったでしょうか。住民に対して三度目の説明会を丁寧にするというのであれば、3施設セットでの説明会はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 3つの施設について、一連の説明として当初説明をしたわけですが、それについては、必ずしもベストな説明の方法ではなかったということは先ほど申し述べたとおりでございます。一方で、例えば1つずつ分けて説明したときに、どうしても質問のやりとり等で関連してくる部分がありますので、最初は、その部分も含めて大きく括って説明をさせていただいた経緯がございます。それが、3つが混同してしまったというところで、必ずしもベストではなかったなということは今、反省しているところでございます。今後は、そういうところをしっかりと、それぞれの施設の計画に至る経緯というものがそれぞれにありますから、その部分をしっかりと丁寧に説明していく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

今はこういった先進地なども視察して、迷惑施設ではないのだということでございましたが、やはりこういった施設を建設するには、行政と住民との信頼関係がなければ、絶対施設はどこにもつukれないと思っております。

そして、もともとこの問題について、狐禅寺地対生活環境対策協議会役員懇談会なるものが、昨年の3月13日を皮切りに計5回の懇談会が開催されています。にもかかわらず、今年の3月8日の開催の説明会まで何一つ住民に明かされないでいたばかりか、懇談を重ねていた区長さん方も初めて聞いたと地域住民に話していたということなのですね。こういう対応をさせてしまった行政に大きな問題があると思います。市は信用できないと、ここまで住民の不信が深くなったのには、市の対応、プロセスに問題があったと思いますが、この認識はございますか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 狐禅寺地区での生活環境対策協議会との懇談会でございますが、ご案内のように、当時は、県内地区ごみ処理広域化構想がまだ2つのものではなく、1つのものでございまして、1つの清掃施設というふうな形でございました。

その中で、大東清掃センターで取り組ませていただいてまいりました牧草の焼却と、それから、それ以外に稲わら、ほだ木等の放射性物質に汚染されたものが1万9,600トンあったわけですが、これらをどういうふうにして処理していくかと、それから狐禅寺の清掃センターの老朽化、あるいはその最終処分場の施設の埋め立ての完了の時期が近いというふうなことから、こういうふうなものの考え方について、狐禅寺地区の生活環境対策協議会と、いわゆるこういうふ

うなものについての考え方についてご説明を申し上げて懇談をしてきたところでございまして、決してこの部分について、例えば了解をいただきたいとか、あるいはこういうふうな計画についてどうのこうのというふうな話でなくて、情報を提供させていただいてきたところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 情報提供というお話でございましたが、情報提供といっても、やはり受け取った区長さん方は、最後まで住民にどう対応していいかということが、きちんとなされなくて1年間、ことしの3月まで来てしまったという状況です。

こうしたことによって、住民の間で信頼感、行政に対しても信頼できない、そういった役員の方々に対しても信頼できない状況をつくってしまったと。この施設を狐禅寺地区に建設する計画に対して、ここまで住民の理解を得ることが困難になってしまっていると。もはや白紙に戻す覚悟で見直しが必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副市長（田代善久君） これまでのご説明中で、先ほど申し上げましたように、県南地区ごみ処理広域化構想が1つの施設から2つに決定されたのが11月でございました。そのことから、市、あるいは組合としても明確な方針というふうなものをお示しできなかったわけでございますが、やはり先ほど来ご答弁申し上げておりますように、やはり安全と安心を第一といたしまして、それからやはり新しい焼却施設、あるいはそれに付随する熱エネルギーの利用施設、あるいはエネルギーセンターとしてのあり方、それから地域振興のあり方、そういうふうなものをご説明を申し上げ、それから、放射性物質に対応する安全安心というふうなものについての講演会の持ち方とか、そういうふうなものを説明を重ねさせていただいて、ご理解をいただけるような努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 先週25日ですが、私たち共産党市議団は、県庁で環境生活部資源環境推進課の職員の方々と意見交換をしてまいりました。その中で、総括課長は、住民の意見をよく聞いてということ強調されていました。また、廃棄物対策担当課長は、環境省が来た説明会に同席していた方ですが、あのときは、住民から出たのはほとんど覚書のことだけだったと印象を述べておりました。この行き詰まった現状を打開するには、まず覚書を守ること、それが大前提となるのではないのでしょうか。管理者、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 覚書については、きょうの他の議員のご質問にもお答えしているとおり、非常に重く受けとめているということでございます。それに尽きます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 管理者は、先ほど、那須議員の質問の中で、狐禅寺地区を自分としてはこうしたいという思いがあるという答弁をなさっておりますが、これは、住民の願いと一致するのであればその役割を發揮していただきたいと思うのですけれども、説明会で住民が語っていたのは、狐禅寺の自然がいいのだと、子供の健康について不安を持ってもう育てるのは嫌だと、自分の子供や孫には安心して子育てできる環境をつくっていききたいのだという思いだったのですね。ですから、先ほど紹介しました、住民の声をよく聞いて、そういったことを前提にするのであれば、覚書を尊重する、守ることが行政にとっては第一でなければ、何も物事は進まないというところに来ています。これについて、もう一度答弁をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 説明会のときに、女性の方が子育てとの関係で、あるいは自然環境との関係でのご発言、ご意見をいただいたのは、私も今でもしっかりと覚えております。

そのようなご意見等も踏まえ、全部包括的に受けとめて、その上で狐禅寺地区の地域づくり、まちづくりというものを考えていきたいのだというふうに思っているのです。その強い思いを、これから具体的に住民の皆様方と話し合いながら、この狐禅寺地区のまちづくりというものを考えていければと私はそう思っているわけでございまして、覚書を白紙にする、どうのこうのという問題はちょっと違うと私はとらえております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 住民合意に理解してもらう前に、やはり行政側が理解しなければいけないことがあると思います。

ここに、先日、狐禅寺の自然環境を守る会の方々から送っていただいた資料がございます。その中には、狐禅寺住民と約束した覚書を守ろうとしない市長が、放射能により汚染された廃棄物の処理や処分について安全だと説明されても、焼却熱を利用した集客施設などの狐禅寺地区の振興策を提案されても、私たちは絶対に信用できませんし、振興策により放射能の不安を払拭できるものではありませんと述べられております。

こういった現状を懸念して、私たち共産党市議団は、第1回目の説明会が終わった5月1日に市に申し入れを行っています。その中の1項目に、一関市と広域行政組合が国の立場ではなくて、常に市民の立場に立った、信頼が基本となるその環境を築く方針が見えてこないと申し入れしています。この申し入れについて議論していると思うのですけれども、それでは覚書を守らないでどうやって市民と信頼関係を結ぶ、築く方針を持っているのか、お尋ねします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 覚書を守らないということに結びつくものではないのです。覚書の存在を重く受けとめているということです。これは、きょう何度も答弁していることです。

住民の皆さんとの信頼関係というのは、その覚書を締結したときに、それ以前にもあったようでございますが、地域の方々と組合とで、さまざまご要望いただいて、そのご要望を受け取っていた部分が結構あるのです。それが、私が市長になってからそれを全部調べてみたところ、必ずしも十分な対応をしてこなかった。むしろ、ほとんどご要望にこたえていなかったというのが実態です。

したがって、私は、現地を、全部足を運んで現地を見て、すぐやれるものについてはすぐにそこで指示をして実行に移している部分もあります。年内にこの部分は、どこをどういうふうに整備していくかというのは、恐らく年内にはお示しできるようになると思いますが、そういうところから積み重ねていかないと、私は信頼関係というのはなかなか取り戻すことができないのではないかなと思って、今、そこに精力を傾けているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 覚書をほごにしてでも、覚書を重く受けとめても覚書は守らないという、市民から言わせたら二枚舌ということになってしまいます。

やはり、市民に丁寧に説明をする、その市の方向性を理解していただきたいというのであれば、やはり市長が変わっても覚書を守る、そういう立場で対応しなければ、市民との信頼関係は築けませんし、信頼関係が結べない地域にこういった施設がつくれる状況はないと思います。市民合

意に立ってこういった施設を建設するという大前提は変わっていないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私は二枚舌だ何だかんだと言われてもいいのですが、私のほうから、この地区をこういうふうな地域に、まちづくりの中でこういうふうな地域にしていきたいと思っているのだということを、具体的にこれから提案していくわけです。そういうふう考えているわけです。ことしの説明会の際にも、そういう総論的な部分についてはお話をさせていただいた。これについての私の思いというものを住民の方々に示して、そして、それについて住民の方々からご理解をいただくような努力をしていくというのが、まず最初に来るだろうと私は思っております。私の役割というのは、そこにまず第一点はあると思っています。

ただ、私の市長になる前からの覚書でございますから、それは知らないとは言えない。今、管理者の立場でここにいるのです。現に覚書もある。ですから、私は重きを置いているというふうな表現を使わせていただいている。私の気持ちの中では、目いっぱい最大の覚書に対する私の思いを重く受けとめているという言葉で表しているわけです。そのところはわかってもらいたい。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） それでは市民は理解できないと思います。市民に理解してもらいたいのであれば、やはり市民がまず理解できるような対応をしていく必要があると思いますので、そこを、やはり重く受けとめるという言葉、きちんと管理者みずから、もう一度考え直す必要があると思います。

これ以上質問しても、今答えが出る状況にはないので質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 日本共産党一関市議団の菅野でございます。

よろしくご答弁をお願い申し上げます。

私は、介護サービス充実について、この1点について述べさせていただきます。

介護保険法がスタートして14年が経過をいたしました。私は、この介護保険法がスタートした当時、従来の社会保障の性格が色濃かった措置制度から介護保険、社会保険に切りかえることに、これは保険料など国民負担が大きく増え、施設増設や施設で働く介護労働者の待遇改善の経費も保険料で賄わなければならない制度というものでありましたから、反対でいろいろ運動をいたしました。

スタートしたときのスローガンは、家族介護から解放する、あるいは介護を社会で支えるというスローガンでございました。

2012年、今から2年前になりますか、消費税引き上げとともに成立した社会保障制度改革推進法の中で明記されたのは、家族介護からの解放といったような言葉は消えて、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてとか給付の重点化及び制度運営の効率化とトーンダウンをいたしました。更に、明確に自助、共助、どうしても支えられない場合は公助という言葉がどんどん出てまいりました。その下敷きのもとでの介護保険法が改正され、今日を迎えているわけであり

ます。

しかし、国はそういう法律をつくった、改正したといっても、実施主体は自治体や、あるいは広域行政組合でありますから、住民の要望にこたえ、独自の施策をすることが可能なわけであります。

勝部管理者は、第5期事業計画を作成した冊子の冒頭、基本理念であります、介護が必要になっても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができるようにすると述べております。さまざまな苦労があるとは思いますが、まさに人間の尊厳を守る介護サービス、住民自治の真価を発揮して、また本当の地方創成とはかくあるべし、介護サービスの量と質を双方から示して、安倍首相にお手本を示していただくことを期待してやみません。

具体的な質問に入ります。

まず、第6期介護保険事業計画策定状況について伺います。

この第6期の計画を作成するに当たり、来年3月までの3年間に実施された第5期事業計画が、目標に対してどういう到達点であったか、そして、残った課題は何かについてお尋ねをいたします。来年4月からの第6期事業計画は、どのような準備状況でしょうか。

高齢者や、あるいは事業主などから意見をニーズ調査などで聞いていると伺っておりますが、どんな特徴があるのかをお聞かせください。

次に、地域包括ケアシステムについてであります。

私は、3月の議会でもこのシステムに期待すると申し上げました。なぜなら、その描いた図面の中には、どこの地域でも30分以内で医療、介護サービスを受け取れることを目指すものを書いてありました。その準備が今どのように進んでいるのか、あるいは、いつまでにその完成図を市民の皆さんに説明できるようになるのか、それをお聞かせください。

3点目です。特別養護老人ホームなど施設入居待機者の状況と今後の施設整備計画について伺います。

1年前に200人近い特別養護入所待機者がいました。3月議会では、管理者からさまざまな施設をその後、整備をし、住民の皆さんの期待にこたえる努力をしているということが報告され、私も一定の評価をしたところでございます。それからそれほど日程もたっているわけではございませんが、今時点でのその待機の状況などについてお答え願ひ、更に、それについてどのように整備を進めていくつもりなのか、お答え願ひしたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、再質問は下で行わせていただきます。

よろしくどうぞ願ひいたします。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、第6期介護保険事業計画策定の進捗状況についてであります。国から示された介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づきまして、現在は介護保険サービスの見込み量やそれに基づく保険料の推計作業を行っているところであります。また、65歳以上の要介護、要支援認定を受けていない高齢者のうち、5,000人を対象とした日常生活圏域ニーズ調査や、介護保険事業者を対象とした介護保険サービス量などに関する調査、それから介護サービス及び介護予防サービス事業所の整備希望調査などの調査を実施しており、現在、調査用紙の回収を終了して集計、分析を開始したところであります。

第6期介護保険事業計画の今後の作成スケジュールは、10月から12月にかけて介護保険法の改正を踏まえた医療と介護の連携、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて検討するとともに、平成27年1月までに第6期計画実施期間中の被保険者数、要介護認定者数、在宅サービス及び施設サービスなどの見込み量の推計を行う予定であります。その後、介護サービスの総費用及び介護保険料の案について取りまとめを行い、地域ごとの説明会及びパブリックコメントを実施し、事業計画を作成しようとするものであります。

次に、第5期介護保険事業計画の施設整備の状況についてであります。第5期介護保険事業計画では、地域密着型サービス事業所の整備を行っており、平成25年度には定員25人の小規模多機能型居宅介護支援事業所を1事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症高齢者グループホームを1事業所18床を整備したところであります。平成26年度におきましては、認知症高齢者グループホームを9床分整備予定でございます。

また、組合では、特別養護老人ホームの入所待機者数を緩和するため、平成23年度に第5期介護保険事業計画の前倒しを行い、平成24年8月までに特別養護老人ホーム及び小規模特別養護老人ホームを合計で165床整備し、平成24年3月末日現在の在宅の入所待機者で早期に入所が必要な方167人の解消を進めたところでありますが、要介護認定者の増加によりまして、平成25年3月末日現在の在宅の入所待機者で早期に入所が必要な方は199人と増加しております。

このことから、平成26年度の整備計画においては、入所待機者数を緩和するため、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームを2事業所58床分、それから認知症対応型共同生活介護事業所を1事業所9床分、この整備を計画し、また、在宅での介護を支援するため、小規模多機能型居宅介護を1事業所、定員25人分、定期巡回、随時対応型訪問介護看護を2事業所、複合型サービスを2事業所、これらの整備を計画したところでございます。

なお、これらの整備計画については、平成26年4月にサービス提供事業所に対し直接募集要請を送付するほか、当組合のホームページでも周知を行い設置候補者を募集いたしましたが、応募事業所がなかったことなどから、現時点で施設整備には至っていないところでございます。

次に、地域包括ケアシステムの具体的内容についてであります。国において、今回の介護保険制度の改正では、高齢者が重度な要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるように、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させ、それらを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業の見直しが図られたところであります。

事業の具体的な内容としては、地域支援事業のうち包括的支援事業として新たに位置づけられる在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化となっております。また、平成37年には、いわゆる団塊の世代が75歳に達し、高齢化が一層進展していく中で、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体でこたえていくため、介護予防の給付としての訪問介護及び通所介護について、国の見直しでは保険者が効果的かつ効率的に実施することができる新しい介護予防日常生活支援相互事業へと移行するとしておりますが、同時に高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的な役割を持つことで生きがいや介護予防にもつなげる取り組みが重要とされております。

当組合といたしましても、第6期介護保険事業計画策定において、これらの事業の実施につい

て検討をしてまいりたいと思っております。

次に、今後の施設整備計画についてでございますが、第5期介護保険事業計画の期間の平成24年度から平成26年度までには、認知症高齢者グループホームが36床の計画に対して27床が整備され、また、小規模多機能型居宅介護事業所が、登録定員25人の事業所が2カ所の計画に対して、登録定員25人の事業所が1カ所整備されたところでございます。

特別養護老人ホームの入所待機者数については、平成26年3月末現在の県内の各圏域、市町村別のものはまだ県からは公表されておきませんが、当組合管内の状況について見ると、平成26年3月末日現在で956人でございまして、そのうち、在宅の待機者は341人、更にそのうち早期に入所が必要とされる方が225人でございます。このうち、特に早期に入所が必要な方が72人となっているところでございます。

第6期介護保険事業計画における施設整備計画の策定に当たっては、介護サービス事業者等への整備希望調査の結果や、特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果を参考に検討したいと考えているところでございますが、特にも第5期介護保険事業計画で予定された施設のうち、整備が未決定のサービスについては、第6期において引き続き整備について検討をしてまいりたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 市長から答弁をいただきました。いろいろご努力されていることだと思います。

第6期計画の大きな課題、あるいは心配事と言ってもいいかも知れませんが、市長からは新しい訪問サービス、あるいは通所サービスなどが展開をされるという趣旨の話がありました。よく見ますと、新しいという言葉ではありますが、要支援1、2の方々介護保険サービスから除外をされるということになるかと思ひます。もちろん、経過期間はあるかと思ひますが、そこで伺ひます。要支援1、2の方々は、一関といひますか、ここの組合管内に何人いらっしやいますか。お願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員お尋ねの要支援1と2の方々の人数でございます。

平成26年3月31日現在で合わせて2,587人となっております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 2,500人もの方々が今まで介護保険に加入し、保険料を納めて、そして介護サービスを受けてきた。その人たちが今度は介護保険から除外をされる。除外された人はどうなるのかというところ、これは義務ではないと思ひますが、市町村がその人たちを支援をするということに変わろうとしているようでございます。その際に、では料金はどうなるのだろうか、介護保険で定められている利用料なり何なりで済むのか、あるいは、しかし、それは全体とすれば、今度の介護保険の改悪といったらいいかは、要するに、経費を削減するために行われようとしている面もかなり強く出ておりますので、そうすると財源のない市町村段階については、その介護保険と同じような料金を設定はできない。つまり、サービスを受けた方々ですね、介護保険から除外されますけれども、今度は市町村がそれを払わなければいけないとなったときに、介護保険と同じ料金で設定できるとお考えでしょうか。あるいは、そこまでまだ検討がいつていないということもあるかもしれませんが、今の時点でのお考えをお聞かせください。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今の議員お尋ねの、いわゆる要支援１、２の方でありますけれども、平成27年度から地域支援事業に移行するというような部分がございます。その中で、いわゆる訪問介護、それから通所介護の部分について、これは介護予防事業の中から分離して地域支援事業となる。その場合の利用料がどうなるのかと、そういったような問題かと、このように思います。

地域支援事業の中身でありますけれども、大きく言えば、介護予防事業は、これは財源、現在おおよそ実績で7億円ほどございますけれども、それは地域支援事業の枠組みの中で国の交付金がございます。それから、県、市町村の負担割合がありまして、そういったような枠組みがそっくりそのまま地域支援事業に移行になるということでございまして、これが、例えば要支援１、２の方が地域支援事業になっても、財源的にはこれは十分に担保されるというような形になっております。ただ、これから詰めなければならないのは、そうなったときに、要支援１、２の方の訪問介護、それから通所介護の一部負担、これをどのように設定していくかという問題があるかと思っておりますけれども、これについては実質、受け皿と考えられる現在の事業者がいっぱいありますし、これからも新たに出ようかと思っておりますけれども、そのあたりの実際の経費的な面について、これは積み上げて判断してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 料金のことなどの心配と同時に、もう一つ、実は要支援１、２の人たちを支援する制度として、今までであれば市のヘルパーであるとか、あるいは事業所から派遣される介護職員であるとか、専門の資格を取り、そして十分な研修をし、やった方々が要支援の方々に対しても介護をしてきたのだと思います。ところが、今度は、国は専門職だとか資格を持った人でなくてもいいと、そして、ボランティアその他をたくさん、たくさんという言葉は使っておりませんが、そういった方々に依拠しながらというふうなことがたしか言われているかと思っております。

そこで私は心配するのですよね。要支援１、２の方々というのは、そこで十分に専門の方々、あるいは経験豊かな方々の支援を受けて、そしてできるだけ重症化にならない、あるいは進行ならないように、生き生きといつまでも暮らせるようにということをやる重要な介護予防だと思っております。しかし、それがボランティアだとかそういった方々に依拠して、その方々の介護を支援することになったときに、質的な問題、重度化させないというようなことなどについても大きな影を落とすようになるのではないかという心配をしております。これらについては、国のほうは、本当に専門職でなくてもいい、資格がなくてもいいというふうなことを言っているのか、あるいはそうだとすると、市はこれらに対応する場合に、どのようにそういう方々に研修を積ませて、そして心配のないようにというような、所期の目的を達成するような介護支援をすることができているのかお聞かせください。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今の議員のお尋ねでありますけれども、仮に要支援１、２が地域支援事業になりまして、その中で、例えばデイサービスを受けられると、そうした場合の人員体制とか、あるいは介護のサービスの質までどうなるのかといった部分だと、このように思っておりますけれども、それにつきましては、国のほうからガイドラインというものが示されておりますけれども、まだ十分にはそれは確定になったものではないというふうなことでございます。要支援１、２のケアプラン、これを立てる際にその人に合った目標と、それから介護サービスが設定されるわけですが、そういう部分で配慮される面があるかと思っておりますし、あとは実際、高齢者のお世話

をする方々の質については、これはどのようなになるのか、組合としてもこれは注目してまいりたいと、このように思います。少なくとも、高齢者の方がこれまでのサービスと比較して、不十分であるといったような感じのサービスにならないような、そういう対応をしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 高齢者の支援をする中で、さまざまな問題が起きているということが全国でも言われております。一関でも、今から3カ月ぐらい前だったでしょうか、自主的な元気をつけるための仕事をしていた際に、あるお年寄りが不幸にもお亡くなりになったということがあったそうであります。しかし、それは問題になったわけでもありません。別に瑕疵があったわけでもないし、ミスがあったわけでもないしということで、別に問題になったわけでもありませんが、いずれ、高齢者の方々を世話する際に、こういうような問題が起きてくるということは十分考えられると思います。したがって、料金の問題だけではなくて、そういうことをお世話する方々の研修だとかということについては、国は資格がなくてもいいですよと言ったからといって、それでただ集めてやるということではなくて、一関市が独自に、ボランティアを使うにしても何するにしても十分な研修を積ませ、そして、そういう事故などがないように万全を尽くしていただきたいというふうに思います。

現在、介護職であれ、あるいは看護師の資格を持っている方々がお世話しているわけですが、そういった専門の方々であっても、いろんな事故があるということは全国的に聞いておりますけれども、一関でこの1年間の間なりにそういう事故などがあったということはございましたらご紹介ください。

議 長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 介護保健事業所内での事故ということでございますけれども、事故がありますと事故報告ということで保険者に報告になるということでございます。平成25年度の実績で申し上げますと、事故総数は144件でございまして、内容としましては、骨折、あるいは誤嚥、あるいは転倒という中身でございます。どうしても移動の際の転倒によりまして骨折、あるいは裂傷が多いのかなと、このようになってございます。その際は、これは国保連のほうに報告いたしますし、あとはうちのほうの、いわゆる介護相談員のほうで行って対応する場合もあると、こういう形になっております。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 施設の問題に話を移してまいりたいと思います。

これも今度の介護保険法の変更で、施設に入所する方々については、要介護1、2はこれはいけませんというふうに、特別な事情があればまた別のものでございますけれども、基本的に要介護1、2は特養などの施設に申請することはできなくなるというふうに聞いております。大変心配しております。

そこで伺いますけれども、当組合管内では、現在、要介護1、2と認定をされて、そして施設の入所を希望しながら待機をしているという方はどれくらいいるのか、もし資料がありましたらお聞かせください。

議 長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 施設待機者の中で特養の待機者、これは要介護1の方、あるいは2の方でそれぞれ何人かというお尋ねでしたが、要介護1の方にあつては51人、要介護2の方にあつては80人、合計131人でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 今、要介護1、要介護2合わせて131人ですか、という方々が待機をしているわけですね、入りたくても入れないで。この方は、今もうそれに認定をされていて、今であれば空きがあれば入れるという資格のある方々だという、空きがあればですね。この方々は来年の4月に法律が改正なって、その人たちはだめですよとなったときに、今、待機しているこの131人の方々は来年の4月1日以降、空いたときにそのまま無条件に入れるものでしょうか。お伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今のお尋ねの部分については、待機者が今131人、要介護1、2の方がいらっしゃるということでございます。その方が平成27年度から、特養は原則要介護3以上でありますけれども、この131人の方が入れるかどうかというお話でありますけれども、例えばこの方々の中に特別な事情があると、いわゆる虐待であるとか、あるいは精神的な疾患をお持ちで、お一人ではお暮らしになることができないと、そういったような場合には、これは特養のほうに入所が可能です。ただ、入所判定委員会というものがございまして、そこでいくつか条件があります。その中で、その条件を満たすと、そういったようなことによって対象者にはなろうかなと、このように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 次に、介護保険料のことについて伺います。

介護保険がスタートして、もう14年になります。私の記憶では、調べてきたわけではありませんが、当初のスタートのときは介護保険料は2,000いくらかではなかったかとちょっと記憶しておりますけれども、まず一つは、第6期の介護保険事業計画の中でどの程度になるのかという、介護保険料の設定ですね。その試算はされているのかどうかということを尋ねいたします。もう一つは、同じ介護保険料のことですが、スタートしたときから。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員お尋ねの介護保険料のお話でございます。現在、試算されているかということでございますけれども、これはサービス量がどれくらいになるのかと、いろいろなサービスがございます。通所介護、それからホームヘルプ、その他いろいろありますので、そのサービスがニーズ調査によってどれくらい積み上がるのかによって異なりますので、現在のところは試算はしていないというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 第5期の介護保険事業計画の中で、今のこの組合の保険料、そしてスタートしたとき、14年前のときの介護保険料はいくらで、そうするとどれだけの伸びになったのか、ちょっとお知らせください。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） スタートしたときからというお話でしたが、手元に資料がありますのが平成18年の第3期、それから第5期の平成24年の比較で申し上げますけれども、第3期にあつては3,496円でございますし、それから5期にあつては4,797円、これは基準保険料の1カ

月分の額で申し上げますけれども、伸びとすれば137%の伸びでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ここずっと高齢者の方々がもらっている年金はずっと下がりっぱなしです。これからも下がることは明らかであります。そういう高齢者の方々の中でも、ひとり暮らしの方、あるいはご夫婦高齢者だけという世帯が増えている、これは全国もそうですし、当一関地域でも同じかというふうに思います。

そういった状況の中で、消費税も増えておりますし、それから介護保険料も上がってきている、そういうことからこういう問題が起きてきているのではないかというふうに思います。それは、この議会の中で当局から配布されました主要な施策の成果に関する説明書でしたか、あの中に、介護保険料の滞納でしたかがありました。今ちょっとここに、手元に持ってきておりませんけれども、たしか4,000万円ぐらいの滞納の繰り越しがあったかとちょっと記憶をしております。そのうち、解消したというのは、要するに滞納したものを、過年度の滞納した分をいただいたというのは700万円だったか何百万だと、そういうことで、依然としてやっぱり長期の滞納が続いている状況ではないのかというふうに思います。

欠損でしたか、その状況も主要な施策の成果に関する説明書の中にありましたけれども、生活困窮というのがたしかあったかと思えます。そのために払われない、そしてそれを欠損にしたということは何件でどれくらいあったのか、ちょっとお聞かせください。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 不納欠損の関係でございますけれども、全体で件数で申し上げますと345件でございます。内訳でありますけれども、死亡が48件、生活困窮が284件、転出13件、前年比9件の減少というふうになってございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 介護保険の問題でも、そのように生活困窮で滞納した、欠損のですね、処分したのが280人余りいたということのようです。やっぱりなかなか苦しい、年金だけで暮らしている高齢者の姿がこの中にも見て取れるかというふうに思います。

介護保険料の設定はこれからどういうふうにサービスをつくっていくのか、それによって当然、第6期の保険料は定まってくるものだと思いますが、可能な限りこういった保険料に響かないように、サービスは豊かにしなさい、だけれども保険料はあまり上げないでくださいという、勝部管理者も困ったなというふうに言うかもしれませんが、しかし、やはりこの間も新聞に出ておりましたけれども、一関の市民の方々などで自殺する方がたくさん多いということが報道されていまして。そういった引き金にならないようにするためにも、ぜひその辺についてのいろいろな努力をさせていただきますようお願いをしたいと思います。というのは今のお願いですが、お尋ねをいたします。

いろんな施設に入ったり、いろいろするときに減免があろうかと思います。そこで、私ちょっと気づいたのですが、グループホームも結構最近はたくさん出ております。グループホームに入ってお世話になっている方もたくさんいるかと思いますが、グループホームに入っている方に実は話されたことがあるのですけれども、うちもうんと大変なのだけれども、減免というのができないのかという話をされたことがあります。そこで、私も聞いてみたら、グループホームの減免というのは対象にならないのだというような話を聞いた記憶があるのですけれども、その辺についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員お尋ねのグループホームの減免のお話ですけれども、それは恐らく特養との比較で補足給付が対象にならないというお話かと思います。特養ですと、食費、居住費等は一定額を超えた分について、これは保険給付のほうから補てんされますが、グループホームはそういったような制度がないということですから、食費の分は比較して高い形にはなっているということでございます。そういうような実態がございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 私も聞いてみたところ、グループホームだから減免はだめだという法的な制限はないというような話を聞いたことがあります。もし、そういうことがあるのであれば、ぜひ、もちろん全部にということではありません。さまざまな困難な事情を抱えている方について、グループホーム入所者などの減免についてもご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） グループホームのいわゆる補足給付の適用という部分につきましては、これは管内だけではなくて、広く課題になっているというとらえ方をしていまして、当組合でもこれは要望しているというところでございます。私どもの加入している団体で、全国介護保険広域化推進会議というものがございまして、この場に厚労省の担当の職員がいらっしゃいますので、その際にグループホームの実態をお伝えをしていると。我々としても、グループホームと特養を比較した場合に実態がどうなのかという部分では、やっぱり対応が必要だろうなという見解を持って対応しているところでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） これで終わりにしたいと思いますが、実は感謝のことばも述べなければならぬと思っております。

3月の議会で私が話したことだと思いますが、八十何歳のご夫婦がおりまして、そして、おじいさんがもう本当に痴呆になって、奥さんが昼間、仕事をしながら24時間、夫を介護していると。もう本当にどうしていいかわからなくなると、死にたくなるというような話も私にしてきたことがありました。その方に、特養であるとかグループホームであるとかというのを、ケアマネなりに相談していますかという話をしました。もちろん相談していますよと。しかし、そのときに、そのケアマネでも何でも、どこの施設が空いているのかとかというデータがなくて、やはり全部施設、施設に電話をかけて、ケアマネでもですね、そして、空いている、空いていない、いろんなことを調べているのが実態なのだとということを取り上げてお話をいたしました。そうしたら、最近、私、聞いたのですけれども、当一関の組合が、今はホームページで、この組合内のさまざまな、特養であるとかグループホームであるとか、それから老健であるとか、ショートステイの空き状態まで書いているのがホームページで紹介されているということを知りました。本当かなと思いましてやってみました。ありました。全部プリントしたら何十ページになって大変だったのですけれども、これはもう最近、一関の、ここの組合でもそういうサービスを充実させるようになったのだなということで、あるケアマネとか何かからも、あれができるようになって、わかるようになって非常に楽になったということで感謝をされました。それは私がやったのではないので、私が感謝されるものではありませんけれども、そういう努力も広域行政組合の皆さんがされているということについては感謝を申し上げたいと思います。

そのときに言われたことは、1カ所1カ所の施設を見ないとわからない、それが一覧表になって、そしてどこが空いているということが一目瞭然でわかるようなものがあると非常に助かるというようなことをお願いをされました。ぜひ、そういった方向に向けて一層、利用者なり市民のサービスにこたえるように頑張ってくださいますことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 先ほど私が答弁申し上げた中で、不納欠損のお尋ねについて数字を間違えて申し上げましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

不納欠損、平成25年度でありますけれども、死亡が59件、生活困窮252件、転出が25件の計336件でありました。大変すみませんでした。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問を終わります。

午後3時25分まで休憩します。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時25分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市市議団の菊地善孝でございます。

通告に従い、政策提起中心に発言しますが、特に仮設炉等の件は深刻な行き詰まり状況にあり、狐禅寺地区の方々、舞川地区の方々のもとより、汚染農林廃棄物を抱える大東をはじめとするシイタケ生産者、管内全域の堆肥、稲わらを抱える畜産農家も、将来の見通しを持っていない状態が続いています。建前論や説明調の答弁ではなく、この地域の再生に役立つ議論ができるよう、まず、管理者の協力をお願いしたいと思います。

なお、この汚染問題については、そもそもなぜ生じたのかと言えば、東京電力が原因者であり、安全対策を持たないまま、これを強引に進めてきた歴代自民党政権にあることは当然であります。以後の厳しい指摘もこの基本を踏まえてのものとなります。広域組合もまた被害者であるとの基本を踏まえて考察するものであることも最初に述べておきたいと思います。

具体的に質問をいたします。

まず、仮設炉、焼却施設改築、新最終処分場を狐禅寺地区にお願いすることを組合当局として決定した正副管理者会議の日時を答弁されたい。

管理者・副管理者会議運営規程第2条には、管理者と会議において審議する事項として4項目が掲げられています。（1）組合の行政運営に係る基本方針の決定に関すること、（2）重要施策及びその基本的な執行計画の決定並びに総合調整に関すること、（3）は、議会对応に関すること、（4）は、前3号に定めるもののほか、組合行政運営に関する重要事項に関すること。

事前に情報公開条例に基づいて同様の請求を行ったところ、勝部管理者名で、文書が存在しない旨、回答が9月10日付けであり困惑をしています。正副管理者会議を開催したが、記録を取らなかったため文書が存在しないのか、会議そのものをしなかったのかと事務方に問い合わせたところ後者であると、つまり会議そのものをしていないとの答弁であります。それでは、専決処分、いつしたのかと確認したところ、その経過もないということでもあります。管理者、どういうこと

なのですか。具体的な責任ある答弁を求めたいと思います。

大きい2番目として、仮設炉等、建設見込みについてであります。

今後のこの仮設炉の建設見込み、具体的な答弁を求めたいと思います。

混迷状況にある原因は何だと考えているのか。執行者が行政としての手続きを踏まないなど、大きな責任があると判断せざるを得ませんが、自身の責任問題をどう認識しているのか答弁を求めたいと思います。狐禅寺地区の方々への2巡目説明会においても、丁寧に説明をしてみたいと云々と繰り返していますけれども、そのような発言で説明ができる事柄ではないと指摘しておきたいと思います。

第3に、狐禅寺地区生活環境対策協議会との覚書締結経過と今次の一方的実質破棄通告について説明を求めるものであります。

狐禅寺の自然環境を守る会より、9月27日付け速達で多量の文書を私もいただきました。お聞きしたところ、ほとんどの議員に送ったそうであります。早速、一読をし、覚書に至る経過の理解が深まったし、今次の実質破棄通告が地元にとって、受け入れることのできない内容であることが更に理解できたのであります。

同守る会からは、5区説明会時、市議会として、奥州視察帰路時に続いて3回目のまとまった資料提供をいただいたことになります。そのほとんどが当局資料のコピーであり、新聞コピーであります。会としての見解は、これを踏まえたものとなっていると判断をいたします。それについても、この種の資料は、まず当局が議会側に提供すべきが筋ではないかと思えてなりません。

そこで、通告の①なぜ覚書締結に至ったのか、全部資料開示を求めることについては省くことにいたします。

②実質破棄通告申し出に対する同協議会の正式な回答内容について答弁を求めるものであります。同会に対しては、昨年3月から5回にわたり懇談会が行われていると、この前述の資料ではっきりいたしております。

③として、同協議会の規約、もしくは申し合わせ、役員構成の紹介も求めるものであります。

④として、実態として同協議会は、狐禅寺地区民の民意を代表する組織なのかと強い疑問を持っているところであります。環境を守る会から今回いただいたコピー資料によれば、同協議会役員は、市の非常勤特別職である行政区長や農林連絡員がほとんどであります。地元出身市会議員の名前もあります。どういう組織なのでしょう。行政区長や農林連絡員は、市長の委嘱辞令によるものではないですか。自然人としては同一人物でも、住民自治に基づく手続きを経た方々、肩書によるべきではないでしょうか。

私は5年前から、この一関地区の各種協定チェックをする体制について、大東清掃センター公害防止協定委員にならって、住民にとっても議会側からしても、わかりやすい近代的なものに改善すべきといろいろなテーブルで提唱してきた経過があります。担当者の努力だけでは思うようにいかなかった経過があるにせよ、このような理解しにくい仕組みが続いていることは、はなはだ残念でなりません。同協議会が民意を代表している根拠をこの機会に説明をいただきたいと思っています。

最後に、介護保険事業における賃金実態が、藤沢を中心とする直営方式と、法人化している他地域で大きな違いがある理由をこの機会に説明いただきたいと思っています。

私は2年ほど前、調査した経過があります。ほぼ同一の経歴で、年収にしたら100万円もの違いがあると聞き取りをしたところであります。なぜ、このような実態が生じてしまうのか。介護

職員不足が深刻であります。その主要な理由の一つが処遇問題であります。同じ保険者のもとで、これほど違いが出る理由について、この機会に説明をいただければと思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、仮設焼却施設などの建設についてでございますが、組合では、一関市、平泉町と連携を図りながら、岩手県、環境省との間で協議を重ね、管理者として、狐禅寺地区の住民の皆さんに提案させていただくこととしたものでございます。

構成団体である平泉町に対しましては、副管理者である平泉町長に、一関市、岩手県、環境省との協議の経過を随時報告をし、確認をいただきながら進めてきたところであり、また、管理者・副管理者会議の冒頭における管理者のあいさつにおいて、その時々の方勢について報告、あるいは説明する機会を持ってきているところでございます。

また、地元説明会に入る前の段階で、施設計画などの概要について、このような方針で進めてまいりたいというようなことを説明するなど、共通認識のもとに進めてきているところでございます。

次に、仮設焼却施設等の建設に関する狐禅寺地区の皆様への説明状況についてでございますが、狐禅寺地区への仮設焼却施設、新焼却施設並びに新最終処分場の建設については、一関市とともに真滝2区から6区の地域住民の皆さんを対象に、各行政区ごとに本年4月と7月に説明会を開催し、提案内容の説明をさせていただいたところでございますが、現在のところ、住民の皆様から十分なご理解を得られるまでには至っていないところでございます。

その理由として考えられるのは、まず、住民の皆様の放射能に対する不安に対して、十分に説明を尽くせない部分があるというふうにとらえているところでございます。この点につきましては、放射能に関する専門家による講演会の開催、あるいは、現在、利用自粛牧草の焼却処理を行っております大東清掃センターの視察等を通じて、放射能への安全対策について、ご理解を深めていただくなど、説明を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

また、もう一つは、平成12年12月に、旧一関地方衛生組合が狐禅寺地区生活環境対策協議会と取り交わしました覚書の存在でございます。覚書を締結した当時は、ダイオキシンへの対策が大きな課題となっておりましたが、ダイオキシンについては、現在は安全に処理する技術が確立されており、また、昨年策定された県南地区ごみ処理広域化基本構想において、災害時、事故時等のリスク分散や相互支援の優位性を踏まえ、県南地区については、これまでの1施設ではなく2施設体制で整備を進める方針が示されるなど、覚書を締結した当時とは状況が大きく変わったものと認識しているところでございます。

覚書につきましては、覚書の存在について、これを重く受けとめているところでございますが、当時のダイオキシンの問題をはじめ、焼却施設の性能向上などを踏まえ、新たな施設は、ダイオキシンや放射能を出さない、環境に配慮した世界最高水準の技術を導入したエネルギーセンターとするとともに、施設の地域周辺に複合施設を配置し、多くの人が集まる賑わいの拠点として、地域が誇れるようなものを目指して、今回の提案をさせていただいたものであり、今後、地域の皆さんと話し合いながら、これを進めてまいりたいと考えているものであります。

次に、覚書の締結の経過でございますが、平成9年1月でございますが、当時の厚生省により、

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類発生防止等ガイドラインが定められまして、全国的に統一した基準のもとで、ごみ焼却施設におけるダイオキシン対策の恒久的な実施を求められることになったものでございます。当時のごみ焼却施設は耐用年数も経過して、ダイオキシン発生防止に関して国が定める基準に合致していない施設であったことから、一関地方衛生組合では、新しいごみ焼却施設の建設を狐禅寺地区で進めることとして、平成9年11月に地元の説明を行い、提案させていただいた経緯がございます。

これに対して、狐禅寺地区では、狐禅寺地区生活環境対策協議会を組織して対応を協議されましたが、協議会として、新焼却施設の建設については受け入れられないとの意向が示されました。

また、一関地方衛生組合では、地元からの要望を受け、胆江地区広域行政組合との共同処理、県のゴミ処理広域化計画に基づく広域処理について検討を行いましたが、胆江地区広域行政組合との共同処理については、同組合の焼却施設の処理能力の不足及び一関地方衛生組合処理経費の増嵩により、また、広域処理については、県の広域化計画の目標年次でもあります平成29年度からとするべきとの意見が関係団体で大勢であったことから、いずれも困難であるとの結論となったところでございます。

こうした経緯がございまして、一関地方衛生組合では、現焼却施設を改良の上、使用することとし、狐禅寺地区に焼却施設を建設しないこととして、平成11年10月にその方針を地元へ提示、その後、狐禅寺地区生活環境対策協議会からこれを了承するとして、文書化したいとの意向が示され、組合と協議会が平成12年12月27日付けで覚書を取り交したものであります。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会との覚書の一方的破棄ということでしたが、一方的破棄という言葉は、私は理解しがたいところでありますが、先に答弁申し上げましたように、覚書につきましては、その存在について大変重く受けとめているところでございますが、新たな施設につきましては、単体での焼却施設とするのではなく、併設する熱エネルギー利用施設や、資源再利用の拠点となる施設も含め、地域振興につながる複合的な施設として整備して、これらの施設整備により、狐禅寺地区を一関市発展の中心的地域として、また、環境にやさしいまちづくりのモデルとなるよう位置づけていきたいと考えて、提案をさせていただいているものでございます。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会の規約でございまして組織についてでございますが、これについては、事務局長から答弁させます。

次に、介護職員の処遇についてでございますが、介護職員の給与は、それぞれの事業者において、就労内容や経営状況などの実情に応じて定められているものととらえているところでございます。

なお、当組合管内の法人介護職員の処遇改善の状況についてでございますけれども、平成24年4月の介護報酬の改定によりまして、新たに介護職員処遇改善加算が設けられたことに伴い、地域密着型サービス事業者を運営する法人は、厚生労働省告示に基づいて、介護職員の賃金改善の計画及び実績の報告を保険者に提出することとされております。

当組合では、この事業者からの報告によりまして、管内の地域密着型サービス事業者を運営する法人についての賃金改善の状況を把握しているところでございます。平成25年度は、24の法人のうち23の法人において、本制度の適用を受け、給料、諸手当の改善を実施しておりまして、1人当たりの平均賃金改善月額、平成24年度と比較いたしまして2,015円の増額、改善となっております。

また、介護職員処遇改善加算については、平成26年度までとなっておりますが、国においては

平成27年度の介護報酬改定において検討を行うというふうになっているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 私からは、狐禅寺地区生活環境対策協議会の規約、組織について申し上げます。

狐禅寺地区生活環境対策協議会は、地域の生活環境の向上を図り、住民の健康増進に寄与することを目的に、環境に対する調査、研修等の活動、地域住民の意識を集約し、これを反映させるための活動を行うことが規約において定められております。

組織については、狐禅寺地区民をもって組織し代議員制とする。代議員の数は各民区の班の数と同数とするとされており、役員については、会長1名、副会長4名、事務局2名、幹事10名と定めており、幹事は各民区から3名を選出し、幹事の中から会長、副会長、事務局を互選し、任期は2年と定められております。

また、このことから、地域住民の意見を集約し、活動する組織としてとらえているところであり、地域の自主的な組織であることから、質問にあった説明等のあり方については、承知していないところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 質問項目3の（3）についての答弁、（2）と（4）ですか。

（2）と（4）についての点、勝部管理者。

管理者（勝部修君） 7の3の（2）、破棄通告に対する同協議会の正式な回答内容とはいうことでございますが、破棄通告をした覚えはございませんので、これについては、あえて回答をしませんでした。

それから、（4）、今、事務局長が（4）については答弁いたしました。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 最初に、介護保険の関係をお聞きしますが、私が聞いているのは、直営の介護事業者と法人化している介護事業者で相当の年収、処遇の違いがある。それは何だというふうに保険者は分析しているのかという質問であります。

事務局長から答弁いただいたのですが、それを私、聞いておりませんので、なぜこんなに、市の直営施設で働いている方々と法人化している職場で働いている方々の処遇の違いが出てくるのかということを聞いているわけです、端的に。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 今の議員のご質問でありますけれども、介護職についた方、その勤務先によって介護職であるにもかかわらず、処遇が、なぜこのように大きく違うのかといったご質問かと、このように思いますけれども、保険者とすれば、それぞれ各法人につき、雇用されている職員の方、これはそれぞれの雇用契約によるものだ、このように考えてございます。

また、その比較をする場合におきまして、介護職についても経験の差もありましょうし、それから資格の差があろうと。あるいは雇用している、それぞれの給与体系の違いにもあろうと、このように思います。これはどのような形で比較をするのかというようなことが問題になろうかと、このように考えてございます。

ただ、保険者として、制度として処遇改善の制度がございますので、これは私どもで処遇改善実地調査の際に、こういう制度があるということを事業所に申し上げ、その適用について促しをしていると、そういう取り組みをしているというところであります。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私が聞いているのはそういうことではありません。市の、一関市の直営でやっている介護事業所、これと、ほかの地域はほぼ100%法人化しています。以前は同じように直営だったのですね、それを法人化したのですね。そのことによって、現在比べると、ほぼ同じぐらいの経歴ですね、経験年数、これで年収100万円も違うと、なぜこういうことが起きるのか。

私なりに考えると、直営の場合は、施設は公でつくるわけでしょう、公で。法人の場合は原則、一部過渡期として公設民営みたいな形で施設ができて、今事業の継続しているところもあるけれども、言うならば民営ですね。法人の責任において資金を調達をし、法人の責任において建設運営をしていると。この違いが大きいのではないかと。その負担、施設面の負担が、職員への処遇の違いとして現れてきているのではないかと。であるならば、このような状況を捨て置くことは、極めて好ましくないと、こう思えてならないのです。そういう分析はなさいませんか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） いろいろな事業所の経営の背景というものは、これはあるのだろうと、このように考えます。その経過において、どういったような経過があるのかといったようなところまで、保険者でかかわってどうなのかなという感じがいたします。それぞれ雇用されている介護者、それぞれの資格でそれぞれ評価され、そして、介護職として働いていると。そういう契約に保険者はかかわることではないと、このように考えております。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 広域行政組合というのは、構成する1市1町の一般行政の一部を共同処理している立場ですからね。そういう意味も含めて私は今指摘しているのですが、先ほど私どもの岡田議員からも、施設の手当て、その他についてのことを、施策を考える必要があるのではないかしらという提起をいたしました。やはり、働いている人たちの処遇がここまで違う。

今、関係する高校なんかでは介護職というのを勧めないと、進路として。余りにも激務で、それに見合う待遇がされないと。これが長期間に及んでるということの中でそういう学校が増えてきていますね。これが若手の介護職員の補充がなかなか思うようにいかないという中で、深刻な問題が、現場に起きています。

やはり処遇の改善をしていくというそのことは、円滑な介護保険を管内において進めていく上で、広域行政組合も無関心であってはならない。ただ、直接、広域行政組合のほうから予算措置をすることが好ましいのかどうか、そのことについては、いろんな制度があるので、それは構成団体と一緒に考えていかれたらいいと思うけれども、実態として、管内の事業所において、言うならば、公設公営のような形でいまだに進んでいるところと、そうでないところで、大変な処遇の違いが現存していると。そして、この事情を知っている人たちの中で、不満が出てきているということだけは、この機会に発言をしておきたいと思います。

それでは、仮設炉の問題について再質問してまいります。

さっき1番目の問題で答弁ございました。その都度、連絡を取り合っている、あるいは、正副管理者会議の前段にお話した。住民はどういう形でそれを知ることができるのですか。内容を。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 管理者・副管理者会議の結果がどういう形で住民にお知らせになるのかというお尋ねでございました。

今回のこの仮設炉等の計画にありましては、平成26年3月8日、狐禅寺の公民館でありますけれども、最初の説明会が持たれたということでございます。また、同日に舞川地区での説明会も行ったと、こういう形の説明会の中でお知らせをしてきたという状況であります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） そんなこと私、聞いていない。政策決定のプロセスを聞いているのです。再答弁。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほど管理者からご答弁申し上げましたように、県とか、あるいは環境省、あるいは一関市、平泉町と連絡を、情報を共有しながら、いろいろ検討をしてきたわけですが、3月8日の日の狐禅寺と舞川の説明会を開催させていただく段になりまして、正式にこの方針でまいりましょうということで決定したところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） うそを言わないでくださいよ。2年前の9月26日、県の生活環境部長との懇談が市長室で行われたではないですか。その資料について、私、情報公開条例で取りました。そして、勝部市長の名前で文書をいただきました。

私は、テーブルは違うけれども、市議会場で、その急所の部分をわざと外して質問したのです。その中にはっきりと、2年前の9月26日の生活環境部長との話し合いの場で、はっきりと狐禅寺に仮設炉の設置について方向づけする発言をしたという記述があります。わざと私は急所を外して質問したのです。2年前の9月26日にそういう形で懇談しているではないですか。なぜそれがことしの3月に決定したのですか。少なくとも2年前の9月26日にこういう話し合いをするのだったら、当然この正副管理者会議がその前に開かれなければならないではないですか。内規との関係で、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君）

（不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 議長のもとに発言をしていただくようお願いします。

休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後5時08分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊地善孝議員より、先ほどの休会前の菊地善孝議員の発言のうち、「うそを言わないでくださいよ」という発言について「事実と違うのではないですか」に訂正したいとの申し出がありましたので、会議規則第65条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

田代君管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほどの私の発言につきましても、削除いただきますようお願いを申し上げます。

議長（武田ユキ子君） いずれ、ここは神聖なる議場でございますので、議長の指名によって発言をしていただきますよう、当局も議員にも、よろしくご留意願います。

引き続き、菊地善孝議員の質問を許します。

5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 引き続き一般質問させていただきます。

2年前の9月26日に県の生活環境部長が秘書室に来て、岩手における放射能汚染された農林廃棄物の処理のスキームをつくるための懇談が行われたと、話し合いが行われたと、その記録を情報公開条例で過般、私自身取って見ました。別な、市議会のテーブルで私は急所を外して、そのことについて説明を求めたわけであります。その情報公開条例で取った文書の最も大切な総論部分には、はっきりと狐禅寺にこの仮設炉等を建設するという方向づけがされたという記述があります。そのことが私は一連の記録の中では急所だろうと思います。そういうことを考えると、先ほど来答弁いただいている、ことしの3月何日かの地域の方々に対する説明の場で説明した云々というのは事実と違うのではないかと、こう思います。

それでお聞きしますが、副管理者会議、正式な副管理者会議を開いて話し合った経過はないということが休憩前の中で確認をされました。それでは、先ほど来答弁ある、そういう会議の冒頭だとか、その都度、平泉町長さんとの関係で、平泉町に対して連絡を取り合ったというのは、この2年前の9月26日以前なのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまのご質問でございますが、先ほどご答弁を申し上げましたように、組合、あるいは市として方針を決定したのは、ことしの3月8日の狐禅寺地区環境対策協議会の役員会でもって説明をするというふうな方針に入る前に決定したものでございまして、先ほど来申し上げておりますように、平成25年の11月に県内地区ゴミ処理広域化構想が、従来の1つの清掃センターから2つの焼却施設というふうな形でなるというふうなこと、それから環境省から仮設焼却施設について、この設置についても国としてそういう形で進めたいというふうな回答をいただいたのが11月になってからでございますので、その後というふうなことになります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） これも事実と異なると思うのですよね。

昨年の11月に、そういうふうな県の広域化計画の変更があつて、手直しがあつて、それを受けてだということではありますが、以前から広域行政組合は職員をして、この種の話し合いの県のテーブルでは、一関・両磐は胆江地区とは別に施設が必要なのだということをずっと主張してきました。そういう経過があります。その主張してきたことは、ここ1年、2年前からではありません。ずっと以前からそういう主張をしてきたと私は認識をしています。

したがって、昨年の11月のそういう県段階でやっと遅ればせながら決定をしたというのは、まさに望むところであります。そういうふうなことを前提にして、実は2年前の9月26日の県の生活環境部長との話し合いでの発言等々がなされている、このように理解をするものであります。

それではお聞きしますが、ことしの3月8日に、組合としての、当局としての意思決定ですね、当局としての意思決定をしたというのですが、この記録はどこにあるのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほどご答弁申し上げましたように、昨年の11月のゴミ処理広域化基本構想、あるいは環境省の仮設焼却施設のことについての決定を受け、その後、検討をしてまいりまして、この経過を踏まえて、生活環境対策協議会の皆さん、それから舞川地区の皆さんにご説明を申し上げなければならないというふうなところで、この時期に決定をし、説明をさせていただくというふうなところになったところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 答えになっていないですね。どこに記録があるのですかと私は聞いています。限られた時間ですから、長々とした前段の説明は必要ありません。ことしの3月8日に内部としては検討したわけでしょう。当局の手続きとしては決定したというのでしょうか。その記録はどこにあるのですかと聞いているのですよ。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） その記録はございませんが、今、ご説明を申し上げてきましたような、その流れの中で決定をしてきたところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それが私は問題だと先ほど来から指摘しているのです。行政ですよ。行政である以上、記録がないということはないし、内規でこういう重要な事項については審議をするのだというふうにきちっと決まっているでしょう。その記録がなければ、住民は知る由がないではないですか。それに携わるごく少数の人たち、事務方しか知ることのできない、こういう情報管理、決定の仕方、プロセス、近代的ではありません。市の情報公開条例なり、先ほど紹介した内規に照らして、大きく問題を含んでいるものだと指摘しておきます。改善を求めます。こういうふうな行政手法をとっているのは、協力いただけるケースでも協力いただけないのではないかと、私はそのことを懸念するのです。

もう一つ、この絡みで発言をさせていただきますが、午前中の質疑の中で、一般質問をされて、このような管理者の答弁がありました。重く受けとめる、守るということなのかと聞かれて、何と答えたか、守るということとは違います、こういう答弁をしています。そして、民意という、自分は選挙を経ているから民意を得ているのだという趣旨の発言もしています。だから、前任者が覚書という形で約束した事柄についても変更があり得るのだと、そういう裁量の余地を自分は持っているのだと、選挙を経ているからととれる発言をなさっています。こういう感覚でいたのでは、私は住民合意とはほど遠い関係になってしまうのだと思います。

例えば、執行者が変わりました、選挙を経て。道路工事をしています。契約をしています。1億で契約を結びました。しかし、執行者が変わったから、工事はやっていただきますけれども、支払いについては約束のとおりなるかどうかわかりません。こんなことを言う人いないと思いますね。

この分野で言えば、大東清掃センター、関係する自治会と協定書を結んでいますよね。これに基づいて公害防止協定委員会が成り立っているわけです。勝部市長になって、これを変更したのでしょうか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまの大東清掃センターの協定書のお話だと承りましたが、これについては、協定を締結をさせていただきまして、そのとおりに実行してきたところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） どうですか。大東の今の協定というのは相当の歴史があるのです。狐禅寺地区も相当の歴史があることを、冒頭の管理者の答弁の中で紹介がありました。積み重ねがあるわけです。執行者が変わろうが、管理者が変わろうが、それは、それを超えるものだと私は認識します。そういうものは尊重していくのだと。実行するために最大限の努力するのだと。これが、管理者、執行者の立場だろうと思う。

先ほど来、何度も、午前中から答弁いただいているように、重く受けとめるけれども守るとい

うこととは違います、こういう感覚で、今後ともこの問題に対応いただくとすれば、はなはだ地元にとっても、農林廃棄物を、汚染農林廃棄物を抱えている住民の方々にとっても迷惑な話ではないでしょうか。これでは、信頼関係は生まれませんと思います。

私は、子どもは農林廃棄物を、汚染農林廃棄物を処理するために混焼方式ですよ、混焼方式でこれを処理をしていく、岩手県はそういう判断で動いているわけですね。私は今でも正しいと思います。間違いのない判断だと思います。やらなければならない。

先の狐禅寺地区の15カ所ですか、環境省が来たとき含めて。このときにも、その部分についてのやりとりがありました。参加者の中で、今のままでは合意できないという方々の中にも、どこかでやらなければならないということについてはわかるという発言もありました。そして、しかし、覚書との関係が説明されていないではないかという発言が繰り返されました。今のままでは歩み寄りにはできないのであります、今のままでは。どこで歩み寄りをし協力をいただくのか。最終的に協力いただけなかったにしても、どうやってこの地域の汚染廃棄物の処理をしていくかという、そのことを理解していただくか。不幸にして協力いただけないにしても、物事の理解をいただくかと言ったら、やはり自分たちの都合等々を言うだけではだめだと思います。たとえそれが丁寧な言い方でも。言っていることは実質破棄ですよ、覚書の。一般的な破棄ではないけれども、破棄をしたいという申し入れをしているわけですよ、法律的には。実質的に。

もう一つ、この機会にお話しさせていただきますが、覚書、改めて見せていただきました。この中ではこういうくだりがあるのですね、第2項に。この工事は、これはダイオキシンの関係ですね、国の補助金を受けて実施することから、完了後7年間はゴミ焼却施設の運営を行ってまいりますと書いてあるわけです。これが12年ですよ。19年にはこの期間が到来しているのです、19年には。そして、今これから4年がたって、実質、破棄をしたいという申し入れをしているのです。呑めるわけじゃないではないですか、地元は。そのことを、もっとまさに重く考えるべきではないでしょうか。立場の違いがある。

今回いただいた、狐禅寺地区の住民運動の方々からいただいた資料の中に、5回にわたる会議録ですね、対策協議会との懇談、載っています。相当の分量です。これを見ますと、管理者が直接出たこともあるし、副管理者が出たこともあるのだけれども、言っていること、会話していること、双方立場の違いはあるけれども相当努力をしていると、何とかしなければならないという思いがにじみ出ていますよ、この内容は。しかし、どこで今一つ理解し得ないでいるのか、それは、この覚書、そして覚書に至るまでの経過、覚書後の経過、こういうものを、住民の人たちの立場でものを考えているかどうかだと思います。いかがですか。私は不十分さがあると思いますよ。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今、いろいろお話しいただきましたけれども、そのことをもって、私が一方的に破棄をしたと受け取られるのであれば、それは受け取る方はそういうふうに思うところがあるのでしょうから、それはあえてこちらからコメントはいたしませんけれども、私は、今、議員がおっしゃったようなさまざまな経緯があるからこそ重く受けとめて、それに真摯に対応していこうとしているわけです。

こちらから提案させていただいた内容は、いずれ、当時の覚書を締結したときの当時の状況と大きく状況が変わっているのです、それも含めて、新しいこちらから提案する内容を一緒になって考えていきませんかという提案なわけです。それを、一方的な破棄という、破棄の通告というふ

うに受け取られると、ちょっと私も困ったなという感じがするのですけれども、決して破棄とかそういうものではございません。

覚書があるということは私も重々わかった上で受けとめて、当時の状況から今の状況までの経緯も受けとめて、それで、いろいろ地元の方々から、道路整備やら、いろんな要望項目が10年前から出されているにもかかわらず、なかなかそれが実現しないできている。そこからしっかりこちらがフォローしていかないと信頼関係が出てこないのではないかと、そういうふうな思いでもって今動いているわけです。

ですから、一方的な破棄とかどうのこうのというのは、私は全く頭にございませぬ。これからその覚書に書いてあることの一番の上を書いてあることは狐禅寺地区にはつくらないということなのですから、その当時の状況と今の状況変わっているし、それから技術的にも向上している、そういうことを踏まえて、新しい地域のありようについて一緒になって考えていこうではありませんかという提案なのです。そここのところを理解していただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） その人その人の発言のしようだとか何とかあるから、全部、勝部市長に、私が納得するような言い方してくださいというのは土台、無理なのかもしれませんが、私の言っているのは、法律的には、こういう行為というのは破棄通告の申し入れですよと言っているのですよ、これは。どういうふうに勝部市長なり当局の方々が思おうが、外形的には、約束をしていたことを破棄すると、その申し入れをしているわけですよ、これは。これは価値観の判断云々以前の問題として。

ただね、何回もこの席でも言ったので、ほんとにお聞き苦しいかもしれないけど、私どもが大東清掃センターでダイオキシン、全国ワーストセブンの状態が出て、どこも引き受け手がない。二十何トンの可燃ごみを毎日処理しなければならない、いつまでもいつまでも、こちらの、当時の衛生組合のほうにお願いしているわけにもいかないという中で、その地元中の地元、うんと迷惑かけた地元に行って、当時の首長と二人三脚でひと冬かかって行ったときに何と言ったかと。どこの面下げて、皆さんに更にお願ひすることができようかということは百も承知で来ましたと、しかし、毎日出るこのごみを焼却処理をしなければならないのです、そのこと一点張りでお願いしました。

いろんなこと言われました。初期はみそくそも言われました。しかし、耐えなければならない、職責上。何としても、この事態は克服しなければなりません、理解をいただきたい。しかし、万に一つも、国や県が何を言おうが、万に一つも皆さんに、以前のような迷惑をかけることがないように、国、県任せではなくて、独自に本当にそういうことが、約束したことが実現できるかどうか、さまざまな研究者の協力もいただいてチェックをして、自分たちの政治生命をかけて、これならやれるというときには政治生命をかけてやることになります。本当かと、逃げ隠れできませんと、地元に住んでいるんですから。

そして、当時の町長は、この施設から私も直線距離にしたら数百メートルに家族含めて住んでいるのですと。命かけて、まさにこの事態を克服しなければならない、政治生命をかけてやります、ここまで約束をしたのです。それが最終的には心を動かしたと、私は今でも思っています。首長の覚悟が。

私は、もう一つ、管理者にお聞きしたいのは、なぜ大東清掃センターでご協力いただいたものが、狐禅寺の地区の人たちからなかなかご理解いただけないのかしらと。職員からの答弁は、午

前中ありました。管理者自身はどういうお考えでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 午前中に事務局長のほうから答弁してありますが、私も同じようにとらえております。いずれ、3点セットといいますか、3つのものを1つの括りの中で説明したがために、受け取る側でもって、3つの施設のそれぞれの別個のものが混同されてしまったという、これは説明するほうの責任もあると思ってございます。それが一つありますし、それから、もう一つは、やはり覚書の存在というものもあると思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 大東清掃センターとの関係で言えば、この種の覚書はありませんからね。もっとガラス張りの協定書ですので、それは違うと思いますが、私は2つあると思っています。

一つは、信頼関係が違うということだと思うのですね。大変、今努力いただいている当局の皆さんには言いにくい話だけれども、前任者の皆さん含めて信頼関係が違う。何が違うのか。約束したことは守ります、ダイオキシンの問題だけではなくて。しかし、約束したことを平気で守らない時期がこの間まであったのです、大東清掃センターで。だから、いろんなこと言われたのです、私も。しかし、そういう信頼関係がないところから信頼関係をつくるために努力をしてきたのです。これは市町村合併で一緒になってから以降の職員たちも含めて、合併前から。その信頼関係はまず違うと。

もう一つは、今回説明したのは、一関のごみ焼却場、可燃ごみの焼却場が完成した暁には、大東清掃センターは閉じますと、こういう約束しました。これもうんと大きい要因だと思いますよ。これはこのぐらい、早ければこのぐらい、長くてもこのぐらいで、もうこの地域からこの種の施設はなくなるのだなと。こういう2つが大きな要因だと思います。いかがでしょうか。

狐禅寺地区の皆さんに説明しているのは、どういうことでしょうか。ある意味では未来永劫使わせてくださいみたいな話ですよ。期間の定めのない、実質的に。そういうことを提案しているのではないのでしょうか。

やっぱりそのところまで心を砕いて、住民の立場、地域の中でずっと迷惑を受けてきた地域の皆さんの目線でもの考えるということが、どうも私、見ていると不十分ではないかと、こう思えてならないのですが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 地域の皆さんとの信頼関係の話がございました。私も確かにそう思います。今まで、要望があつて、さまざまな生活環境であるとか基盤整備についての地域からの要望があつたにもかかわらず、それが十分にフォローされてきていなかった。これでは、私は、この先、信頼関係をつくっていくのには、かなり大きなハードルなのだなというふうに思っております。したがって、そこは真摯に要望をもう一度整理をして、今、動いているわけであります。

これは、今回の仮設とか新しい焼却施設云々でなくて、今まで地域との約束でやってきた信頼関係をしっかりしたものにするということがまず大きなところだと思っております。それをやった上で、更に新しい施設については、今までのようなイメージのようなものではなくて、全く違う、地域に貢献できる、地域の発展につながるような施設を皆さんと一緒にやってつくっていきましょうというのを提案させていただく。そのためには、今の焼却施設のイメージでいたのでは、なかなか発展がないわけですので、例えば、今、先進地ではこういう施設もあるのですよと、こういう安全対策がしっかりしていますよと、そういうところをこちらはいろいろ情報を

提供したいし、実際にそこを見ていただきたいと思っているのです。それを、これから働きかけて、一緒にやっていきたいと思いますという、その部分で今まさにやろうとしているところです。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は、これ、午前中から気にかかっていることとの一つに地域づくりですね。勝部管理者としての、あるいは勝部市長としてのプラン、思い、ここのところは、十分お聞きしたのですが、地域づくりの主体は、執行者である前にその住民なのですね。自治で言えば、住民自治の問題、団体自治の代表としての執行者の考え方は考え方としてお持ちになることは、これは職務上当然だと思います、それは。

しかし、地域づくりの主体は、あくまでもその住民なのです。その住民の人たちがどういう地域にしたいのかということのを抜きにしての地域づくり、私はこう思うということが、あまりに発言として、申し訳ないけど多すぎるのではないかと。地域づくりは、狐禅寺地区については狐禅寺に現在住んでいる方々、その人たちの思いをまず大切にすると、そのとおりにいくかどうかは別として、大切にするというそういう立場に立てませんか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 若干、それは私は違う考え方でございます。地域の首長として、リーダーとして、こういうふうな地域をつくっていききたいのだというビジョンというものを示す、それはまさに、私は、市長としての職務としての一つだと思っております。非常に大きい、それは私の職務であります。ですから、住民の方々に任せっぱなしにするというふうには、これはなりません。協働のまちづくりというのは、そういうところなのです、まさに。ですから、地域の方々と一緒になって、行政も一緒になって地域をつくると、お互いの長所、短所があるわけですから、お互いの長所を出し合って、その中からより良いものをつくっていきましょうという、そういう考え方をベースにしております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 最後になりますけど、仮設炉は特化すると、ほかの問題とは全く切り離してという形での決断は、この席ではできませんか。仮設炉については、他の問題と全く違うのだと、非常時であると。緊急避難としてこの問題については対応したいと。

議長（武田ユキ子君） 通告時間に達しましたので、菊地善孝君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（武田ユキ子君） 日程第4、認第2号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第5、認第3号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第2号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第3号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（武田ユキ子君） 金今会計管理者。

会計管理者（金今寿信君） それでは、私から、平成25年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要について説明申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは、一般会計歳入歳出決算書の歳入を記載しております。

この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額26億2,617万4,000円に対しまして収入済額は26億2,069万3,807円となっております。

8ページをお開き願います。

8ページ、9ページは、同決算書の歳出を記載しております。

この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額26億2,617万4,000円に対しまして支出済額は25億5,116万722円となっております。

したがいまして、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、9ページ、右下欄外に記載しておりますが、6,953万3,085円となつているところであります。

次に、42ページをお開き願います。

42、43ページは、介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の歳入を記載しております。

この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額138億5,272万8,000円に対しまして収入済額は138億7,773万1,444円となっております。

44ページをお開き願います。

44、45ページは、同決算書の歳出を記載しております。

この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額138億5,272万8,000円に対しまして支出済額は134億9,316万1,380円となっております。

したがいまして、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、45ページ、右下欄外に記載しておりますが、3億8,457万64円となつているところであります。

46ページをお開き願います。

46、47ページは、介護保険特別会計サービス勘定歳入歳出決算書の歳入を記載しております。

この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額4,116万1,000円に対しまして収入済額は3,871万8,592円となっております。

48ページをお開き願います。

48、49ページは同決算書の歳出を記載しております。

この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額4,116万1,000円に対しまして支出済額は3,572万7,165円となっております。

したがいまして、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、49ページ、右下欄外に記載しておりますが、299万1,427円となつているところであります。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

2ページ、3ページは、歳入歳出決算会計別総括表であります。

ただいま説明申し上げました一般会計及び特別会計に係る決算額及び歳入歳出差引残額等をまとめております。

表中、一般会計の歳入歳出差引残額につきましては、平成26年度への繰越明許費繰越金が含まれております。その額につきましては、備考欄に記載してございますが、140万4,000円となっております。したがいまして、一般会計の翌年度の会計に繰り入れられる実質収支額は、歳入歳出

差引残額から繰越明許費繰越金を差し引いた額となるものでございます。

次に、財産について説明申し上げます。

76ページをお開きください。

76ページから79ページまでは、財産に関する調書であります。

76、77ページは、土地及び建物に係る公有財産について、また100万円以上の備品について、それぞれの決算年度中の増減高及び決算年度末現在高等を記載してございます。

平成25年度は、土地及び建物については増減はありませんが、物品については乗用自動車1台増、貨物自動車1台減となっているところであります。

次のページ、78ページをお開きください。

78、79ページは、財政調整基金、介護給付費準備基金の2つの基金について、決算年度中の増減高及び決算年度末現在高等を記載しております。

80ページをお開きください。

このページは、定額資金を運用するために設置されている基金の運用状況を記載しております。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 私からは、初めに、認第2号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入であります。

1款1項1目総務費分担金は、議会費、総務管理費、監査委員費などを賄う経費の分担金であり、その割合は、一関市9分の8、平泉町が9分の1となっており、備考欄記載の金額のとおりであります。

2目衛生費分担金は、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。

1節の衛生総務費分担金の分担割合にありましては、10%が均等割、90%が人口割、2節火葬場費分担金、3節ごみ処理費分担金、4節し尿処理費分担金にありましては、10%が均等割、90%が利用割であります。

2項1目建設事業費負担金は、地方債の償還に係る負担金となっております。

1款の分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担割合は、一関市94.4%、平泉町5.6%となったところであります。

詳細の金額、割合にありましては、主要な施策の成果に関する説明書3ページに記載しておりますので、ご参照願います。

2款1項2目火葬場使用料は、火葬炉、待合室、動物炉などの使用料であり、1節約山斎苑使用料にありましては1,645件分、2節千厩斎苑使用料にありましては1,200件分であります。

14、15ページになります。

2款2項手数料、1目1節一般廃棄物処理業許可申請手数料は38件分であり、2節浄化槽清掃業許可申請手数料は5件分となっております。

2目ごみ処理手数料、1節約一関清掃センター手数料にありましては、搬入廃棄物の総量が8,535トンとなっております。2節大東清掃センター手数料につきましては、搬入廃棄物の総量が2,652トンとなっております。

3 目し尿処理手数料、1 節一関清掃センター手数料にありましては 5 万 5,011 キロリットル、2 節川崎清掃センター手数料にありましては 3 万 3,495 キロリットルのし尿、浄化槽汚泥を受け入れた手数料であります。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金、1 節廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は、一関清掃センター、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センターにおける放射線モニタリングに対する補助金であります。

2 項 1 目衛生費委託金は、指定廃棄物である放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレルを超える焼却灰の保管業務に関する国からの委託金であります。

16、17 ページになります。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入は、電力柱等に係る土地の貸し付け、県立千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入など、22 件分であります。

2 項 2 目物品売払収入は、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの資源物の売却、リサイクルプラザにおける家具、自転車などの再生品 294 件の販売収入及び一関清掃センターのトラック売り払いであります。

18、19 ページになります。

8 款 2 項 1 目衛生費受託事業収入は、平成 25 年 7 月の一関市における大雨災害に伴い発生した廃棄物の処理委託料及び一関市内の汚染牧草の処理委託料であります。

平成 24 年度までは、岩手県の委託により、東日本大震災による大槌町の災害廃棄物の処理委託料が受託事業収入としてございましたが、平成 25 年度においては、岩手県から、当組合で受け入れ可能な規格による廃棄物の搬出が難しい状況となった旨の申し出がありましたことから、災害廃棄物の処理は実施しておりません。

次に、歳出について申し上げます。

22、23 ページになります。

歳出につきましては、各款項目ごとに備考欄に主な内容について記載しておりますので、その中の金額の大きいもの、または新規のもの、特徴的なものについて説明を申し上げます。

2 款 1 項 1 目総務管理費であります。備考欄 2 つ目の丸印、一般管理費、7 行目、広報等印刷製本費は、組合広報 5 万 1,000 部の印刷であり、備考欄中ほどの内部情報系システム用機器使用料は、事務用パソコン 25 台の賃借料であります。

備考欄一番下の財政調整基金積立金については、積立額は 1 億 8,102 万 6,949 円で、平成 25 年度末現在高は 3 億 2,998 万 3,852 円となるものであります。

24、25 ページになります。

3 款 1 項 1 目衛生総務費の備考欄一番下の丸印、下から 2 行目、生活環境対策費の大東清掃センター周辺住民健康調査委託料は、公害防止協定に基づき、大東清掃センター隣接地域住民の健康調査を実施しているものであり、平成 24 年度から汚染牧草焼却の関係から健診項目を追加して実施しており、平成 25 年度の受診者数は 168 人となっております。

26、27 ページになります。

備考欄最初の丸印、ごみ減量化対策費の一般廃棄物処理基本計画改定業務委託料は、県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定されたことに伴い、計画の見直しを行ったものであります。

3 款 2 項 1 目釣山斎苑管理費であります。備考欄 2 行目の指定管理者選定委員報酬は、釣山斎苑及び千厩斎苑の平成 26 年 4 月からの指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者選定委員会

を3回開催したものであります。

釣山斎苑管理費、備考欄下から2行目の火葬炉設備補修工事費は、火葬炉設備補修工事、地下オイルタンク・ライニング工事など5件であります。

28、29ページになります。

2目千厩斎苑管理費にありましては、備考欄下から2行目の火葬炉設備補修工事費は、火葬炉設備補修工事など4件であります。

3款3項ごみ処理費、1目一関清掃センター費であります。備考欄2つ目の丸印、ごみ焼却施設管理費、下から4行目の施設補修等工事費は、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事、給水装置更新工事など10件であります。

備考欄一番下の丸印、粗大ごみ収集運搬事業費は、隔年で粗大ごみ収集を実施したものであり、平成25年度は収集実施年度であったものです。

30、31ページになります。

備考欄2行目の廃棄物処理施設モニタリング事業費は、一関清掃センターなど放射性物質濃度測定業務の委託を行ったものであります。

2目大東清掃センター費であります。備考欄2つ目の丸印、ごみ焼却施設管理費、下から5行目の施設補修等工事費は、ごみ焼却施設定期補修工事、ごみクレーン整備工事、空気予熱器緊急補修工事の3件であります。

備考欄一番下の丸印、粗大ごみ収集運搬事業費は、一関清掃センター同様、隔年で粗大ごみ収集を実施したものであります。

3目舞川清掃センター費であります。備考欄最初の丸印、舞川清掃センター管理費、下から4行目の施設管理委託料において、精密機能検査を実施しております。なお、最終処分場の精密機能検査につきましては、花泉清掃センター及び東山清掃センターにおきましても、それぞれの清掃センターの施設管理委託料において精密機能検査を実施しております。

備考欄一番下の丸印、指定廃棄物保管事業費は、国の委託を受け、8,000ベクレルを超える焼却飛灰をコンクリートボックスに保管したものであります。

32、33ページになります。

5目東山清掃センター費であります。備考欄、東山清掃センター管理費、下から3行目の施設補修等工事費は、遮水シート補修工事、焼却灰埋土工事など10件であります。

4項し尿処理費、1目一関清掃センター費であります。備考欄2つ目の丸印、し尿処理施設管理費、下から2行目の施設補修等工事費は、遠心脱水機定期点検整備工事、貯留槽外壁ほか亀裂補修工事など15件であります。

34、35ページになります。

3款4項2目川崎清掃センター費であります。備考欄、し尿処理施設管理費、下から2行目の施設補修等工事費は、I Z循環ポンプ等設備機器整備工事など4件であります。

4款1項公債費、1目元金は、施設整備のため借り入れした組合債の元金で、整備事業ごとの償還金は備考欄の金額となります。2目は、組合債の利子であります。

なお、目的別地方債残高などは、主要な施策の成果に関する説明書4ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上が一般会計決算であります。

次に、認第3号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、

補足説明を申し上げます。

52、53ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料は、納付義務者 3 万8,982人、収納率は100%となっております。2 節現年度分普通徴収保険料は、納付義務者4,661人で収納率は87.28%であり、収入未済は595件であります。3 節滞納繰越分は、調定人数1,459人で収納率は10.01%であります。不納欠損336件の内訳は、死亡59件、生活困窮252件、転出25件となっております。

2 款 1 項 1 目介護保険事業費分担金であります。1 節介護給付費分担金の分担割合は、10%が高齢者人口割、90%が給付割で、2 節地域支援事業費分担金は100%高齢者人口割であり、3 節事務費分担金は、10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。分担金総額に占める構成市町の分担割合は、一関市94%、平泉町 6 %となっております。分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書31ページに記載しておりますので、ご参照願います。

4 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は、介護給付費に対する国の負担分で、負担割合は施設系で15%、在宅系20%であります。

54、55ページになります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、第 1 号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合、それから所得段階の分布状況などを勘案して算定されたものであり、交付率は介護給付費総額の 8.37%となっております。

なお、東日本大震災の被災者に対する一部負担金の減免に対する特別調整交付金も加算されております。

2 目介護予防事業費交付金は、介護予防事業に対する交付金であり、交付率は事業費の25%であります。

3 目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、地域包括支援センター運営経費などに対する 39.5%の交付金であります。

4 目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う介護保険事務支援システム改修事業費の基準額に対する50%の補助金であります。

5 款 1 項支払基金交付金であります。1 目介護給付費交付金は、保険給付費の29%、2 目介護予防事業費交付金は介護予防事業の29%の交付金であります。

6 款 1 項県負担金であります。1 目介護給付費負担金の負担割合は、施設系で17.5%、在宅系では12.5%であります。

56、57ページになります。

6 款 3 項県補助金であります。1 目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費の12.5%、2 目包括的支援等事業費補助金は、任意事業、地域包括支援センター運営経費などに対する 19.75%の補助金であります。

3 目介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金は、東日本大震災により被災した被保険者への利用者負担額の免除に対する補助金であります。

8 款 1 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し、繰り入れしたものであります。

58、59ページになります。

10 款 1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金は、247件分であります。

2 項 1 目第三者納付金は、交通事故等第三者行為を原因とする介護給付に対する納付金であり、3 目雑入は、介護認定調査員の雇用保険料などであります。

次に、歳出について申し上げます。

60、61ページをお開き願います。

備考欄の記載の主な内容について、説明いたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費であります。備考欄一番上の丸印、介護保険運営協議会委員報酬は、4 回の開催に伴うものであります。また、3 番目の丸印、中ほどになりますが、介護報酬改定等に伴い、介護保険事務支援システムの改修を行っております。

62、63ページになります。

1 款 3 項 1 目認定審査費は、介護認定に係る経費でありまして、222回の介護認定審査会を開催し、延べ8,517件の審査判定を行ったところであります。要介護認定申請状況、審査済み認定者数等の状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書35ページをご参照願います。

2 款 1 項 1 目介護サービス費から、64、65ページの 6 目特定入所者介護サービス費までは、保険給付費であります。平成25年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗率は96.5%となっております。サービス種類別の利用人員、総費用等の詳細につきましては、主要な施策の成果に関する説明書39ページから42ページを参照願います。

3 款 1 項 1 目基金積立金は、介護給付費準備基金に積み立てたものであります。

4 款 1 項介護予防事業費は、運動機能向上、口腔機能向上などの介護予防事業を構成市町に委託し行ったものであります。

2 項包括的支援等事業費は、西部・東部地域包括支援センターにおきまして総合相談、権利擁護及び虐待相談、介護支援専門員への支援、研修会の開催などを行ったところであります。

備考欄 2 つ目の丸印、交付金事業費、9 行目の包括的支援事業委託料は、医療法人及び社会福祉法人など在宅介護支援センターに委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したものであります。

次の行の地域包括支援センター業務委託料にありましては、一関地域の一部、花泉地域、大東・東山地域及び平泉町に係る業務を社会福祉法人 3 団体に委託し、また、藤沢地域に係る一関市病院事業に委託し、地域包括支援センターを設置した経費であります。

66、67ページになります。

備考欄 2 行目の介護支援任意事業構成市町委託料は、介護手当て支給、家族介護用品支給、訪問給食サービスなどを構成市町に委託し実施したものであります。

6 款 1 項 1 目諸支出金にありましては、備考欄丸印、介護給付費負担金等返還金は、前年度の介護給付費等の精算に伴う国、県、支払基金、構成市町への返還金であります。

次の丸印、過年度保険料還付金にありましては、過誤納金等還付308人分であります。

次に、サービス勘定について申し上げます。

70、71ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部・東部の地域包括支援センターが所掌する要支援 1、2 の利用者に係る介護予防支援事業計画、いわゆるケアプランを作成管理する経費となっております。

歳入の 1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン 1 件当たり 4,120 円、初回加算 3,000 円で、合計 7,904 件分となっております。

72、73ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費におきましては、介護予防支援員を配置し、介護予防サービス計画の策定を行ったところであり、また、介護予防サービス計画作成業務委託料は、居宅介護支援事業所にケアプラン作成を委託したものでありまして、5,374件分であります。

以上が、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出決算であります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 私からは、一般会計決算について、2 点お伺いいたします。

1 点目は、決算書の12、13ページ、2 款 1 項 2 目の火葬場使用料についてでございます。ここ数年の状況を見ますと、使用料は減少しておりますが、必ずしも人口の動態、例えば亡くなった方の数とリンクしていないように思いますが、この辺について、東日本大震災の影響もあるのか、その要因についてどのようにとらえているか伺います。

次に、2 点目は、同じく一般会計、決算書の18、19ページ、8 款 3 項 1 目の弁償金についてでございます。ゼロ円となっておりますが、広域行政組合として、東京電力株式会社に対して原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した経費として、平成23年、平成24年度分合わせて約3,920万円ほどの損害賠償を求めているというふうに思いますが、その後どのようなになっているのか、また、平成25年度分の損害賠償請求額はどのようなになっているかについて伺います。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 小野寺道雄議員の質問にお答えいたします。

まず、火葬場使用料の推移についてであります。平成22年度から平成25年度までの火葬場使用料は、平成22年度が3,481万1,000円、平成23年度が3,680万円、平成24年度が3,489万1,000円、平成25年度が3,420万円となっており、平成22年度と比べ平成25年度の火葬場使用料は58万1,000円、1.6%の減とわずかながら減少傾向にあります。

一方、管内の人口を見ますと、平成22年と比べ平成25年度は3,519人、2.5%減となっており、また、管内の死亡者数は平成22年度の1,936人に対し平成25年度は1,916人となっており、平成22年度と比べ20人、1%の減となっておりますことから、火葬場使用料減少の要因の一つには、管内人口の減少があるものととらえております。

次に、火葬場管理費の歳出についてでありますけれども、平成22年度と平成25年度の火葬場管理費の決算額を比較いたしますと、平成25年度は1,183万5,397円、19.4%の増となっております。なお、委託料につきましては、平成22年度の2,653万341円に対し平成25年度は2,955万863円となっており、302万522円、11.3%の増となっております。このうち、火葬場運転管理委託料につきましては、平成22年度は月額166万2,500円でありましたが、労務単価など見直しを行いましたことから、平成25年度は月額190万2,600円となっており、24万100円、14.4%の増となっております。

また、歳出のほうの主な要因は、工事請負費の増加によるものととらえております。火葬場運営管理費の工事請負費は、平成22年度の901万2,413円に対し平成25年度は1,521万4,500円であり、620万2,087円、69%の増となっております。

釣山斎苑は平成7年の稼働から19年、千厩斎苑は平成3年の稼働から23年が経過しております。

ことから、安定的な稼働のため、定期整備工事とあわせて、設備や機器等の更新工事を行っておりますことから、工事請負費が増となっております。

次に、東京電力に対する損害賠償請求についてであります。東京電力の原子力発電所事故による放射性物質による影響対策に要した経費として、平成23年度分は、職員人件費1,368万1,592円、検査測定費用が345万2,760円、測定機器購入費120万2,250円、その他放射線対策に要した経費672万357円、計2,505万9,959円を、また、平成25年度分は、職員人件費357万3,649円、検査測定費用142万5,900円、測定機器購入費9万9,750円、その他放射線対策に要した経費907万9,856円、計1,417万8,955円を平成24年6月20日、平成25年2月1日及び同年6月21日の3次にわたり、岩手県及び県内の市町村、一部事務組合と歩調を合わせ、東京電力に対し損害賠償請求を行っております。

損害賠償請求後の状況であります。当組合からの損害賠償請求に対し東京電力が賠償金の支払いに応じないことから、組合議会の議決を得て、平成26年3月31日付けで原子力損害賠償紛争解決センターに対し、和解仲介手続きを申し立てを行ったところであり、現在、同センターにおいて審理が進められているところであります。

その後、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介による合意を待たずに、本年6月に東京電力から、平成23年度分の賠償請求額のうち、検査測定経費の一部の408万9,897円について支払いに応じる旨の通知がありましたことから、平成26年7月4日付けで合意書を取り交わし、7月17日に賠償金の支払いを受けております。

平成25年度分の損害賠償請求につきましては、職員人件費676万5,103円、検査測定費用102万6,375円、測定機器購入費7万560円、その他放射線対策に要した経費2,117万7,588円、計2,903万9,626円を本年2月5日と6月19日の2次にわたり、東京電力に対し損害賠償請求を行っているところであります。

なお、平成23年度分及び平成24年度分の損害賠償請求についての原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介は、現在、岩手県の申し立て分について先行して審理が進められており、原子力損害賠償紛争解決センターから岩手県に対し、正式な和解案に先立ち、和解案の骨子が示されているところであります。

和解案の骨子においては、例年開催していた事業に要する費用など、一部を除き、すべての損害について賠償対象と認める。人件費については、東京電力から賠償金の支払いについての超過勤務の増加分が、原子力発電所事故と相当因果関係があると損害として認められるとの方向が示されているところであり、岩手県において、現在、和解案の骨子の諾否についての検討を進めているところであります。

岩手県の和解仲介の審理内容が今後、県内市町村、一部事務組合の審議にも影響すると考えられますことから、組合としましては、今後とも岩手県の審理対応等の情報収集に努めてまいります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） まず、火葬場使用料の関係ですけれども、人口減少が一つの要因として挙げられるというふうに答弁があったわけでございますが、私の調べるところによりますと、人口は減少しておりますが、亡くなる人の数は決して減っていないのではないかというふうにとらえているところですが、その辺について、もう一度答弁を願いたいということと、質問はしなかつ

たのですけれども。

議長（武田ユキ子君） 一問一答です。

昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 先ほどの私の答弁の中で、人口減少による影響ではないかというふうにお話し申し上げました。全体の人口が減になっていると、そういったようなことがありまして、お亡くなりになる方を考えた場合は減の要因になろうと、このように考えたわけでございます。

それから、平成22年度と比較いたしますと、平成25年は20人、1%の減というようなことで、お亡くなりになる方、これは少なくなっているわけですが、総体的に見れば人口の動態が影響を与えているというふうに考えたものでございます。ただ、これを調べてみますと、いろいろな要因が考えられまして、そのこのところは長期的な見方で見ないとはっきりした分析が出ない、そんな感じも持ったところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） いずれ、今の要因等については、もう少ししっかり分析する必要があるのではないかというふうに思います。

それから、火葬場の管理費についても答弁あったわけですが、1回目でそのところまで質問はしていなかったのですが、業務委託料の部分を見ますと、いずれ、先ほどの説明あったように、労務費等の関係もあって増加しているというふうなことで、委託料の主な内容というか、どういう根拠でその委託料を積算しているか、わかる範囲内で結構ですのでお示し願いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 私のほうから、委託料についての主なものについて申し上げます。

委託料の主なものとしたしましては、大きいもので申し上げます。火葬場の運転管理委託料、これが割合として一番大きいというふうに考えてございます。これにつきましては、ほとんどが労務費というふうなもので占められているものではございますけれども、それにつきましては、それぞれの年度ごとに労務単価の見直しをいたしまして、採用して積算していると。その結果、契約なりそういった形で至って、このような形でなっているということでございます。

なお、今年度から指定管理委託というふうな形になってございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12番（小野寺道雄君） いずれ、使用料が減少している中で、委託料についても、処理件数と言えばちょっと語弊があるかもしれませんが、それもある程度の加味されているような業務内容になっているのかどうかというところについて、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 火葬件数等については、通常の火葬のほかに、そのほかに動物炉の使用とか、そういったものも含めての業務の委託をしてございます。そういったことを考えますと、年によってやっぱり数の増減というのはございます。最近の傾向ですと、今申し上げたように、火葬件数については減少というふうな形の傾向をたどっていると。逆に、動物炉の使用等については若干、世相を反映しているというふうなこともありましようけれども、数が増えているというふうな状況にございます。そういった中で、火葬増減はございますけれども、運営

については、やっぱり必要な定数は確保しておかないと、ということでございますし、そういった係数等の勘案も当然してまいるというふうなことでございますけれども、今現在は指定管理委託というふうな形になってございますので、これについては一定の基準のもとに、その一定の数量よりも多い、あるいは少ないというふうなものを勘案しながら、委託料の精査を図っていくというふうな形式になってございます。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄君の質問を終わります。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 私からは、認第3号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計の歳入歳出決算から、65ページの4款2項1目、任意事業費についてお伺いします。

この任意事業費については、介護相談員報酬2名が記載されております。主要な施策の成果に関する説明書を見ますと、活動日数などが掲載されて、訪問件数が大体お2人の方で184.5日などの活動がありますが、この機会に、訪問してどういう内容の仕事なのか、目的、成果をこの機会にご紹介いただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 訪問相談員の活動の内容についてでございます。

現在、当組合の介護保険課に2名の訪問相談員がおりまして、週2日、1日6時間の勤務という内容で訪問相談の活動をしているところでございます。

訪問先でありますけれども、介護施設、あるいは在宅での新規認定者等の訪問活動を行っているというところで、主な相談内容でありますけれども、ヘルパーの利用、あるいはデイサービスの利用時のご不満、ある意味ご不満をお聞きすると、あるいは在宅サービス、いろんな制度がございますので、その制度的なことの相談を行うと、あるいは相談を受けた場合にそこでは解決ができないという場合は介護保険課へ連絡運営、またその相談に対応する、そういったような活動をしているということでございます。

平成25年度の実績といたしましては、在宅サービスに関する相談が35.7%でありました。また、生活相談が26.2%という状況であります。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） この相談員の方々が訪問に何う活動の中で相談をいろいろ聞き取りしているようではございますけれども、アポなしの訪問ということで、現場から苦情などがあるというお話をお伺いしているのですけれども、ケアマネージャーでもない方が突然来て、いろいろ聞き取りするわけですが、認知症の方への対応などについて、いろいろと家族の方から苦情が来たということで、こういった状況について、組合のほうでは承知しているのか、もし承知しているのであれば対応等について改善なされているのか。この訪問している方々について、有資格者などになっているのかご紹介いただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 訪問介護の相談員の苦情についてでございますけれども、平成25年からの部分につきましては、そういったような苦情はございませんでした。ただ、かつての相談記録を見ますと、そういったような苦情に近いものがあったということは確認できましたので、その内容を見ますと、介護の相談員ということで少し遅い時間に訪問したようなことがあったようでございます。先様が少し忙しいときの対応ということで、よく介護相談員の業務を説明できなかった

たというようなものが1件あったように記憶しております。そういったような苦情につきましては、介護保険課のほうにまいりますので、この相談の報告を受けた際には忌憚のないお話の中でお伝えをしているというところです。平成25年から最近につきましては、そういったような苦情というものはないというふうに考えております。

有資格者の関係でありますけれども、相談員の設置規則というものがございまして、介護保険に関して知識と経験のある者のうち、管理者が委嘱するということでございまして、必ずしも、例えばケアマネの、介護支援専門員の資格であるとか、あるいは介護福祉の資格を求めた内容ではございません。ただ、職務の関係上、任用する際に、介護の経験、あるいは介護員として特養等に勤められたのかどうかという部分は確認をしながら任用しているということでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、この事業の内容の改善とともに拡充を求めたいと思います。

この平成25年度の事業を見ますと、どこを見ても人材確保のための事業がありませんでした。任意事業というのであれば、今、介護施設等で一番困っている人材確保のための事業をぜひ拡充していただきたいと思います。社会福祉協議会のほうでも初任者研修などを行っているようですが、そういったものにも補助がないというお話を聞いておりますし、介護施設のほうでは県北や宮城県南まで職員の募集をいろいろ広げていますが、なかなか人材確保が難しいと。そうすることで高校生を採用して職員を、働きながらそういう資格を取っていくという対応をしているようです。やはり、人材確保について責任を負う、その責任の所在をはっきりとした事業をしていく必要があると思いますので、この人材確保の事業ということで、できればこの任意事業費の中身ですね、改善と拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 介護人材の確保とあわせて、その財源については任意事業という考え方ができないかという話だと思いますけれども、現在の介護人材の取り組みとしましては、一関市が計画しています一関市担い手育成事業への協力、あるいは職業訓練法人東磐井職業訓練協会主催の介護人材研修への講師派遣など、こういったような事業に取り組んでいるということでございます。今後につきましても、国、あるいは県の動向を注視しながら、介護人材の確保に努めた支援をしてまいりたいと、このように考えてございます。

さまざまな事業所を回りますと、介護人材の確保の関係が課題として上げられますので、こういったような事業に取り組めば効果的なのかという部分の視点も持ちながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君の質疑を終わります。

議長（武田ユキ子君） 質疑に当たっては、事前通告をするようにお願いしておりますので、今後は事前に通告されるようお願いいたします。

質疑は、一括質疑答弁方式か一問一答方式の質疑方式を選択の上、簡潔にお願いをします。

10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） ご配慮いただきまして感謝申し上げます。

端的に伺います。

決算書の28、29ページ、3款3項1目一関清掃センター費、下から2つ目の丸にごみ収集運搬

事業費というのがあります。この中に、違反ごみ用ステッカー等印刷製本費というのがありますけれども、東のほうは、私も経験がありますけれども、ごみの違反をすればそのステッカーを貼る。これはそうしますと近くの方が、あなたのところの貼ってあったぞと、こういうようになるのですね。ところが、この一関清掃センター管内は、名前もないごみを違反ステッカーを貼って、最終的にどう確認して、どう効果があるのか、ただ貼ったという行為だけなのか、まずこの辺について伺いをしたいと思います。

それから、主要な施策の成果に関する説明書で20ページ、最終処分場というのがあります。この中に、東山清掃センターだけについて伺いますけれども、平成25年度にあとどのくらい容量があるのかという精査を行うというのが、平成25年度、たしかそういうのがあったと思いますけれども、この原発、放射能でその容量が狭まったといいますか、そのために覆土も含めて容量が少なくなっているわけですね。これについて、損害賠償をする考えがあるのかどうか伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議員お尋ねの、いわゆる違反ごみ用のステッカーの使用について、この効果のお尋ねがございました。

違反ごみ用ステッカーの使用についてでありますけれども、定められた収集日以外に排出されるごみや、分別が徹底していないごみと不適切な排出がされたごみに貼付し、排出者に注意喚起する違反ごみ用ステッカーは、一関清掃センターにおいて一括して作成しており、一関清掃センター管内及び大東清掃センター管内において同じものを使用しております。

違反ごみ用ステッカーは、住民の方々に排出者としての責任の喚起を促すことを目的としており、ごみの適切な排出に一定の効果があるものと認識しておりますが、今後、更なるごみの分別の徹底の促進に向けて、チラシの配布などの方法もあわせて用いながら、管内住民への周知に努めてまいります。

次に、東山清掃センターでありますけれども、放射性廃棄物の埋め立てによりまして、損害賠償請求をする、そういったような考え方がないかというふうなお話がございました。

損害賠償につきましては、施設からの放流水などの放射能濃度測定や汚染牧草の焼却に係る国庫補助対象経費を除き、覆土工事費などを損害賠償の対象として東京電力株式会社に請求しております。

なお、埋め立て量が増加したことによる施設の短命化などに係る損料については、どのような方法で算定すべきかなど、他町村の情報なども収集しながら、引き続き検討をさせていただき、必要に応じて対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志議員に申し上げます。

一括質疑答弁方式か一問一答方式か選択の上、質問をお願いします。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 一問一答でお願いをします。

最初の件について再度質問いたしますけれども、私が聞いているのは、市議会の本会議でもお話ししたのですけれども、名前のない、出した人がわからないものに違反ステッカーを貼っても、その方が違反だという認識がどこでわかるのか。だから、東西統一して、やっぱり名前を書いた出し方をすべきではないかということを申し上げたのですけれども、局長の答弁は、ステッカー

を貼りますよと、だけれども出した人が違反だという認識は持てないですよ。やっぱりここですね、収集をする立場、担う広域行政組合の事務局長として、広域行政組合として、やはり当局のほうに適正な出し方をすべきだということをやっぱりやっていかないと、いくらたっても違反の方は違反だという認識を持てないですよ。もう一度、このところを答弁をお願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 違反ステッカーのお話の中で、違反して出した、いわゆる指定の袋に黄色いものを貼るわけですが、それによって実際ごみを出した方が違反ごみであるという認識を持てるのかどうか、そういう問題もあるのではないかと、対応を含めてのご質問ということでございました。

これにつきましては、指定の袋に記名をするかどうかというふうな問題に広がるのかと、このように思いますが、現在、一関清掃センター管内については、そういう氏名の記名をというような形のものをしてございません。これは課題として、大東清掃センター管内と同じような形で、ごみ袋の規格や、それから記名の有無の統一についてということが課題としてございまして、過去にも住民や関係団体の代表の方々にお集まりいただきまして、廃棄物の処理懇話会を開催した経過がございますが、一方で氏名を記入することで排出者責任を明確にすべきだと、そういう意見が出された。ただ、一方で、やはりプライバシーという問題もあるのではないかと、そういったような議論の中で現在に至っているということでございます。ただ、やはり大きな転換点を迎える、そういったような流れがあるかと思えます。この経過を踏まえながらも、今後課題を整理して、どういう形が今後の廃棄物処理に求められるのかについては検討させていただきたいと、このように考えてございます。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 最後にします。

私は、従来のプライバシーとか何かという、そういうものはわからないわけではないですよ。ただ、今の、きょうの議論を通じて見ても、そういうのを越えたことの対応をしていかないと、この地域のごみ処理問題は解決できないと思っています。もう、あなたも局長も、きょう、いろんな質問あったわけですが、もう従来の発想では私はないと思うのです。やっぱりそこを市民共有の課題としてとらえるという姿勢がないとこの先進まないのではないかと思います。

あとは、この件については市議会の中で、本会議の中で質問をしてまいりたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認第2号は、認定されました。

次に、認第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認第3号は、認定されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、議案第7号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）から、日程第7、議案第8号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第7号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は7,142万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億366万6,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては、総務費7,142万5,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、財産収入30万5,000円、繰入金299万1,000円、繰越金6,812万9,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第8号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、介護保険法改正に伴うシステム改修委託料の追加並びに平成25年度決算に伴う介護給付費の精算及び介護給付費準備基金への積み立てを行うため、また、サービス勘定においては、平成25年度決算に伴う一般会計繰出金の増額について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は3億8,812万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億236万9,000円といたしました。サービス勘定にありましては、歳入歳出予算の補正額は299万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,648万9,000円といたしました。

4ページをお開き願います。

事業勘定の目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては、総務費2,104万2,000円、基金積立金2億7,275万9,000円、諸支出金9,432万円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、国庫支出金277万5,000円、財産収入77万6,000円、繰越金3億8,457万円を増額いたしました。

5ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別補正額は、第1表のとおりで、歳出につきましては、諸支出金299万1,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、繰越金299万1,000円を増額いたしま

した。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） 議案第7号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

予算書8ページをお開き願います。

歳入であります。

4款1項2目利子及び配当金は、今回の補正において積み立てる財政調整基金の利子を見込むものであります。

6款2項1目介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計サービス勘定からの繰入金を、7款1項1目繰越金は、一般会計の前年度からの繰越金を見込んだものであり、いずれも財政調整基金へ積み立てるものであります。

歳出であります。

2款1項1目の財政調整基金積立金は、一般会計の前年度繰越金及び介護保険特別会計サービス勘定の前年度繰越金等を財政調整基金に積み立てしようとするものであります。

次に、議案第8号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定であります。

10ページをお開き願います。

歳入であります。

4款2項4目介護保険事業費補助金は、平成27年度施行の介護保険法改正に伴う介護保険事務支援システム改修事業に要する経費に対する国庫補助金であります。補助額は、定額144万円に、第1号被保険者数に被保険者単価を乗じて得た額及び一部事務組合の構成市町数に52万円を乗じて得た額を加算した額となっております。

7款1項1目利子及び配当金は、今回の補正において積み立てる介護給付費準備基金の利子を見込むものであり、9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金を見込んだものであり、いずれも介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

11ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目総務管理費は、改正介護保険法が平成27年度に施行になることに伴い、介護保険事務支援システム及び認定調査管理システムの改修を行おうとするものであります。

3款1項1目基金積立金は、事業勘定における前年度繰越金から介護給付費等の精算返還金等を控除した額を積み立てしようとするものであります。

6款1項1目諸支出金は、平成25年度介護保険事業の確定による精算に基づき返還しようとするものであります。返還金区分につきましては、説明欄記載のとおりであります。

次に、サービス勘定であります。

14ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款1項1目繰越金において、サービス勘定の前年度繰越金を見込んだ

ものであります。

歳出につきましては、２款１項１目の一般会計繰出金において、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出しするものであります。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

質疑に当たっては、事前通告をするようにお願いしておりましたので、今後は事前に通告されるようお願いいたします。

質疑は簡潔にお願いします。

12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 一括方式で、先ほどの決算の関係ございますので、決算のところで答弁のあった東京電力からの賠償金について、７月の時点で納入なっているということですが、補正予算に計上しなかった理由、そして、いつの時点で予算化を行う予定なのか、何に充当する予定なのかお伺いします。

議 長（武田ユキ子君） 昆野事務局長。

事務局長（昆野雅志君） ただいま議員からご質問ありましたけれども、本年、平成26年７月４日付けで合意書を取り交わした、７月17日に賠償金の支払いを受けている件でございます。金額として408万9,897円でございます。

今回、補正予算に計上いたしませんでした。次回にこれを計上してお示しすることとして、その財源については、財政調整基金のほうに手当てをすると、そういうことで対応を考えてございます。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

まず、議案第７号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

議案配布のため、暫時休憩します。

休憩 午後６時04分

再開 午後6時05分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第9号、監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議案第9号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、現監査委員の小野寺興輝さんから退職の申し出があり、平成26年9月30日付けで退職することを承認したので、後任として、沼倉弘治さんを適任と認め、選任しようとするものであります。

沼倉さんは、昭和19年生まれで70歳であります。

昭和38年に岩手銀行に入行され、一関支店次長、花泉支店開設委員長、同支店長、検査部検査役などを歴任し、平成11年8月から岩銀ビジネスサービス一関センター副所長を務められ、平成18年7月に退職されております。

また、一関市の監査委員を平成21年12月から務められております。

ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより採決を行います。

議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第9号は、同意することに決定しました。

議長（武田ユキ子君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

監査委員より発言の申し出がありますので、これを許します。

小野寺代表監査委員。

監査委員（小野寺興輝君） 議長からお許しをいただきましたので、貴重なお時間を拝借いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日をもちまして、監査委員を辞任することになりました。

私は、平成18年6月から一関地区広域行政組合の監査委員として8年4カ月、監査業務に携わってまいりました。

この間、組合を取り巻く行財政環境は厳しさを増し、衛生事務並びに介護保険事務という住民生活に直結した事業を担っている組合運営に住民の関心も高く、私ども監査委員に対する住民の期待もますます大きくなっていることを痛感してきたところです。この住民の期待に添えるよう、監査の任に当たってまいりましたが、その責任の重大性を思いますと、十分にその責務を果たしているだろうかと日々自問し、その思いは今もしかりであります。

今後は、監査委員として培った知識経験を糧に、一住民として側面から健全たる組合運営に寄与できるよう頑張っていきたいと考えております。

最後に、議員皆様方のますますのご活躍と管内住民の福祉向上のため、組合の更なる発展をご祈念いたしまして、ごあいさついたします。

本当にありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第26回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成25年度決算について認定をいただきました。また、平成26年度補正予算につきましても可決いただきましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

また、本定例会で賜りましたご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、第26回定例会閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 第26回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成25年度一般会計及び介護保険特別会計決算など5件の議案について、終始活発な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今定例会の会期は1日ではありましたが、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて、直面する課題について、当局の考えをただし、議論を深めていただき、当局からは明確な答弁、方針をお聞きすることができ、広域行政組合の目的がしっかり果たされていることを確信した次第であります。

広域行政組合は、衛生事業、介護保険事業を通じて、住民福祉の増進に努めていただいているところではありますが、これに加えて、福島第一原子力発電所の事故によってもたらされた放射能汚染牧草の焼却処分にも、地域住民の皆様のご理解をいただき、対応をしているところでございます。

広域行政組合の業務は住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様のご理解、ご協力が不可欠であり、そのためには、当局とともに一致団結して説明責任を果たしていくことが必要とされ、そのための不断の努力が極めて重要であることを改めて痛感した次第であります。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、あいさつといたします。

大変ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 以上をもって、第26回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

閉会 午後6時14分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 優

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 善 朗